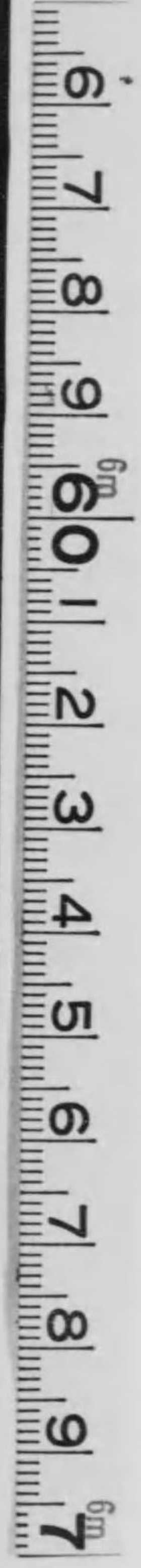


276  
175

〇  
複  
写



始



中澤忠太郎著

學校衛生に關する實際的研究

東京 開發社發行

大正  
3. 4. 15  
丙寅

## 序 文

近時、教育事業の進歩發達は、諸般の方面に亘りて、大に見るべきものがある。それは、教育學理の進歩、並びに、學者教育家等の指導、さては、教育實際家等の努力とが、與つて力あること、と思ふ。而も、獨り吾人の遺憾に堪へざるは、學校衛生、及之に關聯せる教育上諸問題の研究が、閑却せられ、従つて、實績上に於て、思はしからぬ結果となつてゐることである。凡そ教育事業に於ける、教授法訓練法等の研究は、實に大切なることであるが、體育並びに衛生等の根本問題を、開拓し、之に向つて研究を進め、改善を加ふることと相俟たずば、眞に教育の効果を全

ふすることは出来ないことと思ふ。若しそれ現時のまゝにて推移せんか、我が國民の體育上、將來大に寒心すべきものがあると思ふ。本書はこの缺陷を救済して、我國家教育のため、幾分なり體育衛生上の指針たらしめんことを期して、世に公にせるものである。

學校衛生の事たる、學校醫、若くは、醫學專門家等の、主として攻究し、論議すべきことにて、吾人の如き門外漢の飛び出すべき幕ではないと思ふ。而し、學校教育の見地より考へて、體育法の改善、且は學校衛生の進歩發展策を講ずることは、吾人とても、強ち、口を襟みて居るべきものでないとも信ずる。特に、我が學校衛生の實狀は、一般に於て整備して居らない、實行を

督勵したり、新に研究すべき餘地が少からずあることと思はるゝのである。本書は學校衛生の實施、及び、其研究を盛んにせんがため、研究問題の一部分を提出したるまでにて、勿論、完全なるものではない。或は専門家の眼より見れば、極めて拙撰、幼稚なるものであると自覺して居る、而も、盲蛇の誹りを甘受して、敢て世に公にせる所以は、たゞ少しにても斯道改善の資となさんがためである。切に大方各位の御批正を仰望する。

本書に引用したる諸家の説は、學校衛生上、何れも有益なる参考資料である、本書は、これがため、大に、光彩を添ふるを得たることを感謝する。然れども著者の不敏なる、或は引用の當

を失したる點少からずあることと思ふ。こは特に改めて御  
詫びをする。若しそれ幸に本書の主張が世に容れられんか  
一に諸家の賜物に外ならぬこと、信ずるのである。

大正二年十二月初旬

武田機山公城趾の西自宅に於て

著者誌

# 學校衛生に關する實際的研究目次

第一編 總論	一頁
第一章 學校衛生の意義	一
第二章 學校衛生の位置及其必要	三
第三章 體育衛生に關する歐米の現狀	一八
第四章 我國兒童身體の發達	三〇
第五章 學校衛生事業の範圍	三九
第六章 我國學校衛生の現狀	四二
第二編 各論	五八
第一章 學校設備に關する衛生	五八
第一節 校地	五八
第二節 給水	六六
第三節 校舍	六九

第四節 教室……………七五  
 (一)面積 (二)通風 (三)採光 (四)燈房 (五)教室衛生の注意

第五節 兒童控所及屋内體操場……………八六

第六節 便所……………九〇  
 附「特別教室及寄宿舎衛生」

第七節 校具……………九三  
 (一)黑板 (二)机腰掛 (三)各種校具

第八節 學校清潔法……………九九

第二章 學校生活に關する衛生……………一〇九

第一節 教授上の衛生……………一一〇  
 (一)姿勢 (二)席次 (三)教授の開始 (四)休憩時間 (五)教授上の文字 (六)教授法の改善 (七)體操遊戲に於ける教授上の注意 (八)宿題 (九)教授法と季節

第二節 訓練管理上の衛生……………一二八  
 (一)作業 (二)遠足及運動 (三)看護 (四)管理方面に於ける衛生上の注意

第三章 學校生活に附帶せる身體的鍛練……………一四二  
 附「女子に對する衛生上の注意」

第三章 兒童生徒に關する衛生……………一四七

第一節 學校病……………一四七  
 (一)脊推彎曲症 (二)眼疾附「トラホーム豫防法」及「トラホーム治療の成績」 (三)聽力減弱 (四)頭痛及鼻血 (五)呼吸器病附「冬期學校衛生二則」 (六)呼吸器病豫防法「感冒の豫防」 (六)消化不頁及腹痛胸痛 (七)神經衰弱

第二節 特殊の疾病豫防……………一八八  
 (一)鼻の病氣 (二)細菌の豫防 (三)寄生蟲の豫防 (四)皮膚病の豫防附「凍傷の豫防及治療法」

第三節 學校傳染病の種類及豫防消毒……………一九六  
 附「各種傳染病の症狀」及「サナテリ、結核、虎列刺病の豫防につきて」

第四節 救急療法……………二一六

第五節 身體検査及學校醫……………二三五  
 (一)學生生徒身體検査規程 (二)學校衛生器械及藥品 (三)學校醫

**第六節 病弱兒童の養護**……………二五九  
 (一)教授上の養護 (二)林間學校 (三)休日殖氏 (四)平素の鍛練

**第七節 兒童の健康増進に關する各地小學校の注意**……………二八一  
 (一)東京市學童健康増進案 (二)千葉縣師範學校附屬小學校兒童衛生心得 (三)某小學校の兒童養護に關する注意 (四)體育獎勵方法につきて京都市校長會の議決

**第四章 教師の衛生**……………二九一

**第一節 平素の鍛練**……………二九二  
 (一)運動 (二)遊戯 (三)攝生

**第二節 精神的衛生**……………二九七  
 (一)煩悶 (二)惡感情 (三)清淨なる心 (四)積極的精神修養

**第三節 教師の疾病豫防**……………三〇六  
 (一)呼吸器の養護 (二)神經衰弱 (三)肺病の豫防

**第四節 教師の注意すべき各種衛生**……………三二七  
 (一)教員室の清潔 (二)來賓其他外來者に對する注意 (三)小使室の清潔及小使の衛生思想開發 (四)學校用具の取扱方と衛生

**第三編 一般衛生並に兒童保護**……………三三三

**第一章 一般衛生と學校衛生との關係**……………三三三

**第一節 學校衛生と家庭**……………三三三

**第二節 村落都市の衛生**……………三三七

**第三節 公衆衛生**……………三三九

**第二章 兒童保護に關する社會的施設**……………三四一

**第一節 兒童の喧嘩並に社會風俗**……………三四二

**第二節 兒童運動園制度**……………三四五

**第三節 『カーフヒュー』の制度**……………三四七

**第四節 英國の兒童保護策**……………三四九

**結論**……………三五一

# 學校衛生に關する實際的研究

中澤忠太郎著

## 第一編 總論

### 第一章 學校衛生の意義

學校は、多數の兒童生徒及び教師が、共同生活を營みて、知識技能の修得をなし、且は身體の鍛練、徳性の磨勵をなす場所なれば、之が生活を全ふせんには、主として各自の身體に對する健康の保護、並びに其増進を計らねばならぬ。況んや學校教育の期する所は、兒童生徒が將來優良なる人間となりて、社會國家の爲めに活動すべき素因を與ふるにあるを以て、一層學校生活中に於ける身體的鍛練をなすべきである。學校衛生とは、即ち學校生活中に被むる身體上の危害を豫防し、其發育を佳良ならしめ、且は健康の増進に關與する教育的事務である。

學校生活  
衛生と



健康保證  
の二方面學校衛生  
の意義狭隘なる  
見解

學校衛生は、學校生活圈内にあるものに對する健康上の保證に屬する教育事業であることは前に述べたる通りである。凡そ健康の保證には二方面がある。其一は積極的方面にて、彼の適宜の運動をなし、相當の飲食をなす類の如く、身體の發育健康の増進に關し、他は消極的方面にて、彼の不潔の空氣を避け、身體を屈曲せざる等の類にて、其發育及健康の保護に關するのである。而して學校衛生にては、主として兒童生徒の健康保全に務め、更に其身體の發育健康の増進にも周到なる注意と努力とをなすべきである。この故に學校衛生といへる事務は、敢て體育の眞正面に立つべき性質のものではないが、其全般に關與せる普汎的の體育事業である。されば學校生活をなすものに對して、其身體の健康保全を企圖せんが爲ためには、平常正面よりして、各般の注意をとるべきは言ふまでもなく、他の教育的手段に對しても、或は間接に、又或は其側面より、或は裏面よりして、所謂衛生的の助言、若しくは注意をなすべき教育的事業なりと言つて差闕へないのである。

或は學校衛生をば極めて狭義に解して、單に身體に屬する特殊部分の保護と見なすものがある、即ち採光、換氣、整暖、清潔法の施行等を以て學校衛生を解決せりと  
なす類である。特に實際家の中には、學校衛生としいへば、學校醫の關與する所に  
して、身體検査をなすが如きを以て唯一の事業と速断せる向もある。彼のトラホ  
ームに關する治療をなし、或は傳染病流行時に於て、特種の注意をなしたる位を以  
て、學校衛生を云爲するが如きは、極めて狭隘なる見解である。吾人は、學校衛生と  
は、兒童生徒教師を通じて、其身體の保護に關する、一切の注意と施設をなすは、勿論  
進んでは、其身體の發達増進にも關聯したる注意をなすべき、體育上にとりて、普  
遍的の重要手段であると謂つてよいと思ふ。

## 第二章 學校衛生の位置及其必要

學校衛生を以て、體育上の重要手段なりとせる吾人は、進んで學校衛生事務が教  
育上如何なる位置にあるかにつきて、卑見を開陳して見やうと思ふ。

學校衛生の位置を論せんには、學校に於ける體育の價值につきて判断すれば、直  
に解決がつくのである。抑々體育が教育上如何なる位置にあるかは、今更事新し氣  
に論ずるには及ばぬことである。小學校令第一條には、劈頭、小學校は、兒童身體の

體育の必  
要

發達に留意して、道德教育及國民教育の基礎云々とある。教育に知徳體の三育を併稱するものの、體育の方法宜しきを得て、而して知育も徳育も効果を奏することになる。身心相關の理法は、生理的心理研究の今日、誰も疑ひを容るゝものなく、身體といふ基本ありて、萬事が之に左右せられ、且は軼合せらるゝものなることは、實際に於て證せられつゝある。この故に體育を以て教育の正面に立たしめ、更に基礎的事業として、之に重きを置き、之が實施方法に苦心せるは、世界各國何れの教育に於ても一致して居る、我國の如きも、今日の教育に於て、如何に體育を尊重しつゝあるかは、吾人の言明を俟たずして判然として居る。彼の積極的に體操遊戯の獎勵、且つ其實施方法に改善を加ふるが如き、或は遠足運動の勵行といひ、或は教授に伴ふ疲労程度の研究といひ、或は學科輕減問題の提唱といひ、其特に學校衛生に關する實施狀況に注目するに至れるが如きは、何れも體育を以て教育上主要なる地位にあることを證するに外ならぬのである。

體育の地位たる教育の根底をなす中心にあるものと見て宜しい、されば體育につきて、直接に、間接に、關與するところある、學校衛生事業の如きは、これ又教育上重

體育の地位

學校衛生の價值

要なる位置にあるものと見なすべきである。彼の教授といひ、訓練といひ、或は管理といふ教育的諸手段をして、常に緩滞なく施行し得らるゝやう豫備的の施設をなすが如き、或はこれら教育的諸手段の實施に際して、之をば都合よく進行せしむる諸注意の如き、或はこれら教育的事業の後備となりて、其結果をば全からしむる跡始末の如きも、何れも學校衛生に於て講究すべきものである。勿論學校衛生、其ものみにて、この種各般の任務を全ふすることは、出來ないのであるが、少くとも學校衛生は有力なる地位にありて、各事業を輔擁して居るのである。然るに、學校衛生事業をば、局限的に取扱ひ、學校教育の範圍内に於て、殆んど認められざる程度に置くが如きは、學校衛生をば、侮辱せるの甚しきものと言はねばならぬ、否學校教育の眞意義をば了知せざるものであると思ふ。吾人は敢て學校衛生事業をば、教育の當面に置かんとはせぬ、又之を以て教育の中心たらしめんとするものでもない。而もこの事業たるや、兒童生徒の身體にとりて、直接に重要な關係のあることを認知せねばならぬ。身體問題は、やがて生命の問題である。兒童生徒の生命は、其學校生活中は、勿論卒業後、とても、學校衛生の當否によりて、左右せらるゝものなる

學校衛生の地位

學校衛生  
の現狀

ことを承知せねばならぬ。この點より推考すれば、學校衛生が教育上如何なる位置にあるべきものなるかが分明することと思ふ。

すでに學校衛生事業の地位が分明したりとせば、之が必要は敢て喋々するに及ばぬことと思ふ。されば今日學校衛生の必要を唱ふるが如きは、實に迂愚の至りである。而もこの事業の實際が如何なる現狀なるかといふに、遺憾ながら大中小の學校を通じて其多くが不十分である。この點につきては後章に於て論ずる筈である。而し多數の中には、大にこの問題に注意し、覺醒せる向が、諸所にホツク見へるが、大多數は混沌たるものである。

彼我國民  
の身體狀

學校衛生の必要は、現狀の不振よりして之を唱導するのではないが、更に眼界を擴大して、世界各國民の身體的狀況並に其體育法を觀察し、之を國民の體勢と體育とに比較するに、彼よりも劣れる點が少からずある。之は何れの外國人と比較しても直ぐ分る、彼は多く筋骨逞ましき巨大なる體軀を擁して、悠悠々々、如何にも世界的體格である、我は短身瘦軀、顔面蒼白にして柔弱なるものが多い、日露戰爭に捷ちて一等國民たるの名稱を與へられしと雖も、其所謂一等國民として、満足すべ

我國の壯  
丁と逸壯

き體格なりやといふに遺憾ながら否と答へざるを得ないのである。試みに一二の實例を挙げんか、現に明治四十四年東京麻布聯隊區に於ける徵兵検査の成績調査によるに、壯丁の體格は年々に衰へ來り、去る四十一年の調査の時は、甲種合格者が、應徵壯丁百人中に三十六人七分であつたが、四十四年の検査にては、僅か二十九人四分に過ぎない、即ち百人につき七人三分の減少した割合である。之に反し千九百九年獨逸帝國に於ける徵兵調を見れば、村落の壯丁は百人につき五十七人九分、市街の壯丁は四十九人が、身體壯健にして、兵役に堪へ得らるゝとあつた。又同國參謀本部長の報告に依れば、同年は前年よりも入營し得る壯丁の数が大に増加したといふことである。尙ほ明治四十四年我第一師團徵兵検査成績調によるに、

検査人員

四九、八四六八……………一〇〇

トラホーム患者

八、五九八八……………一七

花柳病者

一、五一四人……………三

といふ割合である。此トラホーム病といふのは、不潔病にて、主として小學校に於て傳染する病氣であるが、獨逸國などには、之を恐るゝこと、ペスト病に譲らず、

若し人口百人中に一人でもあるときは、大騒ぎをする程である。我國にては百中人十七人もあつても、左程に心配しないのは、實に衛生思想の幼稚なるに驚かざるを得ないのでないか。

花柳病患者の年々増加すること、肺病患者の多きことなど一々列挙するに遑ないほどである。帝國の前途につきて考ふるに、國民の體格に患ふべき點の少からざるは、實に國家の發展上、寒心に堪へぬのである。而も我國民は體育の方法につき、或は衛生法の實施、若くは改善につきて、如何に省察しつゝありやといふに、極めて無頓着である。社會改良論者及び政府の當局者等は、近來國民の體育衛生問題につきて警告し、或は指導するところあれども、國民は相變はらず衛生問題を等閑視してゐる。今日のところ、學校衛生の實施をば周到にして、この國家の急務に應じねばならぬことと思ふ。

學校衛生の必要なことにつきて、更に附言したいと思ふ。

左に掲ぐるは精華學校長寺田勇吉氏が『國民體格改良法研究の急務』と題して教育時論紙上にて述べられたるものである。

學校衛生の完備は急務下の急務

體格改良の急務

『前略』凡そ余の見る所を以てすれば、此國民體格の改良といふことは、他の何れの事よりも急務であつて、然かも金がさう澤山に掛らず、又世人は必要を感知せぬまでであつて、少しも反對が無く、然かもこれが實行は餘り困難では無いのである。依つて余は世人の注意が教育方面に向つて來た此の際に於て、是非其一つ世に訴へて國民の體格改良といふことに着手あらんことを切望するものである。今日の如く、我國民の體格をして、日々衰弱せしめては、他方面に於て、如何なる名案を立てやうとも、到底空論に歸することを免れぬことは、恐らくは何人も疑を容るゝこと能はざる所であるからして、これをば必ず改良せねばならぬのである。

依つて先づ手近の例を以て談を始めんに、右の急要なる事は、近年の徴兵検査の成績に徴しても明であるが、就中大都市の市民の體格は殊に虚弱に赴きつゝある。然らば軍隊の如く身體の強健を第一條件とする職務に不適當なるは勿論、市民としても、其の奮闘的生活に少からぬ故障を有するであらう。現に検査官の言に依れば、東京市の壯丁は逐年體格羸弱となり、健康不良に陥りつゝあるを

壯丁の體格虚弱

以て若し此のまゝに經過したならば、二、三十年の後には、甲種合格者は、跡を絶つてあらうといふことである。今假りにそれ程にはならぬとしても、市民の健康状態が、年を逐つて不良に赴きつゝあるといふは事實である。而して其の主要なる原因の一は、市民の家庭の衛生状態が甚だ不良だといふ事である。今其の一例を挙げれば、西洋では上流社會の子供は、生活方も良く食物も良いといふ様な事から、下流の子供よりも著しく健康である。然るに我が國では此に反し、富豪の子供は一般に體格が虚弱であるがこれは主として家庭衛生の不良なる結果である。是を以て我が精華學校には、多く富豪の子供が集つてゐるから、非常に注意して其の健康の上進に力を盡してゐる。随つて昨年度の體格検査調によれば、身長及び體重に於ては、幸にして全國の平均よりも餘程良い、けれ共胸圍に於て僅にそれに劣つてゐるのである。而して此の胸圍が狭といふ事は、其の體格上の大缺點で、身體が虚弱であるとの明證である。故に學校では非常にこれが改良に盡力してゐるのであるが、如何なる方法を以て改良するかといはゞ、先づ子供に自助心を發達せしむべしといふにあるのである。

凡そ如何なる教育に於ても、生徒の自助心に、其の基を置かぬは、無い。從來自助心の必要は、主として德育知育に於てこれを論せられたが、これは體育の方に於ても、亦必要缺くべからざる基礎である。然るに今日東京市富豪の子供が自助心に乏しい事は、實に驚くべきことであつて、例へば羽織の紐や靴の紐が解けても、自分ではこれを結ぼうとはせず、一から十まで雇人の力に俟つのである。然かも其家庭ではこれを匡正しやうと思はぬのみならず、さういふ事を自らするのは、富豪の子供として家庭及び本人の恥辱としてゐるのである。これは唯一例であるが、今日の富豪の家庭は此の如く悪いのである。身體を動かす事を、恥辱と誤解する様な家庭から、健康な子供が出やう筈はないのである。然らばこの點を匡正することは、目下の一大急務ではあるまいか。

又今日は學校に於ても、學校衛生といふ事が全くゼロであつて、トラホーム患者が夥しくある、花柳病の教師がある、肺病患者たる教師も少くはない、然るに一向にこれを改良しやうとはせぬのである。學校の衛生状態が斯様であつて見れば、其の兒童の健康などは、全然顧慮せられないのであるから、此の方面にも改良

の餘地が多にあるのである。

尤も近來學校に於ては、頻りに體育々々といふ事を云つてをる。随つて運動には各學校相當の時間を充てゝをる様であるが、一體今日の學校體操といふものが果して我が日本人の體格改良に、適したものであらうか、これは大に研究を要することである。又彼の學校體操統一案とかいふものを、近頃或人が提唱してをると新聞に見えた、これ共此の如き事は、中々一人や二人の體操教師の力では出ない、然らば我が國の學校體操も、大に研究の餘地があるのである。ドイツでは一般に國民の體格が良いに拘はらず、尙ほ或は體操研究所を設け、或は體育に關する通俗講話會を開催し、或は家庭に對する衛生上の注意書を造つて、廣くこれを頒布して、以て着々其の改良上進を企圖して居るのである。然らば我が國に於ても、是非共一つ位體育研究所を設けて、家庭にも衛生上の注意を與へ、又學校衛生の如きを、大に改良せねばならぬと、信ずる。

以上の如く、余は國民の體格を改良し、其の健康を増進すると云ふ事が、今日我が國に於ける、急務中の急務と確信するのである、今日の如く高い教育を受ければ

學校衛生  
上の改良

日本は馬  
の國

受けるだけ、其の體格が悪くなつて、現に大學の卒業生などは、近視眼ならざれば即ち神經衰弱、然らざれば即ち肺病患者であるといふに至つては、如何に高い學問をしても、實際上何の役にも立たぬのである、否學問などをせず、随つて身體を健康に保つ方が、其の個人の爲めにも、國家の爲めにも、利ありて害無き良法ではあるまいか。故に我が國勢の確實なる發展を企圖する以上、馬政局に澤山な金を掛けて、良い馬を造るのも、強ち悪くは無いが、それで今日の如く、日に衰弱する國民を造つてをつては、將來日本は馬の國となつて仕まうかも知れない、故に少なくて困る金を使ふ以上、日本も人間の國であるからして、寧ろ人政局に金を掛けて、將來といへども、此の國を馬に取られぬ様に仕たいものである。

寺田氏の所説は、大體に於て吾人の同感とするところである。學校衛生事業の事を以て、國民體格の改造を計圖することは、少しく六づかしいのであるが、この事業の發展宜しきを得ば、優に國民多數の衛生思想を喚起し、従つて體育の改良となり、體格の改善にも及ぼすことが出来るのである。吾人は更に切言する、學校衛生の必要なることは、定論なりとはいへ、我國家にとりては、極めて、焦眉の急に迫りつ

國家焦眉  
の急務

つあるこの故に學校衛生現時の状態をば叱咤し改善して其權能をば充分に發揮せしめたいと思ふ。

本章に於て更に一言して置きたいことは、近時社會問題の上より不良兒童、不良少年の救済法につき上下一般が漸く注意を喚起せることである。さてこの救済問題の根本義も體育衛生の上に少からぬ關係を有してゐる。左に記せるは、家庭學校長留岡幸助氏が曾て教育學術界紙上に於て『不良少年と其教育』と題して述べられたる中の一節である。身體の健否が如何に精神に影響するかがよく述べられてある。

○感化は體育より始む

不良兒童を能く調べて見ると、大方身體が悪るい、私は心が悪るいと云ふよりも、身體が悪るいといふ方に重きを置いて居る。身體が悪るいと自然に心が悪るくなつて來る。英吉利にドクトル、モリソンと云ふ人がある。此の方は感化教育に堪能な學者で、専門的有名なる著述もある人ですが、此人が英吉利の感化院の子供と同じ年齢の小學校の生徒とを比較研究したのに、感化院の子供は、身長

に於ては短く、握力に於ては弱く、呼吸力も又従つて弱く、どこもかも不發達であると云つて居る。又『クリミノロチー』と云つて……罪人一切のことを研究する學問がありますが、此のクリミノロチーに依つて見ると、悪いとをするのはつまり身體が弱いからである。と云ふ原則がある。自分が多年罪人を取扱つた經驗に依つて見ると、罪人は身體が弱いので、一見鬼のやうな人間が居るけれどもどこかに身體が弱いと云ふ缺點がある。それで家庭學校が教育を始めるときに私は先づ身體から直さうと云ふことを考へたのです。身が崩れるから心が崩れる。然らば心を直すには身體から直さなければならぬと云ふ結論になるので。私は大に體育と云ふことに重きを置いた。

(二) それで彼等の食物を擇んだものです。醫者に相談をして、實費で約四圓八十錢位のものをして居る。是れは教師も生徒も同じことで、乞食の子見たやうな者も這入つた其の日から此の食物を食はせる。其の代り三箇月位経つと顔色や何か違つてしまふ。着物も立派なものに着せませぬけれども、不潔でないものを選んで居ります。

(二) 風呂。風呂には温浴と水浴と二つがある。温浴は隔日にやるのです。それから水浴は毎朝やる。是れは大きな風呂に水を汲んで置いて午前五時の起床と共に這入るのです。校長を始め教師も生徒も皆這入る。這入らぬ者は皆んなして捉まへて行つて沈ませる。二三遍やると終には皆這入るやうになります。

(三) 運動。運動にはいろいろある。體操もやるし、それから流動圓木もあり、ブルンコもある。其他身體を訓練するもので擊劍、ベースボール、テニス等も盛んにやつて居る。

(四) 毎年夏四十日海水浴をする。斯う云ふ貧乏な學校に不似合のやうであるが、毎年教師も生徒も皆一緒に北條の海岸に行くのです。なせかと云ふと、是は冬になつて風を引かないのみならず、従つて身體の諸機關が強くなる。それで、一つは教師も生徒も斯様な慈善院に年々年中居ると氣が鬱するから境遇を變へて慰安を得せんが爲めである。

そこで我校には體育を重んずるの餘り、運動場とか風呂場とか食堂とか云ふも

のは、知識的、精神的なる教場とか、禮拜堂とか、云ふものと同じ資格をもつて居る。是はどうして斯う云ふことをやるかと云ふと、前にお話申すやうな風にして凡て不良少年は身體が不發達であるから、身體の不完全を直さなければ心を良くすることは出来ない。身體と心の關係は密接で、身體が弱くなつて來ると氣分が弱くなる。身體が強くなれば氣分が強くなつて來る。即ち意志が強くなつて來るのである。意志の強弱は胃の腑の強弱に關係して居る。身體全部が發育して強くなつた所へ、そこへ教育なり、宗教なりを持つて行くと大に効果がある。弱い身體へ幾ら良い訓話をしても十分の効果を收むることは出来ない、所謂バイブルにある。

亦新らしき酒を舊き草囊かほくろにいるものあらじ、若し然せば新酒は其の囊を破は裂きて酒もれ出で、草囊も亦壞やるべし、新酒は新らしき草囊かほくろに盛いべければなり。とある如く古るき草囊かほくろに新しき酒を盛ると云ふやうな譯で、身體が悪いと云ふと、良い宗教——良い教育が持たない。良い教を注ぎ込むには身體の徳利から丈夫にして置かなければならぬ。其の意味に於て、精神を良くする爲には先



づ。身。體。を。強。く。す。る。必。要。が。あ。る。の。で。あ。る。

要するに身體の健康問題が人間行為のあらゆる問題を網羅してゐること、思ふ、小學校といはず中等學校等に於て、體育衛生に重きを措かねばならぬことはこれにて明瞭である、教育者たるものは、通常兒は勿論異常兒にまでも、體育に關する注意を集注して、彼等の健康を企圖すべきである。

### 第三章 體育衛生に關する歐米の現狀

體育の獎勵及衛生事業の整頓は歐米諸國に於てはますます好況に向ひつゝ、あはるは事實である。一般人民の體育に關する注意といひ、特に當局者が人民の衛生思想開發につきての注意周到なるが如き、我國の到底及ばざるものがある。學校衛生の如きも、彼は經濟上の問題に苦心せざるが故とはいへ、大に見るべきものがある。其學校醫の活動の如きも眞に校醫としての任務を盡さんことに努力して居るのである。又體育衛生につきての新聞雜誌の如きも盛んに各種階級の諸人士に讀まれて、従つて實行も相應に出來てゐるとのことである。

歐米の現狀

歐米人の規律的生活

彼の國民が規則生活をなすこと極めて嚴なるは我國國民の模すべきからざることである。我國國民が不規則に間食をなし、課業に對する一定の方針なく、或は休み、或は働き極めてダラシなき生活をなすに反して、歐米文明國民の多數は業務を執る時間を正確になし、休憩時間には眞に心身を休息せしむるに足る方法をと、其食後の運動の如きも、規律的に、チャンと實行してゐる。田舎の人民といへども一定の遊園地に集りて、盛に各種の運動をなして、心身を鍛練して居るのである。其殊に體育につきて、積極的に、各種の事業を案するが如きは、眞に欽羨に堪へざるものがある。又近來、米國人の體育思想の勃興は、顯著である、彼國民は何事も大仕掛にやり、而も奇抜な計畫をやる、曾て時事新報に珍無類の共進會と題して左の記事があつた。

珍無類の共進會

米國紐育市には、人口稠密の都市に於ける小兒の健康状態を進める事を目的とする、紐育ミルクコンミテイと稱する協會あり。其事業として小兒に善良なる牛乳を供給することを勉めて居るが、最近該協會は、紐習市の一區域リットルボヘアミに於て、一百弗(二百圓)を懸賞し、小供共進會を催した。即ち同區域内に居

る數多小兒の發育及び健康状態を檢査して、其優等者に賞を與ふる趣向である。そして右の共進會では、最高點を一千點とし小兒身體の各部分に對する最高點は左記の如くで、専門家をして極く嚴密に、然も短時間に其身體を檢査せしめ、缺點ある毎に點を差引き、殘點の最も高き者を一等賞としたのである。

▲容貌	五	▲頭	三五	▲頭門	一〇	▲頭髮及び頭皮	二〇
▲眼	四五	▲耳	三〇	▲鼻	二五	▲唇	一五
▲口	四五	▲咽	三〇	▲齒	四〇	▲頸	二〇
▲腕及び手	六〇	▲胸	一〇〇	▲腹	一〇〇	▲器	二〇
▲脊	四〇	▲足	五〇	▲營養状態	六〇	▲身體各部	一〇〇
▲心的状態及び發育状態	一〇〇	合計	一〇〇〇				

右の表に據ると、容貌の最高點は僅か五點で、其最も醜惡な者と雖も五點を差引るることで済むのだから、一番人の氣のつく小兒の容貌は、全體に於て殆ど無關係なほど輕んぜられて居るのである。從來種々の物品や、家畜の良否を定むるに當つて、一定の標準を置き、科學的に之を檢査することは、大分行はれて居るが、小兒の身體を前記の如く一定の標準に據つて、科學的嚴密に檢査したのは餘り無い

事で其結果紐育市の一般小兒の養育上、頗る好影響を及ぼして居る。即ち小兒の兩親たる者は、何れも競うて自分の子の養育に注意し、又其發育上の缺點を矯正す方法に就ても、大に知識を得て來た、故に此例に倣ひ、遠からずして米國では十二の州が合同して、十萬或は其以上の小兒共進會を催する豫定であるさうな。如何にも珍無類の共進會である、稻や麥や薊だの、絲だの、さては各種發明品の共進會も結構であるが、子供の共進會をなして體育の獎勵をなすが如き、如何にも珍無類であるが思ひ付きがよい、人間を器械や穀類と同一視しては困るが、體育の獎勵、人種改良上の大なる問題より考ふれば、この種の企畫は、たしかに意味がある。我國に於ても過般東京の帝國小學校にて赤ん坊の展覽會が開かれた、誠に喜ばしいことである。どうか習字だとか圖畫、綴方等の成績品展覽會は至る所に開會せられてあるが、この種の展覽會を開いてはどうであらう、子供を陳列して見世物の如く取扱ふはよろしくないが、各小學校に於ては、其校兒童の體格につきての諸調査書類なり提出して、相互比較して、體育上の反省をなすが如きも急務ではあるまいか。

彼  
我の  
衛  
生

通常兒童につき、衛生上の諸注意周到なるのみか、虚弱兒童に對する救濟的手段の如きも、歐米に於ては着々實行せられて居る。即ち林間學校の如き或は休日殖民の如き、それら注意して實行して居る。近來我國にても、この種の注意を唱導するものあれども、實行せる向は極めて寥々たるものである。單に學校に於ける虚弱兒童等のみでない、一般貧民に對し、救貧施療等の社會的救濟手段も完成して居る都市が多い。特に傳染病に關する各種の注意の如きも、よく行き渡つてゐるので、死亡者の數の如きも年々に減少する割合になつてゐることである。我國の如きは體育といひ、衛生といひ、實にお耻かしい點が多い、それは學校に行つても分る、村落都市に行つて、道路を見ても分る、下水を見ても分る、又何れの家庭に入つても大體は分る、官廳の如きも、不潔なるものが多い。

左に記せるは、死亡數の減少と題して、教育時論紙上に掲げられたるものである。學術の進歩及び當路者の注意は、確に死亡數を減少するものである。

歐洲文明國に於ては、學術の進歩教育の普及衛生上の注意等に依て、近來著しく死亡數を減じたり、則ちプロシア國に於ては一八一六年には、人口一萬に付二百

死亡數の  
減少

六十八人死亡した割合であつたが、一九一〇年に至つては其數が非常に減じて百七十四人となつた、今左に年代に區別して、人口一萬に付き死亡者の平均を掲ぐれば左の如し。

1816-1825...	266
1826-1835...	295
1836-1845...	269
1846-1855...	291
1856-1865...	264
1866-1875...	281
1876-1885...	253
1886-1895...	234
1899-1905...	206
1906-1910...	174

斯の如く非常な死亡數の減少となつた原因を調べて見れば、通常の死亡數に於ては著しき變化はないのであつて、彼の有名なるコッホ氏やパスツール氏の如き學者が熱心なる研究に依て、傳染病をして以前の如く跋扈しない様にした御蔭で、斯の如き結果を得たのであつて、學術の御蔭で人民の健康を増し、幸福を増進し、財産を豊かにしたのである。

我國の如き傳染病が盛んに跋扈する今日に於ては、特にこの方面に於て學校衛生上及社會衛生上改良進歩を望むのである。

我國民の  
不潔なる  
行為

國民の衛生思想の進歩如何は、確かに死亡の數を減少する、而も我國民の現状如何といふに、前述べし如く、遺憾なる點は少からずある。個人衛生の不進歩は一家の衛生の缺陷を來し、延ひて、一市町村の衛生不振となり、一朝傳染病の流行するや、殆んど底止するところを知らざる如くなる。試みに觀察せよ、我國民の大部分は不潔なる手足顔頭にて公然集會場に出づるものあり、或は其不潔なる手にて食物の握み、食ひをなすあり、或は手鼻をカムもの、喀痰を處嫌はず放出するもの、或は道にて公々然と放尿脱糞するもの、等至る所にある。更に之を一家につき見んか、便所の不潔なるもの、臺所の不整理にして且つ不潔なるもの、殊に飲食物に對する衛生思想の如きは、極めて幼稚である。尙ほ之を市町村に見んか、塵芥の處置法、下水の始末、或は公衆便所の如き、市街衛生殊に道路の不潔にして異臭を放つが如き、或は飲用水の不潔なるが如きもの等一々列擧するに遑あらざる程である。之を歐米各國の都市に見んか、道路衛生の如き實に清潔にして、氣持ち善きほどである、一家の衛生の如きも實に注意周到である。こゝに彼の米國ニューブリテンの美市團の活動と題して、曾て斯民紙上にて掲載せられたるものを參考として左

に掲ぐる。

米國ニュー  
ブリテンの  
美市團の活  
動

米國コンネテイカット州ニューブリテンにては去る『イースター』を期して『美市團』を組織し、人口五萬に對し二萬五千の刷物を配付いたし候、しかも英語のみならず、獨逸、瑞典、伊太利、ポーランド、イデッシュの六箇國語にて繪入の文句を入れ、以て少く共四萬の人間が讀み下して了解し得るやうになしたり。

先づ一面にきたなき裏庭の圖をかき、諸君の裏庭は、此の如きものなりや、然らば何ぞ『イースター』の前迄に之を除きて清くせざるとの語を其の下に書く、其横には、

『汚穢せる庭は蠅を生じ、病を生じ、死を招く、

錫罐の明きたる中に水たまれば蚊を生ず、

腐敗せる塵芥は空氣を汚す、汚れたる空氣は身體を弱くす、

弱き身體は醫師の書き付を大きくす』

との語あり、二面は

諸君はニューブリテンをして清潔なる都市たらしむるために、如何なる助力を

なすべきか、

- 一、裏庭より灰と塵とを直ちに取り去り、すべての屑物を共同塵芥棄場に送れ。
  - 二、上下各室、厩舎小屋を一切大掃除し、壁棚を新らしく塗れ。
  - 三、屑物の焼き得るものは悉く直に焼却せよ。
  - 四、灰と腐敗物とを混する勿れ、罰金五弗を課せらるべし。
  - 五、紙屑、バナ、やオレンヂの皮を街に棄つる勿れ。
  - 六、家の周圍に花卉の種子を播け、而して木を植へよ。
  - 七、『イースター』の時迄に清潔法をなし了へなば、以後之を繼續せよ、塵芥の運搬に關しては市役所に照會すべし。
- 願はくばニユーブリテンをして『イースター』の百合の如く美しくあらしめよ。

市長 ジョセフ、ハーロラン  
衛生課長 ドクトル、ヘンソー、ブレイ  
衛生視察係 オーガスト、ベルグストーム  
書記 ヘルバート、ジャンプ

その次には左の誠あり、

- 一、人道並に街路に何物をも棄つる勿れ、塵芥箱に入れよ。
- 二、紙類を引きさき、之を漫りに棄つる勿れ。
- 三、灰塵をして爾の裏庭に積むこと勿らしめよ。
- 四、灰と腐敗物とを同じ容器に入る、勿れ。
- 五、ごみ箱の溢る、迄放棄する勿れ。
- 六、落書する勿れ。
- 七、公園の椅子、學校の器具、其他一切公有物を害する勿れ。
- 八、馬はバナ、の皮を好むことを忘るる勿れ、バナ、の皮は馬の腹に入れば害なきなり。
- 九、爾の住する都市に耻を來らすこと一切なす勿れ。
- 十、爾の都市が一朝にして完美の域に至ると思ふ勿れ、各人が毎日怠らす此の誠を實行するに従つて、やがて理想的美市になるものなり。(末項に百合の花をうるはしく畫く)

大略斯の如きものを治く配付し置きてやがて『イースター』に近づくに及んで町内のあらゆる窓に左の張紙あり。

『吾人は裏庭の清潔なるを信ず、

諸君は如何、

無瑕市十字軍 (spotless town crusade)

吾人をしてニユーブリテンを『イースター』の百合の如く美はしくせしめよ。

『云々』

斯くの如き注意を以て、上下一般が競ふて清潔を計り、衛生を重んじて居るのである。而も其成績たる見るべきものが多い。吾人は我國の村落都市は勿論家庭、學校をば、百合の如く清く美しくしたいと思ふ。

歐米の國民が體育衛生に關しての注意と研究とは上記の如く各々見るべきものがある。而し研究して止まざるは彼の國民の特性である。近來は又體育の方面よりも研究し、且又事業の効果上よりも考へて、左手も使用することに注意を向くるやうになりつゝある。獨逸のケーニスベルヒ及び英吉利のロンドン等には左手

左手の運動

化運動を唱導する教育家が輩出して、盛んに之が實行を努めて居る。殊にロンドンには両手發達期成會なるものあつて、會員等は着々之が實行に努めつゝあるとのことである。左に記せるは左手の利用と題して教育時論紙上に掲載せられたるものである。

近來歐洲に於ては醫學者、教育學者等の間に、着々研究せられた結果、左手を發達せしむる必要を認め、大に唱導しつゝありと云ふ。元來人間は何人にも、右手が器用で左手が無器用なるは通例なり、是は遺傳によるならむも、最大なる理由は右手は幼き時より絶えず動作してゐる結果、自由自在に發達せる者にして、之に反し左手は其動作右手より比較的僅少なるを以てなり、若し左手をして右手と同様に働かせる習慣を付くれば、決して左手と雖も發達せざる理由なきなり。英國のグクトリア前女皇は、左右両手共同様に働かせられ、氏名の如きは左右兩手何れにても自由に書かせられたりと云ふ。其他斯くの如き例は數ふるに乏しからず、子供の時代より左手を働かせる事を奨励し、之を習慣にすれば、必ず出來ないと云ふ事はないのである。而て其目的を達するの早道は左手で習字をさせ

左手の發達と其の利益

る事なり、換言すれば人をして左手を發達せしむるは小學校教員の手腕の如何にありと云はざる可らず、左手をして充分に發達せしめんが種々の利益を得るに至る、例ば左で字を書かせる時は其子供の姿勢を正しくし、人間の身體の發達を平均ならしむ、現に身體の弱き者が左手を發達せしめし結果、身體の調和を得て全體壯健となりしと云ふ例もある、要するに左手を發達せしむるに依りて生ずる種々の利益を認め、獨逸一國のみならず、近來は歐米各國に於ても大に之を奨励し左手をして右手の如く發達せしむるを研究しおれり、若し職工等にして左右同様に働かしむる事を得れば、其効果は工業上至大の影響ある可し。云々

#### 第四章 我國兒童身體の發達

兒童生徒の身體發達を詳敘するは須らく他の書に譲り、本書は極めて大要を記述し、讀者の参考に供せんとする。

兒童の身體發達の概況を述べる、身長を測定せる結果によれば、身長が均しく且つ急速に發達するは六歳から九歳の間である、體重は其増加、大體に於て女子は男

身體發達の概況

子より劣るのであるが、十一歳から十四歳に至る四年間は、男子に優る、肺量測定の結果によるに、男兒は女兒より優つてゐるが、其發達の著しきは男兒の十二歳より十六歳、女兒の十一歳より十四歳までの間である。要するに身體發達の最も重大なる變化は、發情期(本邦女子の發情期は十一歳より十四歳に至る四年間、男子は之より一年乃至二年後)を中心として其前後に起るものである。さればこの期間に於ても家庭にても特に其心身の變化に注意すべきである。

一年内に於ても季節によりて發達に消長がある、春と夏との半年間は、身長の發達はよろしいが、體重は左程でない、秋と冬との半年間は、盛に體重は發育するが、身長はそれ程でない。又家庭の地位及び兒童の境遇も身體發達に影響する、家庭の社會的地位高ければ、兒童の身體の發達も概してよい、即ち家庭が富裕にして、其家の部室の多くありて、兒童の活動に好都合なる向の兒童は、身長の發達、體重の増加等がよろしい、勿論兒童の體育に不注意勝の家庭は別として、相當に注意する家庭の兒童を指すのである。又兒童の境遇が種々の事情にて悲惨なるものは、一般に發達が萎縮してゐる、尙、他の方面より身體の發達狀況に注意するがよい、即ち家庭

諸家の身  
體説の概  
要

の貧富都會と田舎學業の進否如何等よりこの種の研究をなすことである。  
 兒童身體の發達につきて、西洋人の研究二三を紹介する、アーサー、マクドナルド氏は出生時より六歳乃至八歳迄は迅速の成長、十一歳より十四歳までは生長遅く、十六七歳は成長旺盛の期であるとし、ラング氏は二歳より十二歳に至る間は年々増加の率を減じ、十二歳より十五歳の間は精神成長の時期であると述べられた、クローストン氏は出生より十七歳に至るまでは成長と發達と共に認めらるゝ時期にて、十七歳より二十五歳に至るまでは成長なくして發達のみする時期であると述べられた。概して兒童身體の發達は、人種の相異家庭に於ける保護的注意の如何等によりて異るところあるは勿論、遺傳、疾病等の影響も免るべからざるものである。彼の小學校令第一條には、兒童身體の發達に、留意し、云々とあるが、こは教育者たるものの細心に注意し、大に考究すべきことと思ふ。

諸家の所説右の通りであるから、大體は左の如く言ふことができる。

發達の三  
期限

- 一、六七歳頃迄に於ける、適度の發達。
- 二、九歳より十三歳頃迄に於ける、遅緩なる發達。

女子の發  
達

三十四歳より十六歳頃迄に於ける、迅速なる發達。  
 而して、女子は十一歳若くは十二歳より十四歳又は十六歳の間、に於て男子よりも著しく發達するものにて、通例二三歳先の發達をなす、されども、この年齢を經過すれば、忽ち男子に追ひ越さるゝのである。尙ほ附記せんに、心意活動の昂進せる時に、生理活動とは其現象を異にするのである。即ち心理活動が波狀の隆起状態にあるときは、生理的活動力は波狀の降下にあるやうである。身體中にて比較的活潑に活動せる器關あるときには、心意状態には見るべき點が少いのである。  
 尙ほ左に我國兒童の身體各部發達の平均概表を掲げやう。

い 體重の發達

體重の發  
達

年齢	性別	體重 (キログラム)
初生兒	男	3.04.....
	女	2.87.....
滿一歳	男	9.00.....
	女	8.50.....
三歳	男	12.40.....
	女	11.50.....
六歳	男	16.50.....
	女	16.00.....
九歳	男	21.00.....
	女	20.50.....
十二歳	男	27.20.....
	女	27.80.....
十五歳	男	38.70.....
	女	38.20.....



參照 獨逸國小學校兒童の體重平均(教育時論所載)は左表の通りである。

年 齡	性 別	體 重 (獨逸兒童)
六 歲 — 七 歲	男	19.7..... <small>キログラム</small>
	女	17.2.....
七 歲 — 八 歲	男	21.3.....
	女	20.3.....
八 歲 — 九 歲	男	23.4.....
	女	22.1.....
九 歲 — 十 歲	男	25.6.....
	女	24.0.....
十 歲 — 十 一 歲	男	27.5.....
	女	26.6.....
十 一 歲 — 十 二 歲	男	29.7.....
	女	29.0.....
十 二 歲 — 十 三 歲	男	32.4.....
	女	33.0.....

身長の發達

ろ 身長、の、發、達

年 齡	性 別	身 長 (センチメートル)
初生兒	男	49.1.....
	女	48.7.....
滿一歲	男	73.5.....
	女	72.9.....
三 歲	男	85.4.....
	女	84.9.....
六 歲	男	102.8.....
	女	102.4.....
九 歲	男	118.3.....
	女	116.2.....
十 二 歲	男	130.8.....
	女	132.3.....
十 五 歲	男	146.3.....
	女	144.7.....

參照 獨逸國小學兒童の身長平均(同上)は左表の通りである。

年 齡	性 別	身 長 (獨逸兒童)
六 歲 — 七 歲	男	115.5..... <small>センチメートル</small>
	女	110.5.....
七 歲 — 八 歲	男	116.4.....
	女	115.7.....
八 歲 — 九 歲	男	120.9.....
	女	120.4.....
九 歲 — 十 歲	男	126.3.....
	女	125.0.....
十 歲 — 十 一 歲	男	130.6.....
	女	130.4.....
十 一 歲 — 十 二 歲	男	134.7.....
	女	135.1.....
十 二 歲 — 十 三 歲	男	139.2.....
	女	140.4.....

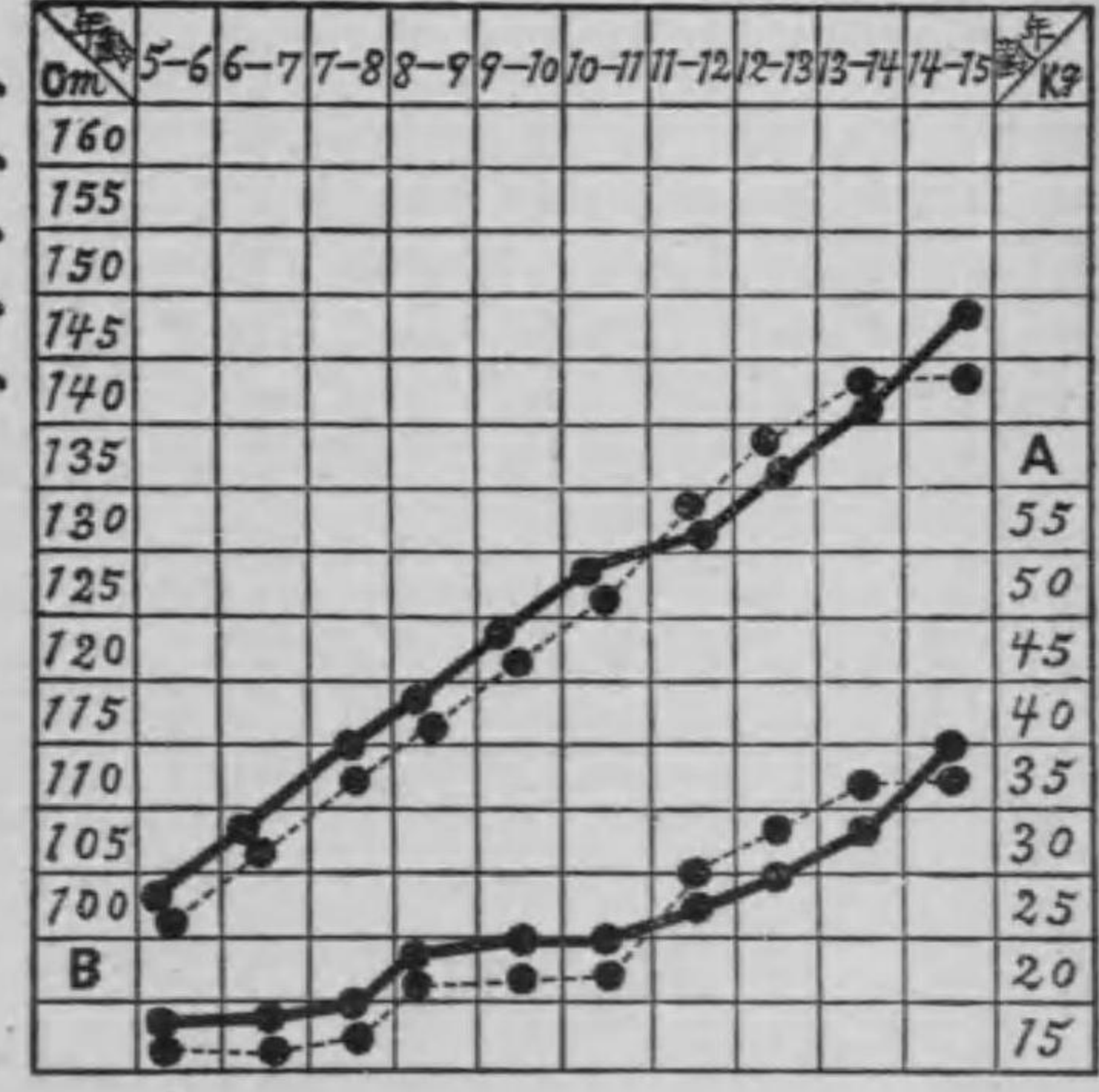
參考のため三島通良氏調査身長體重比較表を左に記さん。

○ 身長、體重、比較表

A — 體 重  
B — 身 長  
● — 男  
○ — 女

年齢	性別	胸圍 (センチメートル)
初生兒	男	32.4.....
	女	32.3.....
滿一歲	男	45.7.....
	女	44.4.....
三歲	男	48.1.....
	女	47.2.....
六歲	男	52.7.....
	女	51.9.....
九歲	男	57.2.....
	女	56.1.....
十二歲	男	63.1.....
	女	62.5.....
十五歲	男	69.1.....
	男	71.9.....

は胸圍の發達



備考 文部省にて調査せる、明治四十年より同四十四年に至る五箇年間平均小  
學校兒童身長、體重、胸圍表は左の如し。  
小學校兒童身長體重胸圍表

年齢	身長		體重		胸圍身長を以て體重を除したる商	胸圍と身長との差	検査人員合計
	男	女	男	女			
七歲	113.8	112.2	21.7	21.3	1.9	1.4	55
八歲	117.3	115.7	23.9	23.5	2.1	1.6	53
九歲	121.8	120.2	26.1	25.7	2.3	1.8	51
十歲	126.3	124.7	28.3	27.9	2.5	2.0	49
十一歲	130.8	129.2	30.5	30.1	2.7	2.2	47
十二歲	135.3	133.7	32.7	32.3	2.9	2.4	45
十三歲	139.8	138.2	34.9	34.5	3.1	2.6	43
十四歲	144.3	142.7	37.1	36.7	3.3	2.8	41
十五歲	148.8	147.2	39.3	38.9	3.5	3.0	39

第四章 我國兒童身體の發達

十六歳 男女

四・八一 一〇・五一〇 二・三八 (一)二〇・〇三 八・九二九  
四・七二 (十)一〇・五〇〇 二・三五 (十)二・二六 (一)二〇・〇一 三・八八六

本表中(十)印は男子より女子の優れるを示し(一)印は身長二分の一より胸圍の小さなものを示すなり

頭圍の發達

に 頭圍の發達

年齢	性別	頭圍 (センチメートル)
初生兒	男	33.8.....
	女	33.3.....
滿一歳	男	45.4.....
	女	44.1.....
三歳	男	49.6.....
	女	46.9.....
六歳	男	50.2.....
	女	49.7.....
九歳	男	51.2.....
	女	50.5.....
十二歳	男	52.1.....
	女	52.2.....
十五歳	男	53.6.....
	女	53.7.....

(備考) 腦量につきて研究するに、平均男子一〇〇、女子九〇の割合なり、英吉利の「ボイド」の研究によると、出生兒は男子腦量三百三十一瓦(八十八瓦)女子二百八十三瓦(七十五瓦)なりと、また出生後三ヶ月目には腦の重さは體重の凡五分の一なれども、成人に於ては其三十三分の一なり、要するに子供は體重の割合に大なる腦を有す、之を男女につき比較するに、女子は七歳にして腦の重さ生時の四倍と

腦量

生理衛生上の智識

なり、男子は十四歳に達する前に漸く四倍となる。故に女子は早熟なりといふことを得べし。されば女子は七歳以後は、僅に成長し二十歳頃には、實際に於て成長を遂ぐるものゝ如し。而も男子は三十歳以後ならでは腦の成長を遂げざるなり。

以上身體發達につきての梗概を記述したるものである、兒童生徒の體育衛生につき、其効果を擧げんとせば、是非其この種智識が必要である、尙ほこの上に、生理學の知識及び衛生上の知識を要するは言ふまでもないことである。而して各兒童生徒の實地身體につきて、平素より注意を拂ひて、適切なる體育衛生法を案じ以て、其目的を達すべきである。

第五章 學校衛生事業の範圍

學校衛生の研究をなさんには、之が事業の範圍を限定する必要がある。吾人はすでに、學校衛生を以て、學校生活中に於る兒童生徒教師に對する其健康を保護し、且健康増進に關與する教育事務の一たることを論證したのである。學校の事業、

體育は教育の根底

は、すべて兒童生徒等の身體を除外しては、之を全ふすることは出来ない。體育は、たしかに學校教育の全般に向つて、其根底をなして居る、之もすでに述べたる通りである、其體育に關聯せるところの學校衛生事業が極めて普遍的のものなることも、又前に記述したのである。而も大體に於て衛生事業の範圍を限定せんか、左の四項に概括するが適當であるかと思ふ。

- 一、學校設備に關する衛生。
- 二、學校生活に關する衛生。
- 三、學校の兒童生徒に關する衛生。
- 四、教師の衛生。

以上の各項につきて少しく説明せん、第一の學校設備に關する衛生は、これ學校衛生の基礎にして、多くは靜的の保健事業である。この種衛生は、校地、校舍、校具等に關聯せる言はゞ靜定せる衛生である。學校といへる建築物に必然的に附隨せる衛生であつて、他の衛生事業の實施をば容易ならしむる基本的のものである。第二の學校生活に關する衛生とは、兒童生徒が學校教育に、浴しつゝ、直接に、間接に

學校生活に關する衛生

兒童生徒の直接の衛生

教師の衛生

影響を受くる諸種の勢力に、於る保健的、事業である、凡そ學校生活の大部分は教授を受くることである、次は訓練せられ、管理せらるゝのである。兒童生徒は毎日登校して、即ちこれら教育に影響せらるゝのである。されば在校中の動的衛生として、教師たるものは、豫め各種の注意をなし置くべきであるが、随時に兒童生徒の現狀を察して攻究すべき衛生である。第三は、直接に兒童生徒に關する衛生にして、彼等の身體の異常につき、或は一般的に、或は個人的に、注意する衛生である。即ち各種學校病の如き、或は傳染病の如き、救急療法の如き、身體検査の如き、臨時に若くは定時に、或は平日に於て注意すべき保健事業である。第四は、教師の衛生にして、敢て説明するに及ばぬのであるが、從來學校衛生の中には、この教師の衛生をば等閑視したものであつた、教師とても學校生活をなす人である、否、教師は、兒童よりも、學校生活が永かるべき筈のものにして、又、學校衛生上、主動者の地位に立つべきものである。直接自身の健康上、衛生を重すすべきは言を俟つまでもないが、他數の兒童生徒に接觸する教育事業の發動者なれば、保健の必要なること、自然に明らかである。近時、世人も稍教育者の衛生に注意するやうになり、且、又、政府に於ても教師

の健康問題に一層の注意を拂ふやうになつたことは、學校衛生の一進歩として見るべく、教育のため喜ぶべきことである。

學校衛生事業の範圍として論究すべきは上記の通りであるが、吾人は、學校衛生に附帶して、一般衛生、即ち市町村に於ける衛生と、學校衛生事業との關係をも述べ、尙ほ衛生事業の補助手段として、近時漸く社會の注意を惹き來れる兒童保護問題につきても卑見を述べやうと思ふ。

## 第六章 我國學校衛生の現状

學校衛生の現状につき、吾人は、こゝに忌憚なく所見を述べやうと思ふ。

第一多くの教育者が、學校衛生に對する冷淡なる態度である、並びに、之に關する工夫研究及び實施上の缺陷である。教授法の研究、さては教育學理の探究、或は訓練手段等に關する研究の如きは、實に諸方面に亘りて、鼻につくほど澤山行はれてゐる、教育者の多くが教育としいへば、直ちに教授法一點張り、訓練法一本槍の如く見なして、體育特に學校衛生などを顧慮しないのである。況んや學校衛生に關す

る研究の如き、或は之が實施上の注意の如きは、教育の圏外に放置し去りて殆んど顧みないのである。教授法の研究といふことはあるが、學校衛生上の、共同的、研究の如きは極めて寥々たるものである、訓練管理上の研究的發表は多いが、學校衛生につき、省察をなし、之が警告をなす向は、これ又極めて少いのである。教育學や心理、倫理、さては其他の學科に對する講習會の如きは、年々各地に於て競争的に開會せらるゝのであるが、學校衛生上の講習の如きは、實に曉天の星辰もたいならぬ狀況である。或は近時體操科の講習會を開く向もあるが、こゝは體操法の改良に伴ひたる自然の講習にして、眞に體育衛生を重んじての自發的の研究ではない、この故に學校教師の多くは、教授といひ、訓練といひ、この種の事業に對する兎に角注意を怠らないのであるが、學校衛生の如きは、之をば、殆んど對岸の火災視して、居る、これ我等の關かり知らざるところ、學校醫の責任なり位に濟ましてゐる、時に往々、學校長は、其職責上よりして、學校衛生といふことに注目することあるも、これ又極めてよそよそしく取扱ふに過ぎず、衛生に關する各種統計事務の如きも、部下職員をして器械的に執行せしむるのである。要するに、多くの教師は、學校衛生事務の如

きをば、教育上の問題として居らぬ。従つて之につきて責任をば關知せないのである。

學校醫の  
努力不足  
なり

學校衛生上、學校醫の活動範圍の大なること、これ敢て吾人の喋々を要せざるどころ、従つて其職責の重きことも判然として居る。而も現時の學校醫につきて觀察するに、眞面目に學校衛生につき努力する向は極めて少ないのである。吾人は敢て學校醫といふ貴重なる職責を負へる人士に對して、徒らに無責任の言辭を呈するのではないが、學校醫の職務にある人々が、積極的に學校衛生の改善に向つて努力せられつゝありやとの問ひに對しては、然りと答ふることに躊躇するのである。學校醫の職務といふものが規定せられてあるが、之をよく實行せられつゝありやといふに、これ同様然りと答ふることが出来ない。學校醫の多くは身體検査の時に學校に顔出しをするばかりである。而して一日か二日の間に何百人何千人といふ多數の兒童をば電光石火の如く検査を了するのである、これは強ち學校醫の怠慢といふ譯ではない、前にも記せる通り、學校當事者が、學校衛生に冷淡なるより誘引せられたる現象に外ならぬのである。今日學校醫に對する報酬の如き實

際、ヒドイのが多い、何故か多くの市町村當局者は、其市町村將來の相續者たる兒童の身體保健につきての費用をば吝んで居る、報酬の多少によりて、働き方を二重にするやうでは心細いことであるが、雙方ともこの重要な教育問題をば、ヨソ事にして置くといふことは、實に遺憾の至りである。

學校清潔方法につきては、明治三十年文部省訓令第一號に於て詳細指示せられてある。各學校に於ては、清潔方法につきて相當に實施はして居るのである。而も學校衛生といへる眼目より、打算しての清潔方法なりやといふに、遺憾ながら、然りと答ふることが出来ないのである。學校裝飾のためならざれば、他人に見せんがために清潔を實施して居る、學校の建物の保存保護といふとは結構であるが、兒童其ものを除外して清潔法を講究してゐるのは、たしかに學校衛生上の缺陷ではあるまいか。教育者の内には、兒童其ものよりも、建物などを尊重して、可憐なる兒童生徒を犠牲に供して、徒らに學校の粧飾などに、奔命に疲らすものもある、誤つたることではないか。或は模範學校などいひて、監督官吏より賞賛せられ、隣校などより羨望せられ居るものにして、外部の瞥見は極めて清潔整頓せるもの、内

部に立ち入らば不平怨恨の積集せるものが少からずある、何れも眞の兒童衛生を等閑に附したる結果である、省察すべきことではないか。

吾人は、尙ほ學校衛生の現状につきて指摘したいと思ふのである。

左に掲ぐるは、學校衛生の改善と題して、教育時論第九百六拾貳號の紙上に於て、日本體育會體操學校學監寺田勇吉氏の述べられたるものである。學校衛生の現状を縷述し且つ、之が改善策につきて、極めて有益なる主張である。

我國に學校衛生の制度の設けられてから、既に十數年の歳月を閲してをる、回顧すればこれが新設せられた當時、三島通良氏が其の主事となり、我輩も亦委員の一人となつて、随分種々の調査も研究も仕たのであつた、随つて一時は世人も熱心に此に注意したが、其後年と共に世人の注意が消滅して、今日は殆んど忘却せられてしまい、單に形式のみは残存してをる、其効果は殆んど無いといふべき實況であつて、唯僅かに年々生徒の身長、體重、強弱等を調査して、其統計表を造るといふ手數があるに止まり、肝腎要の校舍及兒童衛生上に關しては、何等の事も無いのである。

然るに一方徵兵検査上の調を見れば、悲い哉我が國民の體格は、年と共に漸く衰退しつゝあり、加之花柳病患者、トラホーム患者、近視眼者の數は益々多きを加へつゝあつて、若し此まゝに放任して置いたならば、他日或は國防上にも影響を及ぼすに至るのである、然らば我國國民衛生状態の改善は、實に緊要なる一大國家問題といはねばならぬ。

此くの如く我國國民體格の衰退する原因は種々あるであらうが、我輩の見る所では學校衛生の狀態といふものも、亦其一大原動力であると思ふ、就中トラホームの如きは最も怖るべき病氣なるに係はらず、公立學校に於ては随分盛に擴がつてをるが、若し學校衛生に盡力して、實際的效果ある様に仕たならば、此病氣の如きは、明らかに其勢を減退せしめ得ると思ふ。

次に近來公立學校に依つては、生徒が校舎に上る時には、外から穿いて來た靴を脱がせて上靴を穿かせる所もある、これ等は學校清潔上よりいへば有益である、乍併兒童は學校に來ると、上靴と下靴とを穿き代へて昇校し、一時毎に運動場へ出る時及歸る時には、又上靴と下靴とを穿き代へねばならぬ、これは其手數の頗

る煩雜なるのみならず、幼少の生徒は爲めに多くの時間を空費して、必要なる日光浴を爲すべき時間が、非常に減少して、仕まうのである。これを以て此方面からいへば、上靴と下靴との穿き代へといふことは、餘程研究せねばならぬ事と思ふ。又東京市内私立學校などには、衛生上から見て甚だ宜敷く無いものがある。或女學校の如きは、市街電車通りの交叉點に位し、後には大下水を控へてをるから、何ともいへぬ悪臭が校舎全體に充滿してをる。故に教員すらも其悪臭に堪へ切れずして、一刻も早く家に歸りたいと、希望してをるといふ有様である。然るにそれが女學校であつて、發育盛りの妙齡女子を收容してをるのであつて、然かも又さういふ所で、深呼吸まで課しをるに至つては、實に驚くべき事といはざるを得ない。一體深呼吸といふものは、極く新鮮なる空氣中へ行へば、非常に効能のあることであるが、悪臭だの塵埃だの、混合してをる悪空氣中へ行へば、却つて有害無効なものである。然るにさういふ校地に於て、深呼吸を強制するなど、いふことは、言語道斷の次第といはざるを得ないのである。

又市中の小學校に於ては、其運動場にアスファルトや煉瓦を敷き詰めることが流行してをる。これは體育上甚だ宜敷くない事であつて、さういふ所で兒童が體操や遊戯などを爲せば、足で踏んだ力が身體に反射して、大に衛生上に有害であるのみならず、滑つたり轉んだりした際非常に危険である。現にさういふ學校に於ては、兒童の相撲が全然止み、又活潑に跳ね廻るといふ様なことも無くなつて、唯其所此所に蠢動してをるのみであるが、如此は大に困つた事と信ずるのである。又今日の公立小學校の兒童用机腰掛は其體格に適合せず、教室は日光の不充分なるが甚だ多い、これ亦大に注意すべき事と思ふ。それから殊に我輩の危険を感ずる事は、學校で兒童に順番を以て、教室廊下等の掃除を爲さしむることである。成る程これは勞働の風を養成するとか、規律清潔等の習慣を養成するとかといふ點から見れば、大に有益な事の様ではあるが、兒童任せでバタ／＼やつた所が、實際は清潔にはならず、又教師がこれを監督して、遣つても、教室や廊下は一種の悪バイキン集合所といふべきものであるから、掃除の際これを煽ぎ起て、子供に吸収せしめたり又は其衣服に附着せしめるといふは、實に危険至極の事といはざるを得ない。



一體我國にも學校醫の設があるからして、若しこれが充分に働きさへすれば、右様の事は決して無いと思ふのであるが、如何せん今日の學校醫といふのは、僅かばかりの手當を得て、年一回身體検査をするに止まるのであるからして、殆んど學校醫設置の効能が無く、學校衛生は頗る不良の状態にあるのである。我輩は、我國民の健康状態を改善せんが爲めには、是非、共先づ、學校衛生の改善から着手せねばならぬ、而して世人に、其精神さへあらば、着手し得るものと信ずる。故に先づ此點を述べて官民の注意を促すのである。乍併我輩教育者たるの立脚地からいへば、兒童の衛生を戕害するものが、まだ他に澤山ある、依つて序に其一二を述べて、世人の注意を促さうと思ふ。例へば今日非常な勢を以て、都鄙に流行しつゝある活動寫眞の如き、其熾烈なる光線は眼の爲に甚だ有害であり、又其脚色は或は不健全な思想を起さしめ、若しくは感情を過度に亢進せしめて、其發達を害するものが大部分を占めてをる、加之多人數密閉して狹隘なる(人數に比較して)室にをるからして、汚穢なる空氣を呼吸して肺を害し、或は傳染病の中央集散所たるの觀がある。又我輩は昨年の秋、東京市内に於て有名なる國技館

に菊を觀た、成る程其菊は美しく技術は巧である、けれ共其掃除が甚だ不行届で大に不快を感じた、而して如此場所に、日々數千人の大人小兒を集合せしむるのは、我國民が如何に公衆衛生に、無頓着なるかを證明するものであつて、國民體格の衰退の偶然ならざるを感じた。これらは内務省(文部省も學校も)あたりで、大に注意して然るべき事である。

右の如き次第であるからして、我輩は新年の初頭に於て我國の教育當局者に對し、大に學校衛生の改善に注意せんことを希望するのである、云々。

學校衛生の現状を述べ、且は其救濟的手段につきても大體の指示を與へられてある、學校衛生の等閑視せられ、あることは識者には誰の眼にもよく分つてゐる。而も之を言論するもの少數なるは、斯道の發展上、少からざる恨事である。之を要するに、現時の學校衛生は、教育に關與せる幾多の人士よりして、敬遠せられてゐる、否、大に疎遠せられてゐる。教育教授の本論につきて研究の勢力を注ぐは、敢て不可はない、而も學校衛生をば、繼子扱ひになして、他方面にのみ努力と研究とを傾倒するは、本末終始を解せざるの擧であると思ふ。然し近時この衛生問題につき

ては、幾分か反省し來れる傾向が見へる、たゞ、反省したといふのみにて實行せずば、駄目であるが、兎に角、賀すべき現象がポツ／＼實現せられるのである。吾人は尙ほ特に學校衛生の現況につき一言を附記する。

左に記せるは京都市學校醫會にて、大正元年十月京都市長より諮問せられたる學校衛生上に關する改良意見の答申書である。兒童研究第十六卷第十號より轉載す。

答申書

客年十月一日本會ニ對シ御諮問相成候學校施設ヲ校醫ヨリ觀テ改良ヲ加フニキ諸點及ビ運動場ヲアスハルトトスルノ利害ノ二諮問案ニ就テ本會ハ爾來屢會合ヲ重ネ研究調査スル所アリシガ會員ノ意見頗ル廣汎ニ涉リ今尙宿題トシテ研究中ニ屬スルモノ有之候ヘドモ今日マデニ決定シタル左記數項ヲ列擧シ及答申候也

追テ研究中ノ問題ニシテ意見確定シタル上ハ更ニ追申可致候

大正二年三月 日

京都市學校醫會總代

庶務幹事瀨川深、星野元彦兩名連署

京都市長代理助役 加藤小太郎殿

甲 學校施設ヲ校醫ヨリ觀テ改良ヲ加フベキ諸點答申

一 運動場ノ坪數ヲ増加シ兒童一人ニ對シ一坪以上ノ設備ヲナスコト

本市尋常小學校運動場ノ坪數ヲ調査セシトコロ別表ノ如キ結果ニシテ全市尋常小學校運動場總坪數ノ全市尋常小學校總兒童一人ニ對スル平均坪數ハ零坪七分三厘ニシテ運動場一人當坪數標準一坪ニ及バザルコト二分七厘ナリ更ニ各學校別ニ就テ觀ルトキハ兒童一人當半坪ニ達セザルモノ十三校ノ多數アルハ實ニ寒心ニ堪ヘザル所ナリ運動場坪數ノヨリ多キヲ望ムハ世既ニ定論アリテ喋々ヲ要セズ近時體育獎勵ノ聲高キトキニ於テ斯カル設備ヲ等閑ニ附スルハ遺憾ノ至リナルヲ以テ之ガ擴張ヲ促ガスハ急務ナリト信ズ然レドモ經濟上及ビ學校四隣ノ狀況ヨリシテ急ニ擴張ヲ企劃スルコト困難ナルモノナキニアラザルベシ斯ノ如キ場合ハ近距離ノ

學校衛生  
上の改良  
意見

範圍ニ於テ相當ノ地所ヲ買收若クハ借地シテ設備ヲ完成セラレンコトヲ望ム。

## 二 上水道ヲ採用セシムルコト

水ノ良否ハ衛生上ニ關スルコト甚ダシキハ云フ迄モナク殊ニ學校ニテ大ニ撰擇ニ注意ヲ要スルモノナリ本市幸ニ上水道ヲ敷設セラレタルヲ以テ此ノ機ヲ逸セズ治ク上水ヲ使用セシメ一面撒水上多大ノ便宜ヲ得テ塵埃ノ飛散ヲ防グニ最モ利アリト思フ尙一言注意ヲ要スルハタトヒ上水ト雖ドモ飲料ニ供スベキモノハ必ず煮沸セシムル要アリ

## 三 教員ノ身體検査規程ヲ設ケラレタシ

教員ノ身體検査ハ毎年一回施行シツ、アルモ其效果ニ於テ遺憾ナキ能ハズ從來新任教員ノ身體ヲ検査セザルヲ以テ往々慢性疾患アル者ヲ採用シテ間モナク退職セシメ或ハ病死スル等ノコト屢々コレアリ教育上甚ダ憂フベキコトナルヲ以テ新タニ任用スル者ノ身體検査ヲ行フハ勿論毎年施行スベキ身體検査ヲ嚴密ニ實施スベキ規程ヲ定メラレンコトヲ望ム

## 四 疾病アル兒童ノ出席ヲ禁止スルコト

小學校ニテハ兒童ノ出席ヲ獎勵セラル、結果トシテ兒童ハ疾病ヲ忍ビ若クハ疾病未ダ全治セザルニモ拘ハラズ敢テ登校シ擔任教員亦其出席ヲ促ガスノ傾向アリ危險渺ナカラザルヲ以テ將來ハ出席獎勵ヲ慎ミ且擔任教員ニ於テ能ク調査シタル上ニアラザレバ出席ヲ許サルコトニ注意セラレンコトヲ望ム

## 五 兒童ノ教室掃除法ニ就テ

兒童ヲシテ教室ヲ掃除セシムルコトハ衛生上頗ル有害ナリト認め絶對的廢止論ヲ主張スルモノアレドモ一面教育上ヨリ觀テ廢止シ得ザル理由モアリ畢竟掃除其モノ、方法如何ニ依ル問題ナルヲ以テ將來左記方法ニ準據セラレンコトヲ望ム

教室ノ掃除法ハ吸引掃除器ヲ使用スルヲ以テ最モ可トス然レトモ之ヲ使用シ能ハサルトキハ濕性拭防法ニ依ラシメ決シテ掃帚、采配ヲ以テ掃除セシメザルコト、最モ兒童ニハ教室内外ノ草履ヲ區別セシムルコトハ勿論ナリ。

六 運動用器具竝ニ玩具ハ時々日光消毒スルコト

「トラホーム」其他皮膚病ノ傳染ニ就テハ學校ニテハ運動器具玩具等ヨリ媒介ヲナスコト頗ル多キヲ以テ日常兒童ニ使用セシムル器具玩具ハ常ニ日光消毒ヲ努メテ行フベキコトヲ注意セラレンコトヲ望ム

七 深呼吸法ハ各學年別ニ行ハシムルコト

深呼吸法ハ各學校何レモ實施セラル、ハ善キコトナレドモ動モスレバ衛生上害アルヲモ顧ミズ兒童ノ年齢ヲ無視シテ同一號令ノ下ニ行ハル、コトアリ殊ニ塵埃ノ飛散セルヲモ顧ミズ實施スルニ至リテハ實ニ思ハザルノ甚ダシキト云フベシ將來ノ注意ヲ與ヘラレンコトヲ望ム

乙 運動場ヲ「アスハルト」トスルノ利害

本諮問案ニ對シテハ大體ニ於テ意見決定セシモ本市小學校ニ於テハ此際運動場ヲ「アスハルト」ニ改造セントスルモノ多數アル傾向ヲ認ムルヲ以テ本會答申ノ如何ハ本市小學校ニ大ナル影響ヲ與フルモノタルコトヲ信シ慎重ニ審議研究ヲ要スベキモノト考フルニヨリ尙暫時答申ノ猶豫ヲ乞フ

以上は、京都市の學校醫會の學校衛生改善につきての答申書である、吾人の所見によると、右は學校衛生の改善上京都市の現狀に照らして必要の點であること、信する、而も全國多數の小學校につきて觀察せんか、上記の改善點の外、尙ほ多くの缺陷が指摘せらるゝのである、教育に熱心なる人士は、教育普及、學業獎勵などいふ方面に努力せらるる力を割愛せられて、どうか學校衛生問題に手を染めて、頂きたい、監督官廳、さては視學の諸君は、各學校につきて、其相應なる程度の下に、學校衛生問題を提議して下さい、又學校醫諸君を初めとして、當面の教師諸君も、本問題の下に集つて、徐ろに攻究して下さい。敢て囑望する次第である。

## 第二編 各論

### 第一章 學校設備に關する衛生

學校の設備につきましては、衛生上出來得るだけの注意を加へて置かねばならぬ。エム、デー、ラブ、デー氏は曾て殺人教育と題する書を著はし、廣潤なる觀察の下に今日の教育は遂には人種を殺し盡すべきであると説いた、極端なる説ではあるが、教育が衛生的基礎の上に建設せられなければならぬことは明瞭である。凡そ學校設備につきましては、種々の方面より考究する必要があるが以下主として衛生に重きを置きて記述することとする。

#### 第一節 校地

小學校令施行規則第六十四條に校地に關し左の規定がある。

校地は道徳上竝に衛生上害なく且兒童通學に便利なる所を選ぶべし

國家が教育の義務をば國民に負はしめて、兒童に就學を要求してある柄には、第一

殺人教育

校地の選

通學と校  
舎の位置

其、修、學、所、た、る、土、地、の、爲、に、國、民、の、身、體、を、損、傷、す、る、が、如、き、こ、と、あ、つ、て、は、な、ら、ぬ、又、直、接、に、は、市、町、村、の、當、局、者、た、る、も、の、も、校、地、の、選、定、等、に、關、し、て、深、き、注、意、を、と、ら、ず、感、情、問、題、や、利、害、問、題、を、以、て、校、地、決、定、上、の、争、ひ、を、な、し、衛、生、上、の、條、件、を、無、視、し、て、悔、を、百、歳、の、後、に、殘、す、や、う、の、こ、と、が、あ、つ、て、は、な、ら、ぬ、左、に、校、地、に、つ、き、て、兒、童、衛、生、に、關、す、る、要、求、を、掲、げ、る、こ、と、と、す、る。

第一位置 即ち校舎の存在地である、こは通學上より考究すべきである。兒童が通學する距離につきましては、尋常科の兒童ならば三十分内外の地が最適當である、一時間以上を要するが如きは、兒童通學の便利も悪し、かつは往復の爲めに疲労の度を増加し、學校に在りても勉學上に影響し、家庭に歸りても身心の上に影響を受くることはいふまでもない。之を毎日の如く繰り返し、永年の間には多大なる悪影響を身心の上に受けることになる。或は之が却て鍛鍊になるといふ論者があるが、而し尋常科大部分の兒童にとりては、彼等の身體の活力に不相應なる通學距離は、確に身心に疲労を與ふるのである。

高等科の兒童ならば一時間以上の距離は堪へらるゝのである、中等學校の生徒

の如きは、随分遠方より通學するものがある、これらは強ち通學距離を限定することも不可能であるが、彼の中學校生徒の中にて三時間もかゝつて通學する向も少からずある。而し、如何に身心發育の旺盛なる中等學生時代にても、學校課業に従事する前に、三時間といふもの、通學の爲に身體を劇動させては、冬期でも汗を、カク夏期の如きは満身汗に濡れて、洋服の上に汗のシミが表はれるほどである、身心は綿の如く疲れ果て、課業となると居眠り専門にて終る向が少からずある、これらは如何ともすることは出来なないが、教師も父兄も一考すべき問題であると思ふ。

校地選定につきては、通學の途中に山川、坂路、池溝等の危害を蒙る虞れなき場所を卜するがよい。こは山間僻遠の土地小學に對しては、容易に望むことは出来ないのであるが、要は校地を決するにつきて地勢上より考へて通學の際に兒童が多くの危険に遭遇するが如きことなきやうの土地をば選ばねばならぬ。

校地其ものにつきて、特に衛生上より選定上の注意を述べんに、第一に、土地の開潤なるが主である、空氣の流通がよくて、四方がよく展開して居り、陰影になるもの等がない方がよい、其地面に立つや、何となく見晴しもよくて自然と心地のよい

感じの起るやうの土地であつて欲しい、陰氣臭い土地、薄暗いやうな窪溜りのやうの土地は、校地にしては不適當である。

次には地質が乾燥せるところがよい、勿論餘り乾燥し過ぎては、これ又よろしくないが、乾燥地には塵埃の立たない工夫をなし、雨後直に乾上るやうの設計をしたものである。彼の湿地にして排水悪く、粘土質にて空氣の流通よろしからざる土地の如きは、學校敷地として不適當である。尙ほ温度の激變する土地もよろしくない、若し止むを得ずして、低濕の土地を選定するならば、其地面を高くして、而も排水其他に出来得るだけの注意をなして校地とするがよい。

更に注意すべきは地質の検査を正確にすることである、一見乾燥地と見ゆるやうにても、其土地の内層につき精細なる化學的検査をなすべきである。即ち有機物の腐敗せるものなどを含有し、包藏する地質が少くない、されば地下數尺の間に於ける有毒瓦斯、其他有害なる有機物質の含有如何につきて、出来るだけ専門家に依頼して鑑別すべきである。

次には其地方にて、最も多き風向を考へ、其風上に位地を擇ぶべきである。此れ

不潔物の臭氣を常風が齎らして、呼吸を害する事があるからである。其他常風の方角を考へて、土地を選定するとは、其校舍の保存上にも關係すること故、然るべく考慮すべきである。されば新に校地を選定せんとする向は勿論、其他のものにても學校衛生を唯一の方針として、適當に考へを凝らして欲しい。

更に述べんとするは、飲料水の注意である。すべての病害は飲料水の粗悪なるに原因するものであるから、善良なる飲料水を供給し得るが爲には、排水渠の設をなすべきである。而しながら、校地選定をなさんには、前以て、飲料水の質及其分量が適切なりや否やを吟味せねばならぬ。飲料水として差岡へなきものか、否かは、信用ある衛生試験所の分析を仰ぐがよい、其分量につきては、生徒の員數に適する量なりやにつきて慎重に計量するがよい。

以上の外、校地としては、斷崖、絶壁の河岸、海濱、及鐵道線路に近き土地或は沼澤、墓地、火葬場、避病院、屠獸場等に接する土地は之を避け、殊に有毒なる瓦斯、煤烟、塵埃等を發する工場の附近は避くべきである。

校地選定につきて以上の外に尙ほ、道德上、教授上、風致上等よりも攻究する必要

飲料水

校地として避くべきところ

道德上の注意

教授上の注意

校地の面積

がある。道德上嫌忌すべき花街、料理店、野卑俗悪なる劇場、寄席等風紀を亂すべき場所は避けねばならぬ。此種の場所は直接に身體にこそ危害を及ぼさざれども、間接には精神に悪影響を與へ、知らずの間に幾多の恐るべき精神的疾患を醸さしむることにもなる。尙教育上喧騒なる土地も、兒童の心意を擾亂せしめて、さまざまの害毒を與ることになる。又風致の良否は、氣分の上に大なる影響を與へる。これらをも衛生上の立脚地より考へて、校地を選定するにつきては、出來得るだけ完全なる注意と手段とを講すべきである。

第二は、面積上より考ふべきである。校地の面積は廣濶なるがよい、それで其標準を示せば、兒童一人に付平均四坪以上を有して、將來尙擴張するの餘裕ある地を選定すべきである。一體校地内には、校舍は無論のこと、便所、屋外體操場、教員住宅等を設くべきであるが故に、前以て餘裕をつけて計量し、適當なる地積を選定せねばならぬ。而しながら市街地にては、容易に廣濶なる校地を得ることが出來ない場合がある、それは經濟上の關係もあるべく、他に又種々の理由ありて、充分に廣い土地をば得られないこと、と思ふが、出來得るだけ校地は廣くして欲しいのである。

校地に附帶して屋外體操場につきて一言する。屋外體操場はストウ氏の言へる如く、屋根なしの教室である。教訓上にも衛生上にもこの場所をば利用せねばならぬ。其面積は相當の廣さを保たしむべく、形状はなるべく方形がよい。特に構造上につきて言はんには、地質は塵埃の立たざるやうに設備をなし、尙ほ排水渠を設けて、排水を便ならしむべく、それには幾分土地に小傾斜を附するがよい。小砂利を入れて排水上の便を計るなども一方法である。

體操場の位置は、校舎の南又は東がよい、これは日當りがよく、且つ四時乾燥を保つに便利であるからである。西方又は北方には常緑樹を植ゑて風除けとなすべく、此他日除用として藤棚、葎簀張りを設くべく、樹木の下には長腰掛を供ふるなどの注意も必要である。

其他校地、特に運動場の面積等につきては總論中にて引證したる京都市學校醫會の答申書を参照せられんことを望む。運動場を「アスファルト」にて固めることにつき、左に緒方博士の意見を掲載する。

「アスファルト」は悪し。近頃市内各小學校にては、運動場を「アスファルト」にて固

め、滑らかに且つ美麗にする事が流行し、斯くせざる學校は時代遅れの如く卑しめらるゝ傾向あるが、這は非常に間違ひたる考へにて、兒童衛生上頗る憂ふべき事なり。殊に夏は「アスファルト」にて固めたる運動場は、他の運動場に比し温熱甚だしく、攝氏にて十度も上り平均六度の差あり。之れは日光の反射上より來る現象なるが、只炎天に照さるゝ事さへ、餘り感心せざるに、斯くの如き高熱を運動場に加ふるは、衛生上決して宜からず。又同運動場は滑りの宜しきがため、生徒が轉ぶ場合が他の運動場に比し甚だ多きのみならず、是がため兒童の身體に與ふる影響も、亦氷の如く滑かに、且固き同運動場は、他運動場より甚だしく、その結果として軽きながらも、腦震盪を起す事も珍らしからず。加ふるに夏は炎暑の爲めに「アスファルト」が柔くなりて、下駄や靴の痕がつき、凸凹も出來易く、要するに小學校の運動場を作るべき、最も適當の方法は、地下を小割栗にて固め、其上に土を均し、土の上に細かき砂利を敷くにありて、斯くせば水はけもよく、「アスファルト」にて固めし運動場の如く、塵も立たず、轉んでも身體に影響を受くる事少なく、先理想的のものなるべし。云々。



尙ほ校地につきて實際上の所見を述べて、當事者の反省を促したいことがある、それは非常に狹隘なる地面に多數兒童を收容せることにて、經濟上止むを得ざるものありとはいへ、何とか幾分なり改善したいものである、多數の兒童が狭き運動場にて恰も芋を洗ふやうの鹽梅にて、身動きもならず、充填してゐることは體育上よくないことである。其他相當の運動場を有し乍ら、之を不潔になし、且つ不整頓に放任せる向が少からずある、木の葉や、紙屑などを堆積せるまゝになし置くもの、或は運動場のいつもく、濕潤せるもの、或は兒童等の惡戯にて、地面に穴を掘りあるもの、小石木片の散亂せるもの等、中々運動場に關して不行届きの點が多々ある。校地、特に兒童の平素嬉遊する場所は、たしかに、屋根なしの、教室である、教師は出来るだけ、注意して、衛生的の工夫と努力とをなすべきである。

### 第二節 給水

學校衛生上、慎重なる注意を以て、供給を充分にしなければならぬものは、飲料水である。凡そ病害の多くは、飲料水の粗悪なるに歸因するものである。そは今更

改めて説明するに及ばぬことである。而して校地選定をなさんには、豫め飲料水を充分に供給し得らるべきやう、即ち現在の兒童數及職員一同の飲料、若くは使用に足るだけの量の外に、尙ほ他日兒童生徒等の増加せる場合をも豫量して、毎日の使用量を算し、以て供給に遺憾なきだけの井水が湧出する土地でなければならぬ。市街地等に於て水道の水を使用する向は格別なれども、これとても井を掘りて、相當の用水を得る準備をなし置かねばならぬ。

さて水量は充分なりとも、水質の悪きは衛生上由々しき大事を惹き起す基なれば、何れの井水につきて、嚴密なる分析的検査を施し、飲料水として差岡なきものたるを證明せねばならぬ。何れの學校にても近來この種の注意をば怠らぬやうであるが、一層注意を嚴密になすべきである。

左に記せるは、『學校教育者に望む』と題して衛生新報紙上に於て醫學士森友道氏が述べられたる諸注意中の一項である。要は兒童生徒に對して、未沸水の飲用を禁ずべしとの趣意である。

學校で生徒に供給する湯が未沸水のもので萬一之にチブス菌赤痢菌などが入

つて居たなら之れから病毒に感染することは容易である。然るに湯の煮沸の任務を持てる小使の頭には衛生思想が乏しいから生ぬるの湯を供給したり或は折角煮沸したものの中に水をさして分與することもあらうが、水中の微菌は煮沸しなければ死滅せぬものであるから、學校の當局者に向つて大に反省を乞ひたい。學校醫の如きも殆んど形式的の感ある身體検査をするばかりでなく今少し衛生注意を加へられんことを希望する。

尙参考のため鈴木衡平氏が『水の話』と題して衛生新報紙上にて述べられたる要旨をば左に摘載する。

吾人の生活と水 吾々の食物はすべて水によつてゐる。吾人の體には水分が多量にあつて約七割は水である。間接には亦水を利用して工業を起すことが出来る。

天然水と蒸溜水 水は種々の物質を溶解するから天然水は種々の物質を含んでゐる。故に純粹の水を得んには蒸溜して得るの外はない。天然水にはアンモニヤ・カルシウム・マグネシウム・亞硝酸・有機物・鹽素などを含んでゐる。

水の清淨

飲用水及  
雑用水に  
及ぶる注  
意

水の清淨法 水を清淨にするには第一鎮澄法であつて人工で早く鎮澄させるには明礬を用ふる(其量は約七萬分の二)第二濾過法で砂・毛炭を用ふる。その中炭は溶解物質を吸収するから炭を重ねて色ある水を掛ければ色は消ゆる。水中のバクテリアを殺すは蒸沸である。

飲用水及び雑用水に必要な諸點 飲用水に適當なるは透明・無臭・異りたる味を有せず清涼なる感と與ふる者二十四時間放置して沈澱を生せぬものがよい。天然水の害としてはカルシウム・マグネシウムは石鹼の効力を失はせ、又腎臟膀胱等の結石症を起す原因となり、蒸氣機關破裂の因をなすが、醸造上には必要である。アンモニヤは井水中に多く、炭酸は清涼なる味を與ふる。井戸は差水のせぬ様に又空氣中の有機物及び日光の入るを防ぐ爲め蓋をするがよい。

### 第三節 校舎

校舎は教授上管理上衛生上の利便を主とし、尙地方の經濟上の事情を考へて外觀の裝飾を去り、質朴堅牢をば主要の條件として建築すべきである。今ここに校

校舎の位置

舎につきて衛生上の注意を述べる。  
 位置 校舎の位置は、校地の形状及び地方風等の関係を有するを以て一定し難いのであるが、概して東南向又は南向がよい、次は西南向とし、東向、西向はよろしくない、北向は最も不適當である。而して校地内に於ける校舎の位置は其西側か、或は北側に建築するやうにしたい。斯くして屋外體操場の位置をば南、又は東の日當りのよい處に設くるやうになすべきである。

建築の様式

建築の様式 日本風を本體とし、幾分か西洋風を折衷するを可とするのである。此日本風の建築は、採光、換氣共に十分であつて民情にも適し、衛生上にも好都合である。而してなるべくは二階造よりも平家造りがよい。其建築材料は本邦現時の經濟状態に於ては、木造を以て最も適當のものとする、屋根は温度の調節を爲すには藁葺を可とするのであるが、保存上よりすればなるべく瓦葺となすがよい、窓戸は外面の風雨に曝露する方には硝子を用ふるを可とするが、内面には日本紙を用ふるもよい。

校舎の廣さ及形状

校舎の廣さ及び形状 校舎の廣狹は兒童數に比例し、市町村の現在及將來を考

校舎の形状

へて設計すべきである。随つて其種類の如きも、通常教室、教員室の外に、唱歌、手工圖畫、裁縫等を課する場合には、特別室を設け、必要があれば、講堂、兒童控室、宿直室、湯呑所、小使室、物置等を設け、土地の情況に依り、教員の住宅をも設くべきである。要するに、校舎は都合し得らるる限りは、廣く設計して建築すべきである。

校舎の形状には、種々あれども、一字形、二字形、三字形、四字形等を可とする、學校の規模が大きくして二字形、三字形と並列する場合には、各棟の距離は一定の距離を保たしめ、小くとも棟の高さに等しきだけの距離を採るを要する、教授管理上からは六間以上の距離を便とする、斯くせば採光上よりも又換氣上よりも好都合である。次に校舎内の各部分につきて、兒童養護上の注意を述べる。

敷地

先づ第一は敷地が脆弱であると、折角の建物も何たる用をなさずして傾倒することがあるかも知れぬ、されば充分堅く打ちかためて、床下は常に乾燥ならしめ、排水通氣の設計をなすべきである。

牀

牀は敷地上二尺の處に設け、牀下にはゴークス、砂礫等を敷き詰め、空氣の不潔を防ぐ外に、尙牀下には吹抜を造り、又風抜穴を設け、常に牀下の空氣の室内に竄入す

天井

るを防ぐべく、尙寒氣、濕氣を防ぐには二重張とするがよい。  
天井の高さは、なるべく高きを望むのであるが、我國の建築では、木材に制限せられて、通常牀上から天井迄九尺以上を適當とする。簷庇は光線の射入を妨げない様に二尺以内を適當とする、なるべくは雨挿を設けて庇を附けないのが採光上便利である。

壁及昇降口

壁の色 灰色、淡黄色等の光線を反射吸収しない中性色をよしとする。昇降口は幅をば廊下に等しくし、常風の方位を避け、下駄柵、傘置場等の用意を有すべく、昇り段の下即ち土間は漆喰叩きか、或は煉瓦を敷き詰め、昇段には木材を用ひて、金石の材は避くべきである。

階段

階段は一直線をなさずして、曲折の構造を要す、中間には踊場を設けねばならぬ。一直線で踊場がなかつたならば、二階の昇降には餘程危険である。又二階造りの校舎には、二個以上の階段を設けて非常變災時の用意をも計つて置かねばならぬ。又昇降を容易ならしむる爲に手欄を設けることが必要である。廊下は、必ず北方か又東方に設けて其幅は六尺以上とするがよい。其外各部分の構造につきて注

廊下

意すべき點も多くあるが、こゝに略することとする。要は堅牢を專一とし、質素の上には衛生に恰當せる建築方法を案出せねばならぬ。

小學校の建築方法につきて細密なる注意をせないと、之がために暴風或は地震或は不時の出來事のために倒潰するやうのことがないとも限らない。文部省には曾て群馬縣勢多郡下川淵小學校同縣佐波郡上陽小學校が暴風のために倒潰したる原因を調査して、明治三十四年一月の官報にて發表し、小學校建築上の注意を與へられたことがあつた。其斷案中に左の如き注意があつた。

文部省の注意

一 材料を撰ぶには専ら強弱細大及接合點の適否如何に注意するを要す、外見上材料の良否を撰擇するが如きは主要なるものにあらず。

一 校舎の建築を爲すには、竣工に至るまで、少くとも二三回以上、其府縣の技術官又は信任ある技術者に便宜臨檢を求むるを要す。

校舎の建築を堅牢にすることは、極めて必要のことである、尙ほそれに加へて望むべくんば、諸設備をば完全にしたいことである、こは經費問題に關すること故、到底我が民度にては、及ばぬことであらうと思ふ、而し、出來るだけの設備はして欲し

い、左に記せるは學校設備に關する獨逸、シャルロテンブルグ市の小學校の模様である、參考としてこゝに掲げる。

## 『前略』

今日まで視察したる諸小學校中、設備の最も良好にして、一々教育的研究の結果より成りたるを感せしめたるものは、シャルロテンブルグ市に新設せられたる、「ハルプインゼルの小學校」なり。此小學校は、一昨年の夏其工を始め、本年春竣工したり、之が建築のため總計八十一萬八千「マルク」を費したりといふ。外觀さまでに美ならずと雖も、内部の構造、凡て十分なる研究の結果たることを表示す、教室に於ける黒板の左右に扉を有し、自由に之を開閉して、使用の目的に適せしむるを得るが如き、地圖又は其他の掛圖を壁上に掲ぐるがため、簡易なる装置を具へ居るが如き、机、腰掛の構造、一々、兒童の身長に適し、居るが如き、便所の出入に戸口を異にし、混雜を避け得るやう巧みに設置したるが如き、水呑所の器物を用ひずして直に水を呑み得るやう装置し、あるが如き、時間を報するに、電氣鈴を用ひ、小使室にて一たび鈕を押せば、悉く各教室に通じ得ることの如き、床上には、アル

「シャルロテンブルグ市の小學校」の設備

ランドル會社の油を塗り、塵の立たざるやう注意したるが如き、些細の點にまで用意の行き亘れること實に感すべきなり。不肖の不文なる、明瞭に之を記述する能はざるを憾みとす。男兒の部には完全なる手工教室あり、女兒の部には良好なる家事教室あり、講堂あり、體操場あり、浴室あり、學校醫の診察室あり、貧家の兒童に食物を給すべき食臺あり。「下略」明治三十九年十一月官報所載當時文部省獨逸留學生横山榮次氏の報告書中の一節

## 第四節 教室

兒童が在校中、最も多くの時間を費して活動する處は通常の教室である。今之につきて少しく述ぶることとする。

(一)面積 教室の大きさは、兒童數の多少によりて定まるものであるが、尙ほ一定の制限がなければならぬ、即ち教師は全兒童を通觀することを得、兒童はよく教師の音聲を聞きとることを得、且つ兒童は視力を勞せずして、黑板上の文字を読み得る範圍内であればならぬ、この點より考ふるに、教室は其形長方形を可とする、舊規

教室の面積

定によると、多級小學校の教室は幅三間以上四間以下長四間以上五間以下、單級小學校の教室は幅及長各四間以上五間以下を通例とし、兒童一人につき三尺平方の割合より小なることを得ずとある。天井の事は前にも述べたのであるが、牀面を距ること九尺以上として牀の高さは濕氣を避くるため二尺以上とし、且牀下の四方に風抜きを設くるがよい。さて上記の割合を以て大體教室の面積を定むるのであるが、實際は随分狭い教室に、多數の兒童を收容せる向が多い、こは經濟上の問題より生せる現象にて止むを得ないのであるが、兒童の衛生を主として論ずれば多數兒童は少からざる悪影響を受けつゝあると思ふ、この種の學校にては、止むを得ぬ故採光換氣方面などに特別の注意をなして悪影響を少しにても減少することを計るべきである。

## 通風

(二)通風 此れ即ち換氣法である、教室の窓と大なる關係がある、換氣窓は天井の四隅、採光窓の下部に於て、床面に接する所に設け、以て空氣の流通を十分ならしむるがよい。また床下の四隅、並に天井の上なる屋根裏にも通氣の設備をなし置くことが肝要である。空氣の良否は、兒童の教室作業の上に大なる關係があるので

## 通風と教師の注意

學校當事者はこの點に注意する必要がある、左に換氣法につきて少しく卑見を開陳することとする。

我國の小學校には設備の不完全なるものが比較的が多い、近年新築の校舍はそれ程でもないが、随分舊式の小學校がある、天井は低く、軒もイヤに出張りて其上に低い室内には不用の柱障子が幾本もある、校舍杯が多い、寺院や民家を借用してある者は一層甚だしい、されば光線の射入不充分なるはいふ迄もなく、通風極めて不完全である、この中に數十人の兒童は充填せられてゐる、一二時間にして空氣は腐敗して異臭鼻をつく、而も教師も兒童も餘り感じないやうな顔をして稽古をやつてゐる、實は感じないのでない、大に感じた末で、嗅覺は鈍となり神經の諸作用も弱はりて、知能の働きの結果も極めてマツクなつて居る、教師の不注意は救済し得べき點をも没却して仕舞ふ、鬱結したる空氣は夏時は殊更冬期に於ても、時時窓戸を披きて、戸外の新鮮なる空氣を室内に導くやうに注意すればよい、よく、窓際にある兒童に命じ置き教室出入の際或は隨時窓戸の開放をなさしむるがよい、微風にもあるときは一層この種の注意をなす必要がある、彼の呼氣によりて排

泄せられたる炭酸瓦斯は温暖の間は一時は上に昇るが冷ると降つて牀上に蓄積せらるゝ者である故、牀面と併行して廊下に向へる壁の所々に無双窓を設けて不潔瓦斯の排出を計るがよい、要は教師は鋭敏なる嗅感覺を持して、更に児童生徒の疲労倦怠をば、敏捷に察知するの明をもつて、通風の加減に注意を拂ふべきである。

通風には天然換氣法と人為換氣法とある、以上述べたのは天然の換氣法である、我國の學校にては、何れも天然換氣法を適當に實施するがよい、即ち最初校舍建築の際に注意をなすと、教師の教授中及び放課時間に於ける些細の注意とで、之を解決することが出来る、人為換氣法といふは、英國龍動の小學校などで行はれてゐる、電力にて吹送装置の風車を運轉して、新鮮の空氣を各教室に送るのであるが、之は經費の關係もあり、我國の小學校にては、如何に都會地にては、容易に實行は出来ぬ、何にせよ、教室の空氣をば、いつも清くなるべく、機敏の處置をとる教師でなければならぬ。今更改めて言ふまでもないことであるが、空氣の良否は、確に仕事の上に著しい影響を與へる、單に學校ばかりの問題ではない、多人數集合せる各種工場、及び演藝場の如きに於ても、この通風問題を眞面目に研究し、實施すべきであ

る、一寸した注意が大なる結果を生ずることを忘れてはならぬ。

教室内の通風につきて充分なる注意をなすべく、特に晴天風塵の飛揚せぬ日には教室内を開放するがよい。其土地の氣候にも因ることであるが冬の日なども開放するは、衛生上よきことと思ふ。近刊の教育時論に左の如き記事があつた、參考のために掲載する。

開放室内教育 米國費府小學校に於て、昨冬嚴密に實驗せる結果に見ると、冬季に於ても教室の窓を悉く開放して授業をすといふことは普通の如く之を閉め切つて行ふよりも兒童の教育上肉體的にも精神的にも遙に良好であるやうである。此小學校に於ける實驗は、學校醫ロオチ氏が校長ビショップ氏と相談の上自分の所信を實驗せんとして、生徒の父兄に對して此教育を行はんとするに際し、一々承諾を経て實行したるものにて、父兄の快諾を得た五十餘名の生徒について、最初體重、身長、發育の狀況等に關し嚴重なる検査を行ひ、萬一の際の用意として毛布、シャツ、頭巾、帽子、手袋等をも準備せしめ、絶えず教室の窓を開放した室と普通の教室とについて比較研究を積んだのであるが、普通の發育状態にあ

る健康兒童に取りては、其結果は極めて良好にて、此實驗の繼續された十二週日中に於て氏は窓を放した教室内に於ける生徒の平均體重は二封度宛を増加したるに係らず、普通の教室に於ける生徒は僅に一封度平均の體重を加ふるに過ぎざることを見、生徒も却て寒冷なる空氣中に勉強することを喜び、學業の進歩も著しく早くして、兒童が教師の質問に對して正解を與ふる割合は常に空氣新鮮なる教室中に在る生徒の方が非常に大きい事を認めたといふが、ロオチ氏は此結果に對して絶えず適當なる濕氣を含んだ空氣中に於て、適當なる呼吸の習慣をつけるといふことは、兒童をして微菌其他の病氣に對する一層の抵抗力を得しめ得るを以て、華氏五十度以下に溫度が低下する如き場合に、相當の溫度を加へ得る設備をするに於ては、感冒などに罹る憂ひもなく、却て兒童及び教師の心身に充分なる刺激を與ふることとなり、従つて其活氣を増加して萬事に敏活ならしむることが出来るのであると云つて居る。

(三)採光 教室の窓には、採光窓と通風窓との二種がある、採光窓は通風窓を兼ねるのである、さて採光窓は床上二尺五寸とし、上縁はなるべく天井に接せしめ、其上

## 採光

部は欄間となし開閉自由になし置くべく、而して窓の總面積は床面積の六分の一以上とし、室内の生徒は坐席にありて、蒼空を望み得る位でなければよろしくない。光線はすべて坐席の左方より採るを原則とする、教室の幅三間半を超ゆるか、或は圖畫裁縫手工の如き十分の光線を要する教室にては、更に後方及び右方より採光すべく、この場合には左方の光線を主とし、右方を客とするがよい。而して特に注意せねばならぬのは、兒童の前面、若くは前面の壁より後方三尺以内に窓を設けてはならぬことである。こは甚だしく視力を害する恐あるからである。

光線の直射を避けんには、窓を硝子張としたる場合には窓掛を設けて之を防ぐべく、窓掛を設くる能はざるときは硝子に淡くペンキを塗るか、或は薄紙を張るなども一法である。

壁の色は大に窓内の明暗に關するものである故、黑白の兩端を避け、灰色若くは淡黄色の如く、光線の反射吸収共に適度なる中性色がよい、随分古い校舎の中には真黒になつた壁にて、一見陰氣に見へ爲めに教室も暗きを感じるやうのものもある、其上採光窓が不完全なる故に、ます／＼陰鬱に陥るやうの教室もある。斯かる

## 採光と壁の色



暖房

教室内にて教授を受けてゐること故、頭痛がしたり、視力を害したりして、不活潑に蠕動するばかり、兒童は學力など進歩せぬものが多いのである。

(四)暖房 教室内の温度は攝氏十五度乃至十八度を以て適當とする、若し教室内温度低きに過ぐるときは、心身の活動を減退し、或は感冒に罹ることもある。故に寒冷の時季には、暖室の用意をなすべきである。さて暖室の方法に色々あるが、小學校にては、暖爐を可とする、薪炭を節約し、かつ危険の恐れを少からしめ、ため、石造又は煉瓦壘みの暖爐をよろしとする。火鉢は木炭の火になるまでに有害なる瓦斯を發生するのみならず、危険の恐れ多く、暖室不十分なれば、なるべく用ひざるがよい、而し實際暖爐の設備をなすこと能はざる學校が多い故、止むを得ず火鉢を用ふる場合が多い、其際には別室にて火に起して火鉢に移し、その上に金網をかけ置くがよい。村落の小學校などには、寒い教室内にホンの申譯ばかりの炭火を燃して置くものがある。暖房の目的には合はずして、たゞ休憩時間に數人の兒童をして暖をとらしむるに過ぎないものもある、出来るだけは目的に合ふやうの設備をしたものである。

教室衛生

(五)教室衛生の注意 兒童研究紙上所載ハンス、ズック氏の述べられたる教室衛生上の注意は参考とするに足るものである、左に摘載する。

『前略』生徒の健康は衛生上、然る所なき座席及び教室を設備し、新鮮なる、空、氣と十分なる光線とを供給して始めて、其目的を達し得べし。

而して生徒の座席は其身長に應じて製作し、身長を略ぼ同様なるものを一團となし、是に適當せる座席を使用せしむ。又各教室に於ける座席の配置法は極めて重要なものとす、是れ何れの學級に於ても重聽者及び近視者あり、是等を皆教師の近くに置かざるべからず、然も尙彼等は身長に應じたる座席を用ふるの要あり。故に座席を梯形即ち小なるものを前列に大なるものを後列に排置せずして柱狀即ち窓側に大なるものを置き漸次小なるものを室の中央に向ふて配列すれば如上の條件を満たし得べし。

尙座席は餘り窮屈ならずして一定の餘裕あるを要す。故に外觀装置に重きを置くことなく、机板と椅子との間を廣くし姿勢の變化を容易ならしめ、又自由運動及び呼吸練習をなし得べき餘地を作るをよしとす。即ち此爲めには二人座

りの座席を使用し其間に多くの通路を設くべし。學校衛生の最も重要な事項は新鮮なる空氣の供給にあり。然れども空氣の容積を十分にし其換氣を完全にするは決して容易なることにあらず。通例用ふる導管通氣法の如きも未だ完全なるものにあらずして、窓戸を一齊に開放して行なふ所謂自然換氣法に及ばざること遠し。空氣は通路に障礙なき時最もよく流通するものなれば、脚側部の廣き机は適當なるものと云ふを得ず。「デラ」のヘルマン—ウールマンの設計せる「ノラ」腰掛の如きは中隔卓子 (Mittelholmsystem) — 机脚を柱とし、是を横木にて固定せるもの—は通氣及び掃除に便にして、然も光線よく透射するものなり。

又生徒の教室に持來する塵埃汚物は多量なるものにして、日常の掃除のみにては全然除き得るものにあらず、故に塵埃放散を防ぐ爲め牀板に塗油すること行はる。

斯くの如く衛生的注意に依り生徒を圍繞するは、煩事なれども尙國家の大問題なれば決して輕視すべきものにあざれば茲に特記する所以なり。

教室内の  
病菌

健全なる種族は榮へ、軀て其作業能力は國民の安寧を増進するものなり。教室衛生を完全ならしむることは、極めて急務の問題である、實際、小學校といはず中學校、女學校等に於てこれが注意が閉却されてゐる、教室内は病菌の巢窟となつてゐる有様なるが多い左に記せるは、教室内の病菌と題して教育實際紙上に掲載せられたるものである。

某大醫の談に曰く、肺病患者の數各國一般に遞増するの傾向あり。獨佛の如きにても近年之が豫防法殊に學校衛生の上よりは多大の注意を喚起しつつあるが、我邦にても近時其の傳播恐るべきものあり。東京市最近十年間に於ける十五歳以下の兒童死亡數は十二萬八百廿六人なるが、其の内呼吸病に冒されて死亡せる兒童數は實に四萬七千九百卅七人、即ち總死亡數の四割に達し居れり。斯る状態なるを以て一組四五十人を收容せる各教室内には頗る多數の肺患者を含めるは明白なる事實にして、小學校教員が此の危険なる惡空氣中に少くも五時間以上呼吸するに於ては、其の傳染を受くるは寧ろ當然にして、小學校教員中に肺患者の多きは怪しむに足らず、教員がそれ自身より發病し、又は他より傳

染し來るものよりも、却て教室内に於て兒童より病菌を感受するもの多かるべし。最近文部省囑託古瀬醫學士の調査に依るも、中學卒業生中十一パーセントの肺患者を検したるを見ても、獨り小學校のみならず。一般教室内の空氣の恐怖すべきを知り得べし。然らば目下小學校教員の肺患救助は、他の方法を講ずると共に、教室内に於ける衛生設備を完全にする事も一急務也と。

### 第五節 兒童控所及屋内體操場

兒童控所

兒童控所を設くるは、管理上衛生上共に必要である、特に寒地の小學校にては、經費の許す範圍内に於て適當に設計して欲しい、控所を設くるならば、なるべく男女を區別して、二個所を設け、其位置は兒童の昇校に便にして、携帶品の保管に都合よき處を選ぶべきである。而して屋内體操場を設けざる學校に於ては、之を以て體操場に充つべきである、但し此場合に於ては食事は教室内に於てし、携帶品置場は適宜別に設くるがよろしい。

兒童控所のない學校にては、直ちに教室に入らしめて、そこが控所になつたり、教

室にもなるのであるが、兒童が平素教室内にて嬉戲し、奔走したり、又朝早くより登校し、教室内にて遊び居るやうの場合には、教室の空氣は早くも汚濁し、また塵埃の飛散するなどありて、衛生上よろしくない、依て教室をば控所兼用とする向にては、兒童の登校時刻をば大體制限すると共に、教室内にて亂動せぬやうに兒童を訓練すること、且は窓戶の開閉等に氣を付けさるがよい。實は控所さへあらば、兒童が寒風に曝されて、而も書物の包みや、辨當箱を携へて、ウロ／＼してゐる必要はないのである、さて兒童控所の、大さにつきては、なるべく廣く設計するがよい。之に關して、ある縣にては、左の如き規定を設けたとのことである。

兒童控所ハ尋常小學校ニ於テハ兒童七十人マデ高等小學校及ビ尋常高等小學校ニ於テハ兒童六十人マデハ十二坪以上トシ兒童十人ヲ増ス毎ニ一坪以上ヲ増加シ其周圍ニハ人員ニ相當スル帽子外套掛ヲ設クベシ 但シ高等小學校及ビ尋常小學校ニ於テハ男女ヲ區別シ女兒二十人未滿ハ本條ノ坪數ヲ六坪マデ減ズルコトヲ得

次に屋内體操場につきて述べる、衛生上に適へる屋内體操場は廣濶なる容積を

屋内體操場

有し、長さ大約十五乃至二十メートル、幅十乃至十二メートル、光線の射入佳良にして、適當なる換氣装置及び暖室装置を備へ、又地床は細砂及び鋸屑の混ぜ物に、少しばかりの食鹽を加へたる一層より成るものを以てするがよい。然しこは至る所の小學校に望むことは出來ない、依つて各學校には、少くとも有蓋の雨天體操場を設くるがよい、而も其構造たるや、極めて簡單なる假舎を以て足れりとする、斯くせば雨天の時のみならず、炎暑の候、日光の直射を避くるの用がある。屋内體操場に關し、嘗て某縣に於て設けられたる規定がある、左に之を掲げる。

(一) 屋内體操場ハ長方形トナシ其ノ構造ハ左ノ各項ニ依ルベシ

(1) 板張トシ牀ヨリ四尺以上腰板ヲ張ルベシ

(2) 天井ヲ附スルモノハ教室ニ比シ窓及ヒ換氣ノ装置ヲ増加スベシ

(二) 屋内體操場ノ面積ハ左ノ例ニ依ルベシ

(1) 尋常小學校ニ於テハ兒童七十人未滿ハ二十坪以上トシ兒童七十人以上ハ五人ニ付一坪以上ヲ増スノ割合トス

(2) 高等小學校ニ於テハ兒童六十人未滿ハ三十坪以上トシ兒童六十人以上ハ

四人ニ付一坪以上ヲ増スノ割合トス

(3) 尋常高等小學校ニ於テハ兒童七十人未滿ハ三十坪以上トシ兒童七十人以

上ハ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル兒童五人ニ付一坪以上高等小學校ノ教科

ヲ修ムル兒童四人に付一坪以上ヲ増スノ割合トス但シ兒童七十人以上ニ

シテ高等小學校ノ教科ヲ修ムル兒童六十人未滿ナルトキハ三十坪ノ外全

校兒童中六十人ヲ超ユル兒童五人ニ付一坪以上ノ割合ヲ以テ増ス事ヲ得

兒童控所にせよ、屋内體操場にせよ、出來得るだけ廣潤なるがよい、而して兒童控所の如きは、設備の上に工夫して、眞に控所として恰當なるものでなければならぬ。携帶品を置くに足る用意、或は寒暑を凌ぐに足る設備、及び揭示板などの準備も必要である、而も男女を區別し得らるゝやうの注意もあつて欲しい、屋内體操場として、たい雨雪さへ凌ぎ得らるればよいといふやうな設備では困る、出來得るだけ風雨寒暑を凌ぐに足るの設備をなし、地上には塵埃の立たぬやうの工夫をなすべく、且つ又遊戯道具、體操器具の置き場所等も設くるやうになすべきである。

第六節 便所

便所

便所は校舎外一定の距離に築造し、廊下を以て連続し、其場所は風向の注意及び日光の直射せざること等に重きを置きて定むべく、特に空氣の流通に注意し、其周圍には塀牆を設け、又は樹木を植ゑて臭氣の發散を防ぐことが肝要である。便所の臭氣を避くる爲には臭氣拔を設くるがよい。即ち便所の屋根は、中央の部を突立せしめて、更に一層の屋蓋を作り、其兩壁を所謂胃ひ格子となすのである、或は烟筒狀の管を附し、其下端を糞池に接近せしめ、上端は高く屋蓋上に達せしむる装置をなすも一方法である。

大便所はなるべく天井を設けず、戸は上下を透かして右開きとなすがよい、小便所はなるべく一人別とし、高さ一尺幅一尺以上の踏石を設け、踏石上凡二尺五寸の位置に横木を附設するを可とする。大小便所の數は校舎及兒童の數とに應じて設くべきものであるが、なるべく其數は多い方がよい。且つ男女を區別する必要がある、尋常小學校の如きは、幼年兒童のために小便所を多く設備する必要がある。

ある。

舊規定參考 便所ハ別ノ棟トシ夏季常風ノ方向ニ注意シ又井戸ヲ距ルコト四間以上ノ位置ニ之ヲ設クヘシ

糞壺尿溝、注壁等ハ不滲透物ヲ以テ之ヲ造ルヘシ便所ハ男女ヲ區別シ男女百人ニ付大便所二以上、小便所四以上、女兒百人ニ付五以上ノ割合ヲ以テ設クルヲ常例トス

便所に關する注意につきて二三を述ぶることとする。小學校にせよ、何れの學校にせよ、平常臭氣の發生するところ、又誰人の感想としても不潔なりと思ひ居る便所の如きは、別けても清潔を保たしむる必要がある、然るに村落の小學校の中には、便所の清潔につき何等の注意を加へぬ向が少からずある、大小便所の戸の開け放し、大小便をば床上に放出しあるもの、或は糞壺尿池に充滿して、溢れ出であるをば其まゝにせるもの、及び其の他の不體裁數ふるに違なきほど不注意の學校がある。便所の側に手洗水の用意なきもの、大小便所用草履或は下駄を準備せぬものなどいろいろの不都合がある。ために臭氣紛々として鼻をつき、衛生上非常なる。

便所の不潔

特別教室  
に關する  
衛生

寄宿舎の  
衛生

廢棄物及  
汚水の排  
除

害を蒙るわけとなる當局者に細心なる注意を望む次第である、尙ほ校舎に附帶せる設備、特に彼の特別教室及寄宿舎等に關して一言する。彼の裁縫圖畫の如く、不變の光線を要する教室には北向きを可とする、校舎中比較的光線に乏しき室の如きは、標本類を置くか或は物置に利用すべきである。寄宿舎の衛生は特に注意せねばならぬ、校舎に適合すべき衛生的條項は、又之を寄宿舎にも應用すべきである。而し寄宿舎に於ける自習室寢室等は、教室に於ける兒童一人の所要面積に比すれば更に大なるを要し、従つて又空氣容積をも大ならしむべきである。蓋し暖室法及人工照輝法を行ふの結果、室内の空氣をして一層汚惡ならしむるからである。我國に於ては小學校の寄宿舎といふは少いやうであるが、師範學校、中學校、高等女學校等にては、寄宿舎の必要ある故、生徒の健康上特に注意せねばならぬ。

賄所浴場等より來る所の廢棄物や、汚水の如きは敷地を汚染せざるやう、完全に且つ速に排除するに足る施設を爲すべきである。塵芥溜の如きは校舎寄宿舎より隔たれる場所に設け、且つ其蓄積せざる内に除却し、又汚水は完全なる下水管によりて排流せしむるやう施設すべきである。

黑板

便所特に大便所は、校舎に比すれば其割合數を増す必要がある。防臭並に消毒には十分注意するがよい、又病室の如きは別棟とし、清潔閑靜を主として建造すべく、傳染病發生に際して、隔離する準備も豫めなし置くべきである。

寄宿舎衛生は其設備の上に注意すべきは勿論であるが、教師、生徒、小使給仕等の衛生思想を養成し、之が實行を督勵することは、極めて必要である、この點につきて、各學校當事者の注意を望む次第である。

### 第七節 校具

校具につき一々記載することを略して、こゝには學校衛生上必要と認めたるもの二三につき述ぶることとする。

(一)黑板 黑板に大小二種ある、大は必ず教室に備ふべきものにして、小は教授上之を備ふるを便とするものである、さて大黑板の大きさは幅三尺乃至四尺、長さ二間(六尺のもの二枚)を適當とし、少くとも一間半以上なければならぬ、又小黑板には製法いろいろあるが、何れも幅凡二尺、長大凡二尺五寸位が適當である、其用材は樟、檜、

朴等がよろしい、杉松樅等はなるべく避けるがよい、今黑板に必要な性質を左に掲ぐる。

- 一、純黒なること。
- 二、光澤なきこと。
- 三、板上の文字は容易に拭ひ得て、痕跡を残さざること。

實際不注意の教師が受持てる教室の黑板は、光澤のみ強くて、而も諸所に黒色の剝離して、班點を残せるものなどがある、或は拭ひ方の粗笨なるもあれども、黑板の質悪くして拭ひても、往々痕跡を残せるものなどがある。この種黑板によりて教授さるゝ兒童は、視力の障害を受くること少からざるのみか、終に不快の印象を與へらるゝのである、注意すべきことと思ふ。

机腰掛に  
する要  
件

(二)机腰掛 机腰掛は教室用具中、兒童身體の發達に直接關係を有するものなれば、其構造等に就て大なる注意を要すべきである、左に机腰掛に関する二三の要件を述べる。

机の高さは、腰掛の高さに加ふるに、兒童をして腰掛に座せしめ、上膊を鉛直に垂

机腰掛  
寸法  
表

れ、其肘關節より、腰掛座面の水平線に至る距離に三乃至四センチメートルを加へたるものを以て、定むべきである。  
腰掛の高さは、兒童下脚の長さ、又其幅は、兒童上脚の長さに均しからしむるを以て法とする。  
腰掛には、椅背(倚靠)を設くるを可とす、其高さは、腰椎の屈曲部(座面より凡五六寸)に於て、程よく支持せらるゝ位が適當である。  
腰掛に座する時の姿勢は、上脚は水平に腰掛座面に安置し、下脚は鉛直に垂れ、踵は平に床面に接し、脊椎は自然の屈曲を保つやうに腰掛けさするがよい。  
左に小學校に於ける机腰掛の寸法表を掲げる。

小學校用机腰掛寸法表

項目	番號	身長	机の高
一	一號	一〇〇以上 一〇〇未満 (六、三〇以上)	一五、五〇
二	二號	一一〇以上 一二〇未満 (六、三〇以上)	一七、〇〇
三	三號	一二〇以上 一三〇未満 (六、三〇以上)	一八、五〇
四	四號	一三〇以上 一四〇未満 (六、三〇以上)	二〇、〇〇
五	五號	一四〇以上 一五〇未満 (六、三〇以上)	二一、五〇

機の高	機(二人掛)の長	腰掛の高	腰掛の幅	腰掛の長(二人掛)	倚用兒童の第一横木の高	倚用兒童の第二横木の高
一、二、〇〇	三、〇〇乃至三、〇〇	八、六〇	八、二〇	三、〇〇乃至三、〇〇	五、〇〇	四、〇〇
〃	〃	九、四〇	九、〇〇	〃	五、四〇	四、四〇
〃	〃	一〇、二〇	九、八〇	三、二、〇〇	五、八〇	四、八〇
〃	〃	一〇、〇〇	一〇、六〇	〃	六、二〇	五、二〇
〃	〃	一一、八〇	一一、四〇	〃	六、六〇	五、六〇
〃	〃			〃		一三、二〇

本表中身長欄は「センチメートル」其の括弧内の數及机の高さ以下は曲尺の寸を以て一位となす

机、腰掛の寸法につき注意し、各兒童に適切なるものを與ふることは、學校衛生上必要のことである。この種の注意をなす小學校漸く多きを加ふるやうになりつつあるが、未だ充分なる點には到らない、不注意の學校にては、一向に寸法などには構はず、爲めに兒童は不自然なる姿勢をなすの止むを得ざる状態に陥り、冥々の間に體育上の損害を蒙り居るものがある。曾ては机、腰掛の寸法につき八ヶ間敷く注

意せられたものがあるが、近時や、注意の仕方が等閑に流れ易きやうになつてゐるので、こは遺憾の至りである、學校醫はいふまでもなく、視學官に於ても十分に檢閲をして欲しい。又學校教師たるものは、兒童生徒のために先づこの根本的の注意をとつて欲しい。

(三)各種校具 尙ほ他の校具に關して衛生的方面より少しく卑見を述べやう、教授用具の中に掛圖類、地圖類、教科用書、参考用書、其他器械標本類等がある、これらに關する衛生上の注意をば一々記述するとは出來ないが、彼の掛圖類並びに地圖類には、印刷不鮮明なるものがある、或は細密に過ぎ、或は著色淡く、或は圖形小にして何れも兒童等の視力を害する少からざるものがある、購入せる品の中にもあるが、教師製作品にこの種不注意のものが多く、教科用書、参考用書等は教師の使用するもの故、別に衛生上の必要もないが、多くの教師が使用するものは成るべく部數を多く備ふべく尙ほ時々共同使用品等は日光消毒をなすべく、又は表紙等を附け換ふるなど必要の注意である。

器械標本類は教授の目的を達し得らるべき品種を備ふるは無論であるが、器械

掛圖類等の注意

器械標本の類



教壇及踏  
み臺等

類の如き取扱方につきて注意せずば、往々器械のために負傷することもある。或はこの種教具類も時々清淨に拭ふことを忘れるときは、塵埃や微菌の附着するものをば、児童等に取扱はしむることになる。微細の點にまで注意が必要である。

教室用具につきて、先に黑板及机、腰掛等の大略は述べて置いたのであるが、尙一  
二述べやう、往々教壇のない學校も見受けるが之は備へて欲しい。教授上、管理上、  
せひとも必要の品である。踏み臺も備ふると便利である。白墨の如きは近來衛生的  
の良品が販賣せられてある故、粗悪のものは使はぬやうにしたい。黑板拭は通常、コ  
ール天等の布片を用ふるれども、湿布又は海綿類が良いのである。

教室に備ふべきものにて尙必要なは、寒暖計である。こは相當の品を用意し置  
きて教室温度につきて加減すべきである。寒暖計一つないといふやうな學校もあ  
る。或は教員室にのみ飾りつけて置く向もある。而もそれが一向に役をしない。終り  
に一言せんとするは、教室裝飾のことである。こは敢て華美を要求するのではない  
が、衛生的、且は美觀的の見地よりして、何とか少しく教室を清美にしてはどうであ  
らう。花挿しの一つもない教室、掛圖の一つかゝつてゐない教室といふものは殺風

景である。この點につきて實際家の工夫を要望する。

### 第八節 學校清潔法

學校を清潔にすることは衛生上の効果を全ふし、更に又教授上、管理上、訓練上の  
目的を達するがためにも必要のことである。學校は多數の人間の集合するところ  
なれば、少しの不注意にても、直ちに全體の不潔亂雜を來すことは明瞭なることに  
て、而もそれが教育の上に少からぬ影響を與ふることになるのである。延いては  
校舎の保存上にも不利なる結果を與ふることとなるので、近時各學校に於ては清  
潔といふことに重きを措くやうになつたのは、喜ばしき現象である。而し、其清潔を  
維持する上に於て、其目的たる衛生を、除外し、單に整頓、美觀のためといふやうな向  
もあるが、こは當を得たるものではないと思ふ。

清潔法の實施は、便所其他の特殊の場所を除くの外は、児童をして之を爲さしむ  
るがよい。而も初學、年、児童の如きは、或は之に堪へざることもあるべきを以て、斟  
酌をする必要がある。其他の児童生徒につきては、各學校にて適當なる注意の下

學校衛生  
と清潔

清潔法の  
實施

に實施するがよい。斯くて清潔、整頓、秩序等の良習慣の養成ともなり、自然に衛生思想の喚起となり、又之をよく實行するやうになるのである。

掃除にせよ、其他器具器械等の清潔法につきては、教師たるものは、豫め其方法を、順序よく教練せねばならぬ、其方法をも教へずして、たゞ清潔法の實施を、迫るが如きは、當を得て居らぬ、親切に、指圖し、兒童等に、承知せしめ、置きて、實行を、要求することが順序である。左に學校清潔方法につきて、曾て文部省にて訓令せられたるものを掲ぐることにする。

學校清潔方法 (明治三十年文部省訓令第一號)

甲 日常清潔方法

一、教室及寄宿舎ハ毎日人ナキ時ニ於テ先ツ窓戸ヲ開キ如露ヲ以テ少シク牀板及階段ヲ潤ホシ掃出シタル後濕布ヲ以テ建具校具等ヲ拭フヘシ但シ掃除ノ爲メニ室内ヲ潤ホスハ生徒ノ再ヒ之ニ入ルマテニ充分乾燥シ了ルヲ度トスヘシ

日常清潔方法

二、教室及寄宿舎ニハ其人員ニ應シ紙屑籠ト少量ノ水ヲ盛レル唾壺トヲ備ヘ紙片其他棄却物ハ必ス紙屑籠ニ投入シ痰唾ハ必ス唾壺ニ於テシ決シテ室内廊下等ニ放下セシムヘカラス

紙屑籠及唾壺ハ毎日之ヲ掃除スヘシ  
三、寄宿舎内ニ於テハ戶外ニ於テ用フル履物ヲ禁スヘシ但シ止ムヲ得サル事情アリテ特ニ之ヲ許ストキハ適宜ノ方法ヲ設ケテ室内ノ不潔ニ陥ラサルコトヲ務ムヘシ

四、靴ノ儘昇降スル校舎ノ出入口ニハ人員ニ應シ靴拭ヲ備フヘシ  
五、寢具ハ毎月少クトモ一回之ヲ日光ニ曝シ被覆寢衣等ハ務メテ洗濯セシムヘシ

六、便所ノ尿溝及注壁等ハ毎日一回水ヲ以テ洗ヒ圓房ハ濕布ヲ以テ拭フヘシ樋箱ニハ成ルヘク蓋ヲ設クヘシ

七、糞壺内ニハ防臭藥トシテ粗製過滿俺クワマンガン酸加里粗製格魯兒コロールマンガン滿俺マンガン (以上百倍乃) 硫酸鐵、泥炭末、木炭末、乾燥土粉、灰等ヲ撒布シ期ヲ愆ラス汲取ラシムヘシ

八、食堂、炊事場、浴室、洗面所、洗濯所等ハ時々窓戸ヲ開キテ空氣ヲ通シ、惡臭、煙氣又ハ湯氣ノ鬱滯ナキヲ務メ且掃除ヲ怠ルヘカラス殊ニ食堂ニ於テハ毎食前如露ヲ以テ牀面ヲ潤ホシ食後ニハ濕布ヲ以テ其食卓等ヲ拭フヘシ

九、芥棄場ノ不潔物ハ期ヲ愆ラス搬送セシムヘシ

十、下水ハ常ニ疏通セシメ、炊事場、浴室、洗面所、洗濯所等ノ下水ハ毎月少クトモ一回大掃除ヲ行フヘシ

十一、庭園、體操場、遊戯場、簷下、椽下等モ亦常ニ清潔ヲ保タシムヘシ

乙 定期清潔方法

定期清潔方法ハ、毎年少クトモ一回夏休又ハ其他ノ長休ニ際シ之ヲ行フモノトス

十二、先ツ教室、寄宿舎内等ニ在ル机、腰掛、寢臺、戸棚等ヲ室外ニ出シ、戸、障子、窓懸等ヲ外シ敷物ヲ剝キタル後、如露ヲ以テ牀板及廊下ヲ潤ホシ天井、四壁、牀板、廊下等盡ク之ヲ掃ヒ然ル後清水ヲ以テ洗拭スヘシ但シ汚染殊ニ甚シキ部分及器具等ハ熱鹼汁若クハ石鹼水ヲ以テ洗拭スヘシ

定期清潔方法

十三、簷下、牀下等モ手ノ届ク限り之ヲ掃ヒ外部ノ羽目及簷廻リハ龍吐水等ヲ以テ洗滌スヘシ

十四、寢具、窓懸、敷物等ニシテ洗濯シ得ヘキモノハ之ヲ洗濯シ其洗濯シ得ヘカラサルモノハ先ツ其塵ヲ掃ヒ書籍文具等ト共ニ數日之ヲ日光ニ曝シ刷掃スヘシ

十五、器具、寢具等ハ總テ室ノ乾キタル後ニアラサレハ室内ニ持込ムヘカラス室ハ掃除後五日間以上窓戸ヲ開キテ空氣及日光ヲ通セシムヘシ

十六、牀板、壁面等ニ虧隙アルモノハ此際之ヲ填塞シ風抜穴、煙突等ノ煤塵ハ之ヲ除去スヘシ

十七、浴室、洗面所、食堂、炊事場、生徒控所、雨中體操場、便所、下水、芥棄場等ニシテ破損アルモノハ此際盡ク修理ヲ加ヘ且大掃除ヲ行フヘシ

丙 浸水後清潔方法

洪水ノタメ水害ヲ被リタル學校ハ開校前左ノ清潔方法ヲ施行スヘシ

十八、水ニ浸サレタル校舍殊ニ寄宿舎ノ建具、牀板等ハ取外シテ空氣ヲ通シ且牀

下ノ汚物泥土ヲ除去シ場合ニ依テハ焚火、火鉢等ヲ用ヒテ充分ニ乾燥セシムヘシ

十九、建具、牀板、校具、腰張等ノ浸水シタルモノハ水又ハ熱湯ヲ以テ洗拭シタル後可成之ヲ日光ニ曝シ充分ニ乾燥セシムヘシ

二十、浸水ノ害ヲ被リタル井戸ハ必ス數回之ヲ浚渫シテ汚物ヲ除キ井戸側ハ清水ヲ以テ洗ヒ能ク水ノ澄ミタル後ニ之ヲ使用スヘシ但開校後一箇月間ハ必ス其水ヲ煮沸シテ飲用スヘシ

二十一、右ノ外定期清潔方法ニ掲ケタル各項ヲ適宜應用スヘシ

尙ほ参考のため東京市小學校清潔法施行手續を左に掲ぐる、こは曾て東京市學校醫調査委員會に於て議されたる案である。

第一條 小學校清潔法ハ明治三十年文部省訓令第一號ニ據ルノ外左ノ手續ニ依リ施行スルモノトス

第二條 小學校ニ於テハ兒童ニ掃除ヲ課セサルモノトス

但清潔ノ習慣ヲ養成センカ爲メニ毎朝黑板、教卓、机、腰掛ノ清拭ニ限リ特ニ課

スルコトヲ得

第三條 校舍ヲ清潔ニ保タンカ爲メ校外ニ用ヒタル履物ヲ禁ス

第四條 生徒ニハ教室内ノ清潔ト整頓トヲ保タシムルトニ注意シ紙片、其他ノ棄却物ハ心ス紙屑籠ニ投入シ痰唾ハ必ス唾壺内ニ於テシ決シテ室内廊下運動場等ニ放下セシム可カラス

第五條 清潔法ヲ次ノ四種ニ類別ス

甲 日常清潔法

左記ノ項目ニ依リ毎日掃除ヲ執行スヘシ

- 一、放課後各教室ノ窓ヲ開放シ机腰掛ヲ一方ニ片附鋸屑或ハ砂礫ノ潤シタルモノヲ適宜ニ撒布シ或ハ如露ヲ以テ少シク牀板及階段廊下ヲ潤シタル後掃除シ校具建具ヲ濕布ニテ拭フ可シ
- 二、掃除終ラハ腰掛ヲ原位置ニ復シテ整頓スルコト
- 三、教室備付品ハ凡テ規定ノ位置ヲ整頓スルコト
- 四、黑板ハ拭ヒ黑板拭ハ所定ノ場所ニ於テ粉末ヲ取り去ルコト

- 五、水入ノ水ヲ取リ換フルコト
- 六、痰壺ニハ少量ノ水ヲ入レ毎日掃除シテ其内容ハ一定ノ場所ニ投棄スヘシ
- 七、屑籠ハ毎日掃除スヘシ
- 八、職員室、應接室、器械室、標本室、圖書室、廊下、玄関、小使室、運動場、雨中體操場、湯吞所、控所等ノ掃除ヲナスヘシ
- 九、容湯器ハ毎朝其内外ヲ洗滌スヘシ
- 十、共同湯吞茶碗ハ使用後清洗シテ籠等ノ上ニ伏セ置クヘシ
- 十一、掃除用具ハ所定ノ場所ニ整頓スヘシ
- 十二、庭園、簷下、椽下、下水溝等ハ常ニ塵芥ノ溜ラサル様注意スヘシ
- 十三、便所ノ手洗水ハ放課後汲換ヘ常ニ清水ヲ湛フ可シ
- 十四、便所ノ尿溝及注壁ハ毎日一回水ヲ以テ洗滌シ圍房ノ周壁牀板ハ掃キ出シタル後濕布ニテ拭フ可シ
- 十五、尿溝及圍廁、運動場等ニ紙屑等放棄セシム可カラス

乙 定期清潔法

毎週土曜日ヨリ日曜日ニ亘リテ左ノ項目ニ依リ掃除ヲナス可シ

- 一、日常清潔ヲ行フコト
- 二、窓戸ヲ清拭シ、天井四壁ヲ拂ヒ各室、廊下、階段、玄関等濕布ニテ拭フ可シ
- 三、下駄箱ノ塵芥ヲ掃フ可シ
- 四、渡リ牀ヲ上ケ掃除ス可シ
- 五、運動場ノ凹凸ヲ均シ雨水等ノ溜ラサル様計ル可シ
- 六、下水溝ハ土砂塵芥ノ填塞セルヲ除キ疏通ヲ計ル可シ
- 七、校舍周圍ノ空地ヲ掃除スヘシ
- 八、溝渠ハ内外ヲ問ハス塵芥泥砂ヲ取り去ル可シ
- 九、浴室全部ヲ掃除スヘシ
- 十、殘墨汁入及硯ヲ洗フヘシ
- 十一、運動用具ヲ清拭スヘシ

丙 特別清潔法

特別清潔法ハ毎年夏期冬期休業中ニ於テ之ヲ行フ

- 一、各教室及其他室内ニアル机、腰掛、戸棚等ヲ室外ニ移シ戸障子窓懸等ヲ外シタル後濕布ヲ以テ拭ヒ天井、四壁、牀板、廊下、階段等盡ク之ヲ拂ヒ清水ニテ拭ヒ塵芥ヲ去ルヘシ但汚穢殊ニ甚シキ部分器具等ハ熱滷汁若クハ石鹼水ニテ洗拭スヘシ
- 二、簷下、牀下、雨樋ノ塵芥ヲ掃除スヘシ
- 三、雨中體操場、小使室、便所、下水溝、芥棄場等ノ掃除ヲナスヘシ
- 四、窓掛ノ洗濯ヲナスヘシ

丁 浸水後清潔法

- 洪水ノ爲メ浸水ヲ被リタル學校ハ開校前左ノ清潔法ヲ行フヘシ
- 一、水ニ浸サレタル校舍ハ建具、牀板等ヲ外シ空氣、日光等ヲ流通セシメ且牀下ノ汚物泥等ヲ去リ十分乾燥セシムヘシ
  - 二、建具、牀板、腰張等ノ浸水シタルモノハ清水又ハ熱湯ヲ以テ洗拭シ日光ニ曝シ乾燥セシムヘシ
  - 三、浸水ヲ被リタル井戸ハ數回之ヲ浚渫シ汚物ヲ除キタル後之ヲ使用スヘシ

但一箇月間位濾過、煮沸シテ飲用ニ供スヘシ

四、便所ハ汲取リ消毒清潔法ヲ行フヘシ

五、右ノ外定期清潔法ニ掲ケタル各項ヲ應用スヘシ

第六條 糞尿等臭氣甚シキトキハ壺内ニ防臭劑ヲ投入シ期ヲ愆ラス汲取ラシムヘシ

第七條 芥棄場ノ不潔物ヲ集積セサル内搬送セシムヘシ

第八條 教室内ニ帽子並ニ杖、外套等ヲ掛クルコトヲ禁ス

第九條 運動場ハ毎時間ニ塵埃ノ飛散セサル程度ニ撒水スヘシ

第十條 學校園ハ適宜ノ方法ニヨリ清潔ヲ保ツヘシ

## 第二章 學校生活に關する衛生

兒童生徒は、學校生活をなす時間が、家庭生活の時間につゞきて、比較的長きに亘つてゐる。而して學校生活は彼等にとりて身心の發達上、多大なる影響を與るものなれば、この時期に於ける衛生は、一層注意せねばならぬ。故に學校はあらゆる

方面に於て、衛生上の施設をなすべしと雖も、今主として教授上及び訓練上に關聯せる事項につきて數言を費さんと思ふ。

### 第一節 教授上の衛生

姿勢

(一)姿勢 教授上の衛生として第一に述べんとするは、姿勢のことである。何れの小學校及中等程度の學校を參觀しても、姿勢の適正なる兒童生徒の揃へるものを見る、ことが少いのは遺憾の至である。こは平素教師の之に關する指導並に矯正上の注意缺如せるが故にて、教育上實に等閑視すべからざる問題である。姿勢の良否は、直接に身體に影響を與ふるのみならず、延ひて學習上に影響を及ぼすこと少からざるものである。されば教育者たるものは、始終之に注意を拂ひて、正しき姿勢を保たしめねばならぬ。

正しき姿勢

正しき姿勢とは、軀幹及び頭部を直立し、背部は腰掛の倚靠に依り、下脚は鉛直線より少しく前方に乗れ、蹠面は平等に、床板に按排するやうに注意するのである。

不正なる姿勢

若し然らずして、不正なる姿勢を取るときは、遂に、習慣性となりて、漸次に、體格を缺

損し、健康を傷害するに至る。彼の頭部及び軀幹を前方に屈するときには、胸腹腔の諸臟殊に肺部を壓迫して、呼吸に障害を與へ、頭部靜脈血の歸流を妨げて、腦鬱血を起し、さては近視眼の原因となる、且軀幹を前方に傾くときは、習慣性となり、背柱後屈症を起し、單に態度の醜きのみならず、其強度なるに及んでは、肺臟の機能を妨げ、其運動不活潑となり、それがため、若し肺に竄入したる結核菌の如きものあるとき、容易に排除することを得ずして、不治の難症に陥ることになる。故に讀書習字繪畫を課するときなどは、姿勢に注意を拂はねばならぬ。

姿勢と机腰掛

姿勢を正しく保たしむるにつきて、平素設備上注意すべきは、机腰掛の寸法を適當にあらしむることである。こは前にも述べた通りである。次は、姿勢の休養並びに變化をなさしむることである。一時間中殆んど一定不變の姿勢態度を保たしむるは、衛生上よろしくない。故に時間中、時々休みをなさしめ、或は起立せしめ、或は兩手を舉げしめ、左右に伸ばさしめ、或は簡單なる机間體操をなさしむるなどは、必要のことである。

姿勢の矯正

姿勢の矯正をなさんには、平素教師の注意によること大なるものあれども、學校

にては正しき姿勢につきての繪畫なり、或は模型なりを、兒童の毎日觀取し得る場所に設備して、行歩の間にも知らず、自ら姿勢を正しくするやうの習慣を與ふるがよい。然も不注意なる小學校にては、姿勢圖などを高く掲げ置き乍ら、實際兒童の姿勢につきては、何等の顧慮を與へない向が多い、こは速に反省して貰いたいものである。

(二)席次 席次は、身長順によりて、適當なる机腰掛を與へて決定すべしと雖も、兒童生徒の聽力の正否、視力の如何等によりて、適當の場所に定むべきである。殊に平素病身なる兒童、或は虛弱なる兒童の如きは、以上の注意をなす外、空氣及光線の流入適度なる位置を與ふることに注意すべきである。この種の注意をなすこと、極めて不十分なる學校も少からずある、ために兒童等は、ます、虛弱に陥るものあり、或は低能兒となり終るものあり、或は其他の疾病などを誘出するものもある。又兒童の席次は、教室によりて其位置を變更することも必要である、何れの教室にても、同じやうの座席にては、或は兒童の視力、聽力及姿勢等をば一定の辯習に導く弊に陥ることもある。教師はこの種の注意につきて、平素細心なる研究をな

席次

教授の開始

して、兒童生徒の養護を全ふすべきである。

(三)教授の開始 兒童は其年齢に應じて一定の睡眠、休憩、食事等の時間を要するものである、されば強制的の學習、課業は其他の餘裕時間にてなさしむべきである。然るに兒童幼弱なれば、ます、睡眠、休憩等の時間を要するが故、小學校に於ては、餘り早朝に授業を開始することは出来ない。加之通學距離の遠き場合には、格別早く起床せねばならぬが故に、ます、睡眠時間を減縮し、健康上によからぬ影響を與ふることになる、故に地方小學校に於ける授業開始の時刻は、夏期に於ては午前八時、冬期に於ては午前九時より早くては、種々の差問へを生ずるものである。而して學校編制の都合上多少の伸縮することは免れざるので、彼の二部教授實施の場合に於ては、随分無理なる開始時期をとらねばならぬのである。これとても慎重に考慮して、前部の兒童にも後部の兒童にも、餘り甚だしき害を受けしめぬやうになすがよい。

學校の都合上、止むを得ぬ場合にもよるのであるが、時には授業開始時限を後らしたり、或は晝食後直ちに授業など始むる向が往々ある、又教師が全部出勤せざ



休憩時間

るが故であるか、村落の小學校などの中には午前十時頃やうく、授業を始むる向もある、これでは、非常に衛生上よろしくない。特に學科習得上の損失は大なるものである。瑣細なることではあるが注意すべきこと、思ふ。

休憩時間 休憩の必要なることにつきて、事新しく述ぶるまでもないが、休憩によつて兒童は疲労を恢復する。もし課業の永續を斷行し、休憩を與ふることなからんか、兒童等は倦怠し、衰弱し、課業に於ける誤謬の量は計るべからざるほど多數となる。彼等は休憩によりて、新鮮の空氣を呼吸することも出来る、血液の循環も活潑ならしむることも出来る、従つて腦力の恢復、視、聽等の感覺の保養等、多方面に於て、利益を得るのである。されば兒童生徒のため、適當なる休憩時間を設くることは極めて必要のことである。

教授時間中の休憩

各教授時間の中に於ける休憩時間の長短につきては、或は各時十分にて足りりとするものあり、或は年齢に従ひ六歳前後の兒童には各時四十分、九歳前後には三十分、十二歳前後には二十分、十五歳の兒童には十五分の休憩を與ふべしとするものがある、我國にては大概小學校にては十五分間の休憩をとり、晝食時は一時間

休憩時間に見諸家の意

を休憩とするものが多い。餘り短い休憩時間はよろしくないが、さりとて永きに失するも考へものである、兒童等は時に休憩中に大に疲労することがある。適當なる休憩方法を指導せずば、長き休憩却つて害となることがある、注意すべきである。

休憩時間に關して諸家の説あれども、エルサス、ロートリンゲン洲にては、第一時の後に五分、第二時第三時の後には、各十五分、第四時第五時の間には各二十分と定めてある、又フリドリツヒ、リヒテルは次ぎの如く之を定め、數多の教育學者衛生學者が賛同せるところである。我國に於ても近時この種の休憩時間につきて、實際家が注意するやうになつてゐる。

休憩時間の指導中

	午前八時 始業	第一時	第二時	第三時	第四時	第五時
教授時間		五〇分	五〇分	五〇分	四五分	四五分
休憩時間		一〇分	一五分	二〇分	三〇分	

休憩時間を與へ置きて、もよく休憩の目的を達するやうに、指導せずば、効果は薄

弱である。児童の中には休憩時間に於て、大聲叱呼し奔馳するものあり、或は茫然として運動場の一隅に佇立し、沈思に耽るものなどもある。或はこの時間に於て、砂塵を投げ揚げたり、泥土をコネ廻したり、或は喧嘩口論したりして、身體及び精神上少からぬ悪影響を蒙りつゝあるものもある。斯の如きは教師の指導よろしからざるがためにして、休憩の價値を減却すること大なるものである、こは特に注意する必要がある。

休憩に附帶して一言せんとするは、學校及家庭に於ける過度の復習、若くは宿題を強制的に課することである、時間外の復習などは、之を十分に制限することは出來ないが、児童の發達程度によりて、適當に斟酌をなすべし、又宿題の如きも其分量及び程度等につきて細心に注意を拂はねばならぬ。児童の中には、往々學校の宿題多きがために、家庭にあつて夜間深更まで居睡りし乍ら、之を果たさんとするものがある、もし宿題を課するには、高學年児童に限るべく、低學年児童には、止むを得ざる場合に於て、時に復習にても課する位に止むるがよいと思ふ。

(五)教授上の文字 讀本、その他諸教科書の紙質及び文字の大小は、兒童視官の養

復習及宿題

教授上の文字

護上最も關係多きを以て、文部省は國定制で以前、檢定出願の教科用圖書に關して、其文字と印刷に關する標準を定められたことがあつた、今参考として、其標準を掲ぐる。

一、文字、漢字及假名

尋常小學校第一學年前半期用のもの	凡明朝活字初號 <small>(四十四ポイント)</small> の大きさ以上
尋常小學校第一學年後半期のもの	同 一號 <small>(二十八ポイント)</small> の大きさ以上
尋常小學校第二學年以上用のもの	同 二號 <small>(二十二ポイント)</small> の大きさ以上
地圖、插圖、表圖等に用ふるもの	同 六號 <small>(八ポイント)</small> まで
同著色部	同 五號 <small>(十ポイント)</small> まで
歐字	同

凡、イングリッシュ、オールド、スタイル(四ポイント)の大きさ以上

二、字間 習字科用のものを除き、當該文字の凡四分の一以上の字間を存するを要す。

三、行間 習字科用のものを除き凡當該文字の大きさ以上の行間を存するを要す。但し高等小學校用のものは其の行間を凡當該文字の四分の三まで減ずることを得。

歐文にありては凡曲尺一分二厘以上の行間を存するを要す。

四、行長 各行の長さは輪廓あるものは其の輪廓とも習字科用のものを除き、縦行のものにありては凡曲尺五寸五分以下、横行のもの若くは歐文のものにありては凡曲尺三寸三分以下、たるを要す。

五、用紙 白色にて光澤なく其の質強韌なるを要す。且成るべく裏面の文字若くは圖畫の表面に透らざるものを選ぶべし。

六、印刷 墨色眞黒なるべきは勿論、著色の部分と雖も區畫整正にして、鮮明なるを要す。

七、掛圖 凡五間の距離に於てその記載の事物を明瞭に識別し得るを要す。

尚ほ注意として述べんとするは、教科書以外の書類を用ひ、併せて家庭に於ける自習用書を選ばんとする場合に於ても、文字の大きさ、及其印刷の鮮明なりや否や等

教科書以外  
の書類に  
つきて

衛生的  
的見  
地より  
の改  
善  
授法

教材

を吟味すべきことである。學校用教科書のみならず、他の読み物等が鮮明を缺いたり、又文字が小に過ぐるが如きことあらんか、到底視力の全きを保つことは出来ない。特に又黒板に書する文字の如きも、なるべく之を大にし、方二寸を下らざるやうにすべきである。尙教授の際、窓掛を利用して、日光の直射を拒ぎ、黒板上の文字がよく見へるやうの注意をなすべきである。又兒童等に板書せしむるにも、務めて大きく書くやうに指導することが必要であると思ふ。

(六) 教授法の改善 教授方法は、何れの方面に於ても改善の必要がある。而しこゝには衛生的に觀察したる教授法の改善につき二三の卑見を述べて見やうと思ふ。

教授法の適否が兒童の衛生上に少からざる影響を與ふるものなることは、喋々と辯ずるには及ばぬことと思ふが、實は衛生方面より教授法を觀察して、之を批評するものが少いので、吾人敢て一言を弄する所以である。先づ第一に述べんとするは教材の精選である。適當なる教材を擇びて、而も其分量をば、兒童の能力相應に計りて教授することである、この問題は、すでに實際家よりして幾度か注意を受

教授方法

けたるものであるが、やゝもすると心得違の教育者は、澤山の教材をば排列し、而も難解の事柄をば、無理鎗に注入して居る、児童はために腦力を害されて、學科に對する興味を起さず、却て嫌忌するものが多くなるといふ向である。次は教授方法である、之は詳細に論せんとするには、多くの紙數を要する故、梗概だけを述べることとする。

教授法の形式にのみ拘泥して、児童によく了解せしむることに重きを措かぬ弊がある、無用の手數をなし、爲めにもならぬことを教へ、而も何のことやら、譯の分らぬことを教へられてゐる児童等の迷惑は如何ばかりであらう、教授者の中には自分にも譯の分らぬやうのことをば、教へてゐるものがある、児童には、一向、了解することが出來ない、其苦痛煩悶は、どんなであらう。而も斯かる分らぬことをも、機械的に注入せられて、それをば、暗誦して居る児童の身心に、受くる影響は、大なるものがあるに相違ない。児童等の中にはこの種の教授のために、青息吐息きで苦しんでゐるものが多い。

教授者の中には分りきつたことをば、イヤに廻り遠く説明したり、引き延ばした

児童の困厄

胸のスク  
やうな教  
授

不親切な  
る教授

改良を要  
する教授  
振り

り、曲折迂廻、實に胸に悶へるやうの教授をなして、それにて親切に授業したとか、何とかとて得意になつてゐるものもある、これらも罪な教授振りである、胸に、一ぱいなるやうな教授、滯、極まる、教授をされては、腦力も、體力も、堪つたものでない、何とか改良して、胸がスキ、するやうな氣持ちのよい教授をして欲しい。

児童の奮闘、念との聯絡關係をば、無視して、突飛なる教授をなし、児童等を苦しめてゐる教師がある。實際、何れより天下つたのか分らぬやうの教材をば、放り投げたやうの體裁の教授振りにてやつてゐるので、児童等は困つたやうの顔付きにて、途切れ〜に聽聞してゐる。それが一向に分らないので、質問されても答へは出來ず、舉手を強いられても舉げるとは出來ず、果ては不注意とか、不勉強とかの叱責の下に恐ろしい目に遇はされる。能力の低い児童の如きは、殆んど泣かんばかりである。これは實に不親切なる教授である。この種の教授も随分多くあるらしい。児童の心身に不適切なることを教へるほど、罪なことはない。又可愛想なことはない。児童等は半死半生の目に遇つたと同じである。又教授方法の上にて、迂餘曲折せる無駄の手數をなして、児童生徒を苦しめるなども改めねばならぬ。不

注意な教師になると、教室内空氣の腐敗せるをまかまはず、光線の直射するにも頓着なく、姿勢が曲つてゐても矯正せず、白墨の粉末やら塵埃をば飛散せしめて、兒童をばます、死地に引込むやうのことをしてゐる。特に冬の寒い時でも、夏期炎暑の際でも、同じやうの授業振りにて、少しも期節につきて、注意を拂はない、暑熱の際に於ける教授法は、一般に工夫する必要がある。寒威の烈しき時とても然り。春の陽氣、秋の氣候に伴へる教授法がある、時候相應に工夫する必要があることを忘れてはならぬ。

衛生上の知識を附與し、清潔の習慣を附くることは、學校教育中にて、重要なことである。而して、こは教授に於て期待することが出来る、教師は、豊富なる衛生上の知識を有して、兒童の發達程度に相應せる衛生に關する、教授をなすべきである。理科教授中、生理上の知識を與ふることに附帶して、身體の各機關の保護、及び衛生に關する事項を教授することは、實に望まじきことである。腦髓のことを教へたならば、これが保護並びに平素攝養の方法を語り聞かすべく、皮膚に關することを教ふると共に、之が清潔法、及養護法等を授くべきである。其他身體何れの部分と

衛生上の知識

教授者の不注意

ても、衛生上の注意を要せざるところはない。尙ほこの注意より進みて、身體、各機關の損傷及び病氣といふことに、説き及ぼさば、兒童等は何れも反省して、體育、衛生に注意を向くるは必然であると思ふ。尙ほ修身科教授の如きは、身體の健康と道徳といふことにつけても充分攝生のことが説き得らるゝ。身體の不潔が如何に自他に對する不徳なるかも自然説明し得らるゝのである。其他國語科を始めとして、衛生上に教授を向けて行くべき場合が必ず多くある。而も教授者にこの考慮を缺けるもの多きが故か、兎角今の學校教育にては、身體に關する注意が等閑に附せられてゐる、知識や技能を授くることにのみ重きを置きて、生命の基礎たる身體の健康、及び衛生上の問題をうち捨て置くといふことは、小學校令の趣旨に照らしても大なる缺陷である。不注意勝ちなる小學校につきて、兒童を観察せよ、毎朝顔を洗はずして昇校する者も多し、手や足は恰も熊の如く、襟首や耳の中、耳の後等には塵垢が堆積してゐる。爪を切つてくるでもなく、髪を洗ふでもなく、而も眼には眼ヤニが附着し居り、鼻汁はいつも拭ひしことなく、齒などは毎朝磨く、兒童はない、而して跣足にて庭を飛び廻はるもの、啖唾を所嫌はず略出するもの、飲用水を貯へ

たる槽中に手を突き入るもの、便所に行つても手を洗はぬものなど數へ來れば際限もない。斯の如くにして、教授も訓練も有つたものでない。極めて自律的な身體的教訓の等閑に附せられたる實に斯の如きものがある。教師諸君は勿論のこと、父兄及び視學諸君に對しても一層の御注意を仰望する次第である。

(七)體操遊戯に於ける教授上の注意 體育の増進に關與することの大なる本科の如きも、其課し方に注意せずば、或は冥々の間に兒童の心身を害するの虞れあるにより、二三の注意事項を述べて見る。體操遊戯を課することは、それ自身に於てすでに効果の認めらるゝことにて、衛生上害毒を生起することなどあるべき道理がない。とはいへ、過ぎたるは尙ほ及ばざるが如く、體育衛生上効果の歴然たる本科教授がやゝもすれば衛生方面より見て、不結果に終ることがある。故にこゝに一言を費すことゝした所以である。

體操遊戯を課することは結構である、而して其課すべき適當なる時間につき、十分に考究する必要がある、若しそれこの點に注意せずば、折角の體操其ものが、効果を減ずることゝなる。尙ほこの種課程をば非常に多く課して、兒童を苦しめた

體操遊戯  
に關する  
注意

教授と宿  
題

り、或は理解のなし難い遊戯などを課することは考へものである。體操科ことに普通體操の如き、餘り嚴格に實行するなどは、或は出來ない相談である、成程之を體育家より言はしむれば、自己の立場よりして、なるべく其多きを要求するは當然である、而し良薬も其分量や用法を誤れば効を奏することはないと同じく、餘り兒童に對して、本科を規則的に要求するは、どんなものであらうか。又彼の夏の日炎威焼くが如き際に、兒童をば炎天干しにして、體操を要求したところ、どれだけの効果があるであらうか、冬の寒き日、身も切れるやうな寒風に曝して、體操を課したとして、それがどれだけの價值を揚ぐるであらうか、殊に本科を課するに當りて、兒童を叱咤したり、或は權威を以て抑壓したりするが如きは、當を得たる教授ではない。要するに本科の如きは體育上顯著なる効果あるだけそれだけ、實施上に於て注意が必要である、漫然課し去るが如きは策の得たるものではないと思ふ。

(八)宿題 前にも少しく述べて置いたが、教授に附帶して更に一言する、こは兒童心身の發達程度に應じて、適切なる分量を以てすることを忘れてはならぬ、彼の幼年兒童に對して、家庭に於ける多くの宿題を課するが如きは考へものである、特に

學校にありてさへ、即ち教師監督の下にありながら、容易に自習も豫習もなし得ざる程度の兒童に對して、家に歸りての課業を強ふるが如きは間違つてゐる、一體宿題を課するといふことは、上級兒童に限りて、學校にての課業だけにては、終了し切れぬ材料の生じたる時に於て、然るべく其範圍を限定して課すべきものであつて、其他の場合に於ては、たゞ兒童が家庭に於て復習なり、何なりなすがまゝに任し、教師は之につきては餘り干涉する必要はない、たゞ兒童の中にて若し、家庭に於て過度の復習をなし、爲めに心身に影響を蒙れるものあるを認めたる場合には、家庭に向つて相當の注意をなすべきである。

彼の成績展覽會若くは各學校に於て行はる、學藝會等に於て、兒童に對して、其力不相應なる課題をなし、學校にあつても、それに苦心せしめ、又家庭に歸りて、後にも、朝夕その課業のために、奔命に疲れしむるが如きものを、往々見受ける、成程見事なる成績を得しめんとするは、大に諒とすべきであるが、兒童心身に、まで惡影響を蒙らしめて、までも之を遣り、遂げねばならぬものであらうか、特に學藝會等に於て、衆人列座の前にて、色々の課業をなさしむるに當つては、よく、兒童の個性、體質

成績展覽會  
及學藝會  
につきて

等を吟味して、役割りする必要がある、或る兒童は、之がために、心痛して、三度の食事、も爲し得なかつたといふ例もある、又或る女子は、この任を果たさんがために、苦心焦慮の餘り、神佛に祈願をなすまでに、熱中したといふことである、其心志、憐むべきものがあるではないか、教師の方では、展覽會、學藝會等にて、父兄や其他の人々へ平素の努力をば展開して見て、貰ひ、大に學校を發揮せんと意氣込み、これ又如何にも諒とすべきではあるが、之がために、幾多の兒女が、陰ながら、心身をも痛めてゐるといふことを忘れてはならぬ、特にそれが非常に大なる惡影響を與へつゝあるといふことに考へを及ぼさねばならぬ、心身を痛むるほどの犠牲者を出して、までも、この種の會をば飾らねばならぬ理由がどこにあるであらうか。

(九)教授法と季節 以上は、教授及び之に附帶せる事柄に關して、衛生上大要を述べたまでである、尙ほ教授といふものにつきては、之を各教科毎に考へて、兒童心身に害を與へぬやうの教授法を案出する必要がある、特に季節に應せる教授振りといふものは、各教師が適當に注意を拂ふべきである、假令ば春の生暖かい時の教授は、どうしてよいであらうか、夏日炎威焼くが如き際、教室内の換氣、整溫のみか、教授の

季節と教  
授法

進行及び其態度等につき、如何に工夫を凝らしてよいであらうか、秋風身に浸む索  
 寞たる時に當つて、教授者は如何なる態度にて日々の教授を解決するか、冬の寒き  
 日、手足も凍え悪寒しきりに逼るの際に於て、如何にして教授に引き付ける工夫を  
 なすか、これらも當然衛生的見地より攻究すべきものである、この種の教授風を如  
 何にすべきかにつきて、吾人は曾て教育實驗界大正二年七月發行教授訓練の新研  
 究紙上に於て卑見を述べたことがある、參照せられんことを望む。

### 第二節 訓練管理上の衛生

兒童訓練に關聯せる衛生的注意の二三を述べ、さて學校教育上に關して、諸種  
 の注意をなすことは、甚だ必要であるが、吾人は先づ第一に、兒童生徒の衛生上に關  
 して一言を述べやうと思ふ。教授につきて注意すべきことは前に述べて置いた  
 のであるが、教育者の多くが、教授につきて、衛生的の注意を缺きたる點多きが如く  
 に訓練管理につきても、極めて冷淡たるものが多い、兒童をば叱り飛ばし、生徒の多  
 數をば抑壓して、一定の形式に律し去つて、得々たるものが多い、斯くては兒童生徒

訓練管理  
 上於衛生  
 的に於  
 ける如  
 の注意

作業

の教訓及び衛生上にとつて、何等の効果を奏さぬことゝなる、教育者のすべては、教  
 授訓練といふ仕事に努力すると共に、衛生問題に考へを及ぼすべきである。吾人  
 はこゝに二三の注意事項を述べることゝする。

(一)作業 作業として、小學校を始めとして、各種中等學校にては、毎日各教室の掃  
 除を課し、且は庭園及び其他各種清掃上の業務を課して居る、一體作業は訓練上の  
 仕事にして、衛生的の業務ではない、而も、吾人がこゝに一言をなす所以のものは、所  
 謂作業なるものが、學校教育上、重要な位置を占めてゐるからである。學校の多  
 くは作業をば必要視して課する、其課する作業なるものが、何れも兒童心身の自然  
 より來つたるものでない、言はば、教師の入れ智慧である、兒童は、不自然の形式の下  
 に、強要せられて、餘儀なくも、いろ／＼の行動をする。而も、それが、何れも、非衛生的  
 である、兒童を苦しめて、歌はしめ、讀ましめ、作らしめ、働かしめて、それで、價値ある結  
 果を得らるゝであらうか。

塵埃の飛散する中、兒童生徒を驅つて、掃除せしむるは考へものである、大部分の  
 兒童生徒が疲勞したる上に、それを斟酌せずして、業務を課するがごときも考へもの



遠足及運動

である。否<sup>レ</sup>くながら仕事をなさしめて、それで効果を生ずる理由はない。吾人はどこまでも、真面目なる作業を望む、彼のたゞ一時的の突飛なる仕事を課して、漫然快を呼ぶが如きは、吾人のとらぬところである。敢て苦言せる所以である。

(二)遠足及び運動 訓練上の作業として、遠足及び運動といふ仕事がある、訓練上の価値あるはいふまでもなく、體育衛生上多大なる効果のあることなれば、遠足及び運動は奨励する必要がある。而も遠足をなさしめ、んには、兒童の身體と相談せねばならぬ。彼等の堪へ得らるゝ限りに於て、遠足すべき場所を選定すべきである。こは毎年兒童に遠足を課したる其結果につきて、反省すれば、大體各少年兒童をして遠足せしむる道程が決定せらるるのである。而し其遠足につきては大に注意すべきものがある、教師が其實施方法につきて、細心なる注意をとらざるに於ては、往々不測の結果を來すことがある、遠足の中途に於て渡船轉覆して兒童の溺死したる實例もある、高山に登りて、俄かに天變に遭遇して、兒童教師が命を損したる實例がある、或は探險的の旅行を企て、幾多死傷者を出したる例もある、この種の變事は、或は偶然に發生して、豫知すべからざることなれば、如何ともすることは

遠足につきての注意

出來ないのであるが、而し綿密なる注意の下に、計畫すれば、或る程度までは、變事を防ぐことが出來ると思ふ。

遠足の實施につきては諸方面に向ひて注意せねばならぬのであるが、兒童等をば夜間遅くまで連れ歩くものもあり、或は汽車に乗り後れて兒童をば夜間に亘りて強行的に遠足せしめて歸宅せしむる向もある。或は雨雪を凌ぐ準備なき兒童をば、雨雪の中をば引張り廻はす向もある、兒童は何れも濡れ鼠になつて、或は惡寒を感じたり、或は泣き出しさうな顔をしてゐる。尙ほ遠足をなすにつきて、飲食に關する注意を欠きたるものもある、往々適當の時期に食事せしめざるものあり、或は風土の異りたる土地にて勝手に生水を飲ましむるが如き、或は買ひ食ひをなさしむるが如き、何れも相當に注意してあり乍ら、それがよく監督せられてゐない。或は遠足の歸りに教師は何れかへ廻はりて、兒童だけ歸らしむる向もある、怪我過ちの起るは多くは教師の監督なき斯かる場合に於てである。出來得るだけ注意せねばならぬ。

次は運動に關する注意である。こは學校運動場に於ける場合、若くは運動會、或

は郊外散歩的の運動をも含んで居るものと見て、少しく注意を述べて見やう、運動をなさしむるは、直ちに體育の目的を達するようになるのであるが、之につきて、其、方法、或は度合ひ等に注意せずば、其、効果、を減殺することになる、さて彼の運動場にて、自然に任して随意運動せしむるも一つの方法であるが、兒童の中には、やゝもすれば過激の運動をするものがある、又他人に妨害を與ふるが如き運動をなすものもある、彼の棒を振り舞はして戦争を模するもの、或は砂塵を飛散せしむる亂暴兒、或は樹上りをするもの、或は多數を相手に相撲をとるものなど、之を放任すれば自他に損傷を與ふることになる、又運動奨励を名として、駢足をなさしめたり、或はローンテニス、ベースボール等をなさしむる向もある、これらは適當なる監視の下にてなさしむればよいが、一種の流行の如くになり居りて、いつも少數兒童だけが活動するのみで、他數兒童は傍觀するの弊を生ずるあり、或は野球など其競技場をば區劃せざるがために、ボールの外れて他兒童に負傷せしむることなども往々ある。何れの運動も兒童の身體發達程度に相應するものにて、教師が適當に指導をなし又制限をすれば必ず効果を奏すること、と思ふが、放任勝ちなるが多いのは遺憾のことである。

左に記せるは、體育上の半面の研究と題して、小澤卯之助氏の述べられたるものである、運動場の設備及放課時間の利用法等につきて、適切なる注意を與へられてある、教育時論第九百六十四號より轉載する。

體育上の効果を多大ならしめんと欲せば、之に適應せる運動場の設備を爲さざるべからず。設備を充分にせずして善く遊べと命ずるも、是れ兒童に向つて無理なる要求をなすものなり。苟くも設備だに完全ならば、兒童は忽ち其の天性を發揮して、恰かも水の低きに就くが如く、蠅の甘みに集まるが如く、命せざるも好んで善く遊ぶべし。而して良き空氣中に於て、善く遊ばしむることを心懸けざるべからず。此の如くにして始めて、文部省訓令第六號小學校に於ける體育及衛生に關する注意方、第四項、放課時間に於て、佇立閑話して経過するに終らしむ可からず、男女となく成るべく活潑に、大氣中に運動するの遊戯を誘ふべしとの趣旨を貫徹するを得べし。彼の所謂校訓中善く學び善く遊べと云ふ一項を加へ置き乍ら、遊び道具の如何に介意せず、校訓なる者をして徒法空文に終らしむ

る者、吾人の往々見聞する所なり。是に於てか吾人は、學校監督者の一考を煩はさざる可からず。

現今の制度によれば、小學校の體操遊戲時間は一週三時間(高等女學校も同じ)にして、一日平均三十分時間に當る、此の三十分時間中より、放課時間七分半を差引けば二十二分となる、其の體操時間が一時間中の前半時間なる時は、先づ整列して他の各學級兒童の各其の教室に入るを待ち居るか、或は順を追ひて行進を始め屋内體操場に入るとせば、整列行進準備の爲に演習を開始する迄には、五分乃至七分を經過するを免かれず、二十二分半より平均六分を差引かば、僅二十六分半となる、又其の體操時間が一時間中の後半時間なる時は、前半時間中の授業の結末を着け教室を出で運動場若くは屋内體操場に入り、上衣を脱ぐ等の準備をなし演習を開始する迄には、同じく五分乃至七分を要するものと見積らざる可からず、果して然らば一日の體育時間なる者は、名は三十分にして實は十六分三十秒時に過ぎざるを知るべし。其の十六分半の内説明に若干時を要し、矯正の時間を除き、休ましむる時間を去るときは、差引正味何分間を餘すべきや、恐らく

僅か二十一二分間に縮少せらるべし。然れども今茲には十五分と假定して論ずる所有らんとす。

試に一日の放課時間を計算すれば、先づ最初の始業前を平均二十分間と見積り、又第一時間、第二時間、第四時間の各終りの放課時間十五分づゝ、合計四十五分の内、運動場に出づる時間を毎時四分宛とすれば、差引三十三分時間となる、尙晝休時間七十五分の内、食事時間の十五分と、食後休息時間十分とを差引き、五十分を餘す、以上通計百三分となる。即ち一日の放課時間は一時四十三分間なり、之を一日の體育時間十五分に比すれば、七倍弱の多きを見る、又兒童の登校時間が始業前三十分時なる時は、體操時間の約七倍半となり、五十分時なる時は、約九倍となる計算なり。又一日の授業時間が六回なる時は、更らに十分間を増加すべし。此の如く放課時間は數に於て、體操時間の七倍乃至十倍せり。蓋し放課時間中の自由遊戲は必ずしも遊具遊場を要するの限りに非ずと雖も、遊具遊場の使用に待つ者多きを占む、若し夫れ運動場に遊具遊場の備附を完全ならしむれば、兒童は或は遊具遊場を使用し、或は使用せずして汗の背に冷ねきを覺えず、時の移

るを知らず、熱心に遊戯し愉快に活動し、一人として運動遊戯に満足せざる者なきに至るべし、茲に正課時間の規律的體操遊戯と、放課時間の自由的運動遊戯と、各同一の効力あるものと假定すれば、放課時間の運動は正課時間の運動に比し、約八九倍の効力あるものと斷定せざるを得ず、而して此の體育上偉大なる効果は之が爲めに一人の専科教員を増すを要せず、只教員各自が其の當然の職務たる監督を爲すのみにて足れり、且設備完全なる運動場は、設備の不完全なる運動場に比し、教員の監督の勞大いに少くして可なるを以て、兒童の監督指導誘掖に綽々たる餘裕を生ずるの利益あり、且又兒童の無邪氣なる運動遊戯は其天真を發露するが故に、教師は兒童の性行を知るの機會多くして、教育上の參考資料を得ること少からざるべし。

以上述ぶるが如き教育上の大効果を收めんとするには、常に遊具遊場を完全にすることのみならず、他に一の大いに意を用ひざる可からざる緊要問題あり、緊要問題とは何ぞや、曰く多年教育社會が解決せんと欲して解決すること能はざる、彼の運動場地の不完全にして、職員生徒の塵埃を吸ひ、生命を短縮しつゝ、有る問題はれなり。

運動場地及び遊具遊場を完全にし、放課時間の効力を發揮せしむることは、之を正課時間の體操遊戯に比し、學校教育に於ける體育上の半面なりと云ふも敢て誣言に非ざる可し、學校體育上の半面たる運動場地問題之を解決せずして可ならんや。運動遊具遊場之を研究せずして可ならんや。

人或は、運動遊具を増せば兒童に負傷者多かるべしと説くものあり、然れども是れ取るに足らざる皮相の見のみ、運動場に於て負傷の多きは、第一、指を兒童相互の衝突に屈すべし、衝突して双方共に前額に瘤を生せしむるか、鼻衄を出ださしむるか、口唇を破るか、齒を緩むるか、齒のために相手の顔面の何れかの部分を傷くるか、或は衝突して身體の大なる生徒が身體の小なる生徒を突き飛ばし、若くは之を何かの存在物に打着け、若くは突倒したる其の體上に共に輾び、或は之を踏みて顔面軀幹を傷け四肢を挫く杯の場合少らず。次ぎは疾走の際物に躓き或は滑りて、膝、肘、顔面等に負傷するものにして、運動遊具にて怪我するものに至つては極めて稀れなり。運動場に運動遊具を増せば、兒童は其の遊具を使ひて

運動する者多かるべきが故に、自然疾走者の數を減すべく、随つて衝突上の怪我も少からしむるは實驗の證する所なり。運動遊具の増加と兒童怪我の減少とは、反比例を爲すこと毫も疑を狭むの餘地なしと云ふべし。但し運動遊具の備附は適當なる位置を選ばざる可からず、適當なる位置を選び、夫々使用の注意を與へ、而して相當の監督を怠らざれば、遊具遊場に付いての負傷は絶えて無しと云ふも過言に非ざるなり。

之を要するに、運動場設備の完否は兒童の體育上に大關係を有するのみならず、其の怪我を少からしめ、生れも附かぬ不具者となり、甚だしきは之が近因又は遠因となりて、死亡するが如き不幸を豫防するの益あり。又教員をして一には兒童の性行を知り、監督の餘裕を生せしめ、教授訓練に好影響を及ぼすこと尠少に非ず、加之運動場を利用せる諸般の設備は、兒童をして悠悠嬉戲の間に、徳を進め智を磨くの利便を與ふるもの多々あるに於てをや、嗚呼運動場の設備、之れを完全にせずして可ならんや、嗚呼放課時間、大いに之を利用せずして可ならんや。

(三) 監護 兒童の運動遊戯しつゝある際、教師は之を監護する任務がある、こは全

監護

校職員にて當る學校あり、又は二三の當番にて毎日交互之に當る向もある、監護者は兒童の行動及び品性に關して監視するのみならず、體育衛生の方面にも注意を拂ふ必要がある、餘り激烈なる運動をなす兒童に注意を與ふることもあるべく、砂イヂリをなすもの、泥土をコネ居るもの、或は地上に坐臥して嬉遊するもの等に注意を與ふべく、發汗のまゝにて奔走しつゝある兒童を認めたらば、注意して汗を拭はしむべく、鼻汁を出せるもの、跣足にて駆け廻り居るもの、其他各種衛生上の注意を與ふべきものを見出すのである、何れも之をば叱咤せずして、親切に指導することが必要である。

(四) 學校管理方面に關せる衛生上の注意 通常學校衛生は管理部面にて講究すべき範圍に屬するものなれども、こゝには平常兒童を監督して、學校生活を全ふせしむるがための注意二三を述べることにする。

掃除用具の整理 學校によりては掃除用具の不完全なるをば其儘に放置する向がある、箒の柄のとれたるもの、塵拂の棒ばかりなるもの、バケツは水漏り、ゾーキンは形なしといふやうな風である、これでは一向に掃除は出來ない、又紙屑箱の備

掃除用具  
の整理

衛生的器具の設備

へ付けなき教室もあり、唾壺の用意なき所もある、是等は使用方法につきても注意を與ふべく、又紙屑箱や唾壺等も其使用につきて訓練する必要がある、要するに、掃除用具の不完全なる學校は、それだけ衛生上の缺陷ありと斷定して、差、問、へない。

衛生的器具の設備 近時一般衛生の進歩と伴ひて、衛生的の各種器械器具類が發明せらるゝやうになつたのは喜ばしき現象である、學校の如き多人數の集合せるところにては、經費の許す限りは、衛生上の器具を備ふべきである、假令ば便所に備へ付くべき手洗ひ水の容器の如き、或は黑板拭ひの如き及び白墨の如きも段々衛生的のものが出來てくるので、これらも改良するがよいと思ふ、又兒童の使用する鉛筆類、用紙、墨、其他學用品につきても注意を加へ、非衛生的の品物は使用せしめざる様にするがよい、特に彼の紫色鉛筆などの中には、其製造の原料に有害の色素を包含するものが往々ある、其他着色せる學用品等につきても注意を拂ふべきである。

辨當箱置き場所

兒童の辨當箱類を置く設備の場所につきても研究する必要がある、夏期暑熱の烈しき際は、半日限りの教授故辨當置き場所の必要は無用であるが、其他一年中辨

外套類及傘の置き場所

當の置き場に苦む場合がある、兒童は机の下に置きて教授中土足にかけなどする向もある、或は空氣の流通の悪い室内、陰氣臭いところに申し譯的の辨當棚を設けたる向もある、之等も然るべく注意せねばなるまい、之に關聯して湯茶の供給及茶碗等の清潔を保つと、及び水呑場の設備につきても充分に注意を拂ふ必要がある。

雨天の際に外套類、及雨傘等の置き場所につきても一考する必要がある。出來得るだけ衛生に叶ふやうに注意したい、教室内に外套を掛け置きたるものが漸次乾いて、異様の臭氣を發散することもある、雨傘の置き場につきて、不注意なる結果として、土間を浸潤したり、或は廊下をば汚浸する様の學校も往々ある、贅澤なる設備は決してなすには及ばぬが、相應な工夫をばなすべきである。

食事の際に於ける注意

訓練及び管理上に關聯せる衛生上の注意は一々舉示することの出來ない程澤山有るが、今やこの項の終りに於て、尙一二述べて置きたい、それは晝食後直ちに兒童をば運動場に出すことの適否及び、食事の際に於ける衛生上の注意である、この點につき何等指導するところなき學校にては、兒童が食事をなすにつきての注意をば等閑視し、早く食し終るもの、湯茶を濫飲するもの等に對する警告を與へない。

又食事の済むや否や、直ちに運動場に出して亂暴勝手の行動をとらせる向もある。これらは各學校に於て、各年級共一致せる衛生上の注意をなすことにしたいと思ふ。

### 第三節 學校生活に附帶せる身體的鍛鍊

特にこの一節を設けて、少しく、卑見を述べやうと思ふ。學校は教授訓練以外に兒童身體の鍛鍊につきて然るべき注意をなすことが當然である。訓練上の目的をも含みて強行的の遠足をなすことである。兒童の體質につきて調査をなし年齢をも吟味して、さて適當の時季に於て、彼等の堪へ得らるゝ範圍の里程をば遠足せしむることである。或は危險の虞れなきやう充分に警戒して、登山的の遠足をなすも妙である。或は平時より鍛鍊して、徒歩に練熟せしむることである。たゞ運動場に放任して嬉遊せしむるのみにては物足らぬ、然るべき時間をば利用して、郊外に徒歩的競走をなさしむるが如きも獎勵すべきことと思ふ。

登山及徒歩練習

擊劍、柔道を課するも、上級兒童には必要であると思ふ。高等小學校の兒童の如き

相撲

には、一週間に二三回づゝ適當の時間に於て課するがよい。然し、餘り長時間に亘り而も激烈なる稽古をなさしむるは有害である。これらは何れも指導者よろしきを得ねばならぬ。而も敢て一種の流儀に當て嵌むるが如き鍛鍊ならでよい、身體を強健にするを目的として、不自然なる競技などは避けしむるやうに心がけて之を課するがよい。

相撲をとらしむることもよい。小學校及中學校にては、男子にはこの技を闘はすことを許すべきである。校庭に土俵を築き置き、教師若くは上級兒童監督の下に、相撲の稽古も面白い。而し餘り下級兒童などに之を強ふるはよろしくない。又之をなさしむるには、野卑に陥り殺伐に流れぬやうにする必要がある。

水泳

夏期炎暑の際には、上級兒童に限り適當の場所と施設とに於て備はりあらば、水泳をなさしむるもよい。中等學校に於ては、盛んに實施するがよいと思ふ。そもそも遊泳は、生理的關係により、精神的及び肉體的快樂の間に知らずく合理的に身體を鍛鍊することを得る便ありて、盛夏の時季に於ける適當の體操といつてもよい。而して遊泳をなすに適當なる時刻は、午前九時乃至十一時、午後は二時乃至四

游泳に  
注意する

時の間である。遊泳によろしき期間は七月中旬頃より九月中旬頃まで、ある。  
遊泳は男女何れにも適するのであるが、男は九歳、女子は十歳頃からよい。遊泳の方法適當ならざるときは、遊泳皮膚病、遊泳下痢、遊泳外耳炎、遊泳結膜充血、遊泳夜盲等の疾病を起すことがある。されば學校に於て遊泳を課する時は左記の注意をとるべきである。

- 一、満腹時空腹時の遊泳は、危険である故禁止せねばならぬ。
- 二、呼吸血行、平常にて膚に汗なき場合は實行してもよい。
- 三、水中にあるは十五分時間を踰えないやうにしたい。
- 四、水中より出でたるときは、直に身體を拭いて着衣するがよい。
- 五、水の流の緩急、水の深淺或は潮の干満、生徒の年齢、遊泳心得の有無等を検査する必要がある。
- 六、水流の清否、及病毒の流注等を察せざるときは、悪疫や病菌の感染を受くる虞がある。
- 七、游泳せんとするときは、腕腋窩、胸、頭、頂、背、膝等の部分を水にて濕すことか必要

特に女子  
衛生に  
注意する

である、こは痙攣を豫防するの効がある。

八、游泳をなさしむるときは、監視を嚴にすべく及び萬一の際に救助に遺憾なきやうの注意をと、へねばならぬ。

本章の終りに於て、女子に對する衛生上の注意を述べて實際家の研究を促したと思ふ。學校衛生は、男女を通じて實施すべきであるが、特に女子には一層注意する必要がある。

教授上に關しては、女子の身體及心意の發達狀況に應じ、特に、女子の、體、質、及、び、心、性、に、適、す、る、や、う、の、教、授、す、べ、き、で、あ、る。男女合級の場合に於ては、或はこの種の注意を別にすることも出来ない場合も多いが、それにせよ、女子相應の取扱ひをなすことは必要である、女子のみの學級ならば、十分注意することが出来る。教材、選擇は女子の心意に適應するものにて而も、女性として知らしむべきものなるべく、難解迂遠なるものは避けねばならぬ。其、教、授、方、法、の、如、き、も、彼、等、の、理、解、し、易、き、や、う、に、と、工、夫、し、抽、象、的、の、説、明、や、理、論、に、の、み、偏、した、る、教、授、を、し、て、は、な、ら、ぬ。兒童をばある程度まで苦しめて、學習せしむることは必要であるが、餘り女子をば苦惱せしめ



て教授するはよろしくない、殊に不必要なる教材を提示して、譯の分らぬ理屈ツクメの教授をなすは慎しまねばならぬ。女子には例證を適確に引用して、平易の説明をなし、反覆練習を重んじ、利用方面の知識を與ふるやうになすべきである。

訓練に於ても、女子らしき躰けをなすべきであるが、衛生と相俟つて頭髮を清潔になす習慣を附くべく、且髪を梳り理むるの風を養成すべきである。又手指の清潔は女子にとりて必要のことである、各種の作業を始むる際にも、作業の終りにも手の清潔消毒を心がくるやう馴致するがよい、姿勢を正しく、且つ衣服を正しく着用すること、且つ清潔に取り扱はしむることの注意も必要である。

女子の精神訓練として、小事に拘泥し、徒らに苦悶し、憂慮して、其結果精神の發達に少からぬ影響を受くることあるにより、それを矯正する手段を講ずべきである。出來得るだけ快活の氣象を維持することに務むべく、尙嫉妬心、猜忌心等の發現を豫防して、いつも清淨なる心情を保持せしむるやう注意せねばならぬ。

女子には特に體育の獎勵をなす必要がある、衣服の如きも餘り重ね着をなさしめぬやう注意すべく、服装は筒袖を獎勵して、活潑に運動遊戯するやうなすべきで

ある、尙ほ女子の身體養護上、特に注意すべきものがあるが、こは一々記すことは略す、何れにせよ、家庭と協力して、適當の衛生法を講究すべきである。

### 第三章 兒童生徒に關する衛生

#### 第一節 學校病

凡そ學齡前の兒童は、各々其個性のまゝに生活して自由の行動をなしつゝ、極めて樂天的に生長するのであるが、一旦學校に入學すれば、則ち所謂共同的生活の必要を生じ、坐作進退に於ける幾多の拘束を受くるのみならず、其一定の課業に従事する所よりして其精神身體を勞することが甚だ多いのである、所謂學校生活のため、諸種の影響を蒙り、種々の疾病を發することがある、之を學校病といふのである、然して其病勢の緩慢なるものは、教員も兒童も共に之を覺らざることがあるので、學校病に罹りたる兒童生徒は、意想外に多いといふことである。今學校病と認めらるゝものにつきて左に記述する。

(一)脊椎彎曲症 こは不完全なる机、腰掛の使用、又不適當なる使用法の永續せる

結果、不良なる姿勢となりて之が慣習をなして、遂に骨格が畸形に陥るのである。これは學校病中の著大なるものにして、左彎、右彎並に前方に彎屈せるものもある。この種の病症は、兒童入學後一年毎に次第に其數を増加し、十歳前後に於て、著しく増加し、爾後數年間幾分づゝか増加するやうである。この症のために胸部の諸臓を壓迫し、血行器呼吸器の疾病を誘發し、遂に不治の痼疾に陥ることがある。

之が豫防につきては、机腰掛の寸法をば、兒童生徒に適切ならしむることに注意すべく、且つ平素教授の際に、務めて姿勢を正しくして、頭部を前方若くは左に、或は右に屈すること等なからしむべく、讀書、習字等の際に於ける上體の姿勢につきて平素間斷なく注意するのである。又、體操、遊戯の際とても姿勢の注意をなし、板書文字を明瞭になすこと、教師の音聲をも低弱ならざるやう注意すること等、何れも頭部を彎屈せしむることを豫防することになる。實際多くの學校にては、姿勢圖を示したり、或は姿勢矯正上の諸方法を講じつゝあるも、之を永續的に實施しない故、兒童生徒の姿勢は悪い、従つて脊椎彎曲症に罹るものが少からずある。

姿勢矯正  
上の注意

姿勢矯正上、注意すべき主要なる點は、矯正に關する、幾多努力の永續である、不注

脊椎彎曲  
症の豫防

眼疾

意なる學校、及び無責任なる教師の多くは、時に思ひつきし時にのみ小言をいひて矯正せんとするもの、永續的の注意を缺如してゐる。何等の矯正的手段も、根氣よく努力せずば、其効果を發揮することは出來ぬ、吾人は姿勢矯正上、どこ迄も永續的に改善の方針をとらんことを望む。

(二)眼疾、學校病中最も多きものを近視眼及びトラホームとする。近視眼とは、物體より來りたる光線が網膜の一點に集まることなくして、其前方に於て結像するがため、遠距離の物體を鮮明に認むることが出來ないものである。之は採光の不十分、机腰掛の使用の不適當、兒童姿勢の不良、細小なる文字の讀み書き等の原因より發生し、上級に進むに従ひて、著しく増加する。トラホームは多數人の雜居して、相接觸する機會多く、風塵の飛揚甚だしき學校等にありては、比較的に傳染が速かである。この二種の眼疾は、實に恐るべきものである故に、學校にては、極力之が傳染を豫防すべく、又之に罹れるものに對しては治療の方法をばとらしめ、之が撲滅を計らねばならぬ。

左に兒童眼の衛生につきて米國教育雜誌所載、ドクトル、カーハート氏の意見を

摘記する。

普通人にありては生れながら遠視の傾向を有するものにて、凡べて眼の近接を要する仕事は少者に取りて有害なり、太き文字、大なる繪畫の如きは見せしめて害なきも、普通教科書用の活字は小に失する嫌あり、手藝の如きも細かきものに、眼を接するの必要ある者は、八歳乃至十歳以下の兒童に授くるに當り甚深の注意を拂はれ度し、五歳以下の兒童の眼は殊に可塑性なれば、是時に眼の衛生を等閑にするときは恢復し難き障礙を貽し、亂視の多くは幼時の眼使用を誤れるに基因す、然り而して今後読み書き等、眼使用の度は日に増加する一方なれば視力の強弱は一國盛衰と大關係を保つべし、學校關係者の深く留意せられんことを乞ふ、猶ほ家庭に於いては自然兒童の眼の衛生行届き難ければ、學童の家庭に於いて爲す仕事を可成丈、學校に於いて教師監督の下に爲さしめ度きものなりと、米教育雜誌は此説を贊し、更らに學校の給食給眼鏡説を賞揚せり。

左に、近視眼の豫防法として曾て文部省囑托醫駿河尙庸氏の述べられたる注意をば、教育時論紙上より掲載する。

『前略』

近視がどうして發生するかといふことを知らなければならぬ、之につきては、遺傳説であるとか、眼窩及斜筋説であるとか、直筋説であるとか、調節説であるとか種々の理論があるけれども、要するに眼の調節作用を過度に働かすこと、兩眼の視線を一物又は一所に集注することを過度に續けて行ふことと、夫れから此の外に眼内に血の鬱積せしむる、凡べてのことが近視を發生せしむる基である。夫れですから、此の三つのことを惹き起す様なことを成るべく避けるやうにしなければならぬのである。其處でこの三に就きてどんな事が尤も注意を要するかといふに。

其一は、近業である、近業といふのは學生や、職工の仕事の様に近くを見つめてすることの業であるが、此の近業でも、誠に細微なる仕事は、餘り繼續してはならぬ、それで急いでする筆記の様なもの、二時限と續けさまに行ふことはよろしくない。そうして一時限の内でも、とき／＼中斷しなければならぬ、元來人間の注意を緊張し得る時間は、一定の限度があるものであるからして、それを無理に

を適切ならなければならぬ。「カードグイタ」といふ學者によると、注意を緊張し得る時間は左の如く。

五年乃至七年約十五分、 七年乃至十年二十分、

十年乃至十二年二十五分、 十二年乃至十六年三十分、

だといふて居るが、少くとも此の時間に顧みて、時々注意の方向を更め、一方のみに偏頗なる緊張をさせてはならぬ、よろしく筆記と説明などを交々するとか、何とか適宜の教授法をとつて、そうして眼も折々遠くに着目せしむるやうにして、調節作用と視線の集注作用を軽減して、休むるやうにしなければならぬ。

それから細微なる仕事でも、殊に黒地のものを黒糸白地のものを白糸にて縫ふとや、細い編目のものの編目を真直に合して縫ふ様などや、刺繡の如きものは餘り長く續けてはいかぬ、一體小さいものは目に近づくに従つて、視角即ち視物の周縁より、網膜の結像點に向つて、引いた線のなす角度が大きくなつてくるから、明瞭に観ることが出来るものである。此の關係からして、亦細微なる仕事は、頭の

### 姿勢

前方に傾くことを促し、そうして、頭や眼に充血を促すと、なるものであるから細微なる仕事は、時々途切るほかに尙ほ仕事の内に頭を前に傾けぬやうに意を用ひ、本を見る時などは、本を手で持つて、机面と四十五度計りの角度をなすやうにし、目と一尺乃至一尺二寸の間隔を保たなければならぬ。

其二、此の外に、凡姿勢を知らず、の内に崩すやうにする仕事は、亦避けねばならぬが、狭屈なる衣服、殊に高き襟や、ユルセット即ち胴ジメの如きものを用ふるは宜しく爲いことであつて、「アルコール」や其他の氣を引き立てるものや、辛いものなども過分にやるはよろしくないが、飽食するものもよろしくない。それで飲食はなるべく節用しなければならぬ、常に澤山に用ひてをるのは、圖らざる場合に、止むを得ず、絶食などすると、ほかの人より強く頭痛などを起すことがあるものである。

其三、平素主に坐つて頭脳を使ふ仕事をやつてをるものは、体内の血液の循環が活潑に行はれないで、頭や目などにも血が鬱結する事となるから、折り／＼起つて遠景を眺めたり、軽い運動殊に戶外運動をしたりすることが必要であるが、

### 運動

照光

机や腰掛などもよく身長の大きさに合ふものを選んで、字をかく時には腰掛を机の下に一二寸計り入れ、本を読む時は少しく机と離すがよい「下略」。

其四、室内の照光も又充分にしてをくことが肝要であるけれども餘り強い光明は却つて瞳孔の收縮を促し、それにつれて調節筋といふのが緩んで、水晶體、即ちレンズがふくらんで來て、屈折力が強くなる。そこで物を見るに、眼に近づけなければならぬやうになるもので、光量が強くて、反て物を目に近づけなければ都合がわるいと云ふ奇態などになるから、餘り光明の強いのもよろしくない。

「中略」日光の直射を避くるには、なるべく光線を多く遮ぎることがなくて、ガラガラしない地質の乳白色なる窓掛布を用ふるがよい。

其五、夜間の仕事はなるべく避くること、若し止むを得ざる時は、照光装置として電燈がよい。それが得られぬで「ランプ」を用ふるとしたならば、なるべく燃焼の完全に行はるゝ装置のものを採り、ほやの上に、下淨瓦斯の輸送排泄管を附して用ふべきである、若し教室に「ランプ」を用ふるならば、小なるものを數多く用ふるよりも、大なる「ランプ」に瓦斯の輸送排泄管を附してなるべく高くに吊して

夜間の仕事を避け

頭寒足熱

書籍黒板

試視力表

數少く用ふる方がよい。

そうして何れの座席でも、明朝活字の約七號大の文字が、約一尺七寸計りの距離で明瞭に見えぬときは相當に光量を増加する方法を講ずることが必要である。

其六、常に頭寒、足熱に保つ様にならねばならぬ。暖室装置なども、この點に省みて室の上下に、濕差が甚しく起らないで、そうして熱を直射しないのを選ばねばならぬ。「中略」煖爐と生徒の座席とは、三尺以上距つることが必要である。

其七、常用の書籍は、なるべく黒色鮮明であつて、行長行間等の適當なのを選んで用ひ、又黒板は光澤消しをした眞黒のものでなければならぬ。

其八、時々試視力表を以て視力を檢し、照光十分なるに拘はらず、六メートルの距離で、六號を明視し能はざるときは、醫師の検査を請ひ、又常に物を注目するに臉裂(まぶち)を狭むるものや、外見上異常がなくても、作業中時々目の朦朧としたり、額や眉毛の中程より内の所に、痛いやうなダ、ル、イ、やうな心持ちの折々するときに、等閑にしないで、すぐに醫師に相談することが必要である。そして、すでに近視になつたものでも、二、三、オプトル、即二十度以下で近見に妨げなきもの

は、近用の眼鏡は不用であるが、これ以上のものになると、相當の眼鏡が入用であるけれども、濫りに用ふるはよろしくないことである。然るに我輩が多くの學校で認めたとところによると、何れの學校でも、殆んど一人として適當なる眼鏡を用いて居つたものはなかつたのであるが、こんな風であるとも、眼のために甚だ有害であるからして、眼鏡は必ず適當なる醫師の撰定によるべきであつて、決して、眼鏡屋などに委してはならぬ。そして此の如くにして撰定しても、又時の移ると共に眼に合はぬやうになることがあるから、時々改めて診て貰はなければならぬ、又學校では近視眼のものには、なるべく黒板に近い前方に坐席を與ふることが必要である。

其九、作業時間はなるべく少い方がよいのであるが、小學校の初級では、一週十八時間を限度とし、それから學年の昇るにつれて、増加するには段々とするのが肝要である。尙ほこの時間は守るにしても、家庭で仕事をするに、薄暮の頃は必ず避くべきである。

トラホームの豫防の方法につきて一言する、左に掲載せるは、普通教育紙上にて

作業のこ  
と

ドクトル、オブメヂチーネ井上豊太郎氏が「學校を本位として見たる眼の衛生」との題目にて述べられたる内の一節である。

トラホ  
ム  
の  
豫  
防

### 『前略』

前にも陳べた通り、最近壯丁検査の成績表を見ると、トラホーム患者が却々多い、而して、其病の發つたのは何時頃かと研究して見るに、大概小學校時代から持越して來たものである。それで小學校は謂はゞトラホームの苗代である故、小學校に於ける其豫防方法は最適切に施さねばならぬ。而して、其實行の先決問題となるものは、何を措いても學校の建築上、設備上の注意であるが、元トラホームの病菌は御案内の通り、不潔な場所に發生して塵埃に附着し、それが不潔な空氣の媒介に依て傳播さるゝのだから、これを未然に防ぐ方法が適當に講せられざる間は、トラホームの撲滅することは極めて困難である。然らば、學校の建築には如何なる注意が必要であるかと云ふに、ドウしても空氣が鬱滞せぬ様而して、不潔にならぬ様な設計を爲すべく、それには光線の工合も考へて南北の兩方に窓取りをなし、それが都合悪くば東西の兩方に、何れにしても對方角の窓

取りがよろしい。常に清新な空気を流通せしむる工夫を善くしなくては不可ぬ。其れから運動場の設備としては理想的に言へば、一面に限なくアスハルトを敷き詰めて、毎日洗ひ清め、児童がどんなに激烈な運動をして居ても決して塵埃が立たぬ様な趣向が必要だと思ひます。若しアスハルトが出来ねばセメントでも、敲土でもよろしい。若し又それさへも出来ぬとならば姑息的な方法ながら砂利だけでも是非布いて貰ひ度い。而して毎日幾度も撒水を勵行する事にし、兎も角も塵埃の立たぬ様注意を拂はねば到底駄目であると思ふ。夫れから児童には各自に手拭を用意させ、必らず混用を避けしめ、教室と言はず、廊下と言はず、便所までもきれいに拭き掃除を行ひ、痒い所に手の届くと言ふよりも、寧ろ積極的に痒くなりさうな所に先づ手をやつて置くと言ふ迄綿密な注意を施し、せひ充分な効果を得たいのである。人に依ると、學校でばかりそんなにさわいだとして、世間一般が何等の顧慮を爲ぬ間は所詮ダメじやないかといふやうな方もあるが、私の考へでは直接上の効果と云ふことばかりを本位とするのじやなく、所謂反射的利益が多であるべきことをも豫期して居るのである。即前述

の通り世間はマダ左程トラホームの恐るべきことを知らぬ。知らぬけれども學校が卒先してくれて、児童の念頭に深い印象を與へておけば、自然と其家庭が注意する様になり、延いて一般社會に及ばし、時日を経る間には廣い意味に於ける公衆衛生の機關も具備するやうになるであらうと信ずる。因みに當麴町區は他區に比して財政が豊かな上、小學校の數も比較的少いのであるから、行く／＼はせひアスハルトを布き詰めやうと云ふ協議だが、差し當りと云ふわけには參らぬから、間に合せに先づ砂利を布いておいた。そして各學校を通じて一人の小使を増備し、毎日撤水をさして居る。

## 既患者に對する療治の注意

一方に於てトラホームの豫防法としては、前述の通りの遣り方を勵行すれば大概よからうと思ふが、他方に於ては又既に患つて居る者に對する療治の方法も充分講究せられねばならぬ。既患者は本來ならば學校を休ませておいて、悉皆病菌を芟除し盡した時に出校させるのが宜しいのですが、さりとて長く休ませるのも本人の爲め氣の毒でもあり、又どちらにも不利益なことであるから、矢ッ張

既患者に  
對する療  
治の注意

り學校に出しながら療治を爲た方が都合がよいと思ふ。然らば如何にすべきか。醫者の療治を待つのは勿論のことだが、其他學校では、餘り激しい運動などは、治るまで暫らくさせない方が宜しい。それから、机に印をつけておいて、他生との接觸をさせない。(これは寧ろ健康生の爲めの豫防法であるが)又餘計患者があれば、隔離方法をとる。運動場なども仕切りをした方がよいのです。療治上の注意をなすべき點は、マダ細く見ると澤山ありますけれども、此外は専門家でなければ、餘り深く知るの必要もないのです(後略)

トラホームの豫防及療治は今日小學校中等學校等を通じての警戒すべき問題である、多くの小學校中等學校等にては、幾分か、此種豫防に従事して居るところであるが、其成績は實際どんなもので在るか、左に記せるは、熊本商業學校長橋本基一氏の述べられたるトラホーム治療成績である、教育時、論紙上より摘載したものである。學校生徒のトラホームは近來益々増加の勢を示し、爲に漸く世人の注意を喚起せしめ、これが豫防法に就て種々の議論意見輩出し、患者取締に就ても甲論乙駁賛否區々にして、未だ容易に其歸着する所なきに似たり、予は眼科専門醫にあら

トラホームの療治の成績

ざるが故に、トラホームに就ての學理上の議論を避けて、單に事實のみを發表してトラホームの療治が確實なる効果を奏し得たることを示さんとす、去明治四十三年より本年まで、前三ヶ年間に於ける縣立商業學校生徒のトラホーム検査表を摘録すれば實に左の如し。

トラホーム患者累年比較表

患者別	四十三年四月	四十四年四月	四十五年四月
舊患者	五七	八	二〇
新患者	六三	一六	一八
新入生	五四	三二	三〇
計	一七四	五六	六八

右の表の示す如く明治四十三年までは、毎年多數のトラホーム患者を出し、各縣立學校中患者の多きこと第一に位せしを以て同年以後更に検査を嚴密にし治療を督勵したる結果、患者總數百七十四名なりしもの翌年検査の際に及びては大部分全治して、再發せしもの又は未だ全治に至らざるもの等を合せて、僅かに八名となり、新患者を生せしことも前年より極めて少く、本年に入りても亦略ぼ



前年同様の結果を示したるも、只だ在來の舊患者數前年より増加せしは遺憾に堪へざる所なりとす。

之に反して新入生の患者數は累年更に減少の勢を示さず、之特に注意を要する點なりとす、想ふに其原因何れに在るか、容易に之を斷定し難しと雖、年少者に往々免れざる不注意、小學校に在りし時他生よりの傳染家庭に於ての感染學校醫の寛嚴又は熱心の多少等、或は其因を爲せしやも未だ知るべからず。

要するに學校に於て治療を強制勵行すれば、假令全滅を期し難しとするも、大に其數を減少せしめ得ること、並に一旦全治したるものは、必ずしも再發すべきものにあらざることは、前記統計表に依りて證明されたりと云ふべし。

(三)聽力減弱 兒童生徒の中には、耳の病に罹つてゐるもの少からずある、よく検査して見ると案外耳疾がある、之を等閑に附して置くが故に、漸次聽力が減弱するものである。耳の疾病の原因は豆、小虫、玩弄品等異物の竄入、或は耳垢の堆積凝固等より來ることが多い。而して之が爲に耳鳴り、耳聾、灼痛、搏動痛等を起すのである。又耳の病の中に、濃汁の排出せらるゝものがある、俗に耳ダレといふ疾にて初期の

聽力減弱

田舎の兒童

中は左程でもないが、病勢募りたる者は臭氣が甚だしい、この種の兒童は特別に坐席を異にして、濃汁は脱脂綿若くは紙ヨリにて除去せしむることに務めねばならぬ。田舎の兒童の中には耳垢の堆積せるものが多い。之がために聽力を減弱せられて、學科の上に少からざる影響を受けつゝ、而も之を感知せざるものがある。教師はこの種の兒童を發見したるときは、家庭と協力して相當の處置をとるべきである。

耳の中に入れたる時

耳の中に入りたる異物を取るときは、一手に耳輪を撮み後上方に引き、他手に水節てっぼうを持ち、其上壁に沿ひ微温湯を劇射し、水と共に流出せしむるやうにする。又小虫の入りたるときは耳を傾け、油を注ぎ、浮上せしむるやうにすべく、耳垢の凝固したるときは、微温湯又は油を以て軟化せしめ、鼓膜を傷けぬやう注意して掻き出すがよい。

頭痛鼻血

(四)頭痛、鼻血 教室内の温度高きに過ぎ、又は多數の兒童が一室に密集して、空氣の更代不十分なるときに發生する、鼻血の夏期炎天の際劇動するときに發することあり、又教室内にて過度に腦力を使用するときに發することもある。さして心

配するには及ばぬ症状であるが、大出血の時は衣服を緩め、前額及額部部に冷水を注ぎ、冷水を飲用せしめ、鼻翼を撮て壓閉し、或は綿塊を以て鼻孔を檢塞するのである。

頭痛は學生に多い病氣である、小學校の兒童の如きは、さして頭痛を感ぜざるやうなれども、實際教室内の兒童等々を注意して見ると、視力不完全、聴力朦朧として、仕事をなすに當り遅々たるものがある、或は何事もなさずして茫然たるもの、或は頭部を擁して呻吟するもの、或は瞑目事を爲すに懶げなるもの等、何れもこれ頭痛を病める兒童等である。空氣の流通を良好ならしむるは言ふまでもなく、教授の上にも工夫を凝らし、務めて興味ある方法を案すべく、尙ほ課業の負擔を輕減する工夫もなすべく、其他積極的に體育の獎勵をするがよい、特に平素冷水摩擦の獎勵をなすべく、更に煩悶懷疑に陥らぬやうの豫防を講ずるなども必要である。

(五)呼吸器病　こは不潔なる空氣の吸入、又は呼吸器活力の減弱より起る病にて、四季を通じて、何れの學校生徒をも襲ふ疾病である。殊に氣候の變り目とか、寒暑の激變する際に於て、この種患者が多い、設備の不完全なる村落小學校の如きは、家

呼吸器の病

庭の衛生的思想も不完全なるものも多きが故に、兒童中呼吸器患者多く、特に風邪に襲はれたるものが、咳のため彼方でもゴホン／＼此方でもゴホン／＼といふ有様である、注意せねばならぬ。

呼吸器病につきては、學校家庭共に協力して、豫防をなさねばならぬが、學校教師の注意として一二を述べんに、休憩時間中には窓戸を開放して室内の汚氣を一洗する必要がある。炭酸瓦斯が空氣中に千分の一あるときは、最早害を及ぼすといふのである、されば常に新鮮なる空氣を與ふるを計らねばならぬ。次には授業中の呼吸運動である之も適宜實行するがよい。而して不潔の空氣中にては餘程實行上省慮しなければならぬ。巴里小學校に行はるゝ呼吸運動の狀況として、曾て教育時論紙上に掲載せられたるものを記さんに。

巴里よりの報告に依れば、男子の高等學校に於て生徒の呼吸運動を試行なせしに、其の結果は體育上頗る好成绩を表せしを以つて、佛國文部大臣は不日一般に其の實行を全國學校に訓令せんとあり。

ドクトル、マラーシ氏は二百名の兒童をして毎日授業中に呼吸運動を行はし

巴里學校  
の呼吸運  
動

め、一日三回、一回に三十度繰返し凡そ十分時を要する最も單一なる運動なり。此の運動を始めてより二週間の後、生徒の胸圍を計りしに平均四センチメートルを増加せるを發見したりと。

我が國に於ても此の呼吸運動なるものに注意を傾くるもの漸く増加し、既に種々なる新機軸の下に之が實行に着手せるものあり。(東京九段下なる精華學校にても毎日二回之を試行しつゝあり)

空氣中には一定の水分を含有することを要するものであるが、其分量は百分中四十乃至八十を最適當とする、之より少きときは、兒童生徒の咽喉の粘膜を刺戟し咳嗽を發するものである。多きに過ぐると暑さに堪へられない、この種衛生を完全に行はんには、學校にては炭酸量を計るために、ラング氏の器械乾濕量計を備ふべきである、尙其他室内の温度にも注意して、兒童生徒の健康を保護すべきである。伯林市に於ける小學校に對する命令には、左の如き注意がある。参考のため要點を摘載する。

伯林市小學校の注意

空氣中の水分

一、小學校の授業時の始めには、教室の温度は華氏の五十九度たるを要する。

一、平均の温度は六十四度たるべく、六十八度を越えてはならぬ。

一、體操場は五十七度を以て宜しとする。

一、室を暖める間は時々回轉窓に依て室内の空氣の交換を要す、最上の暖度即ち六十八度以上でなくては窓を開くを許さず、然るときは生徒を室外に出さねばならぬ。

休息時間中は窓を開くを要す、暖めざる季節には六十度八分に達するときは、必ず窓を開くを要する。授業終れば凡て窓を開くを要す。云々

呼吸器の病氣に關しては、四時注意をなさねばならぬのであるが、就中冬期は一層の養護をなすべきである不注意の學校にては、いつもく冷淡なるは、嘆すべきの至りである。

左に記せるは、教育時論第九百二十六號紙上にて、『冬期學校衛生、二則』と題して文部省技師久留正道氏の談話を掲載せられたるものである参考のためこゝに掲載することゝした。

冬期學校衛生

近頃は學校衛生も段々進んで來て、設備も大に改良せられつゝあるは喜ばしい

ことである、例ば前には腰掛はマイナス式でなければならぬと主張せられ、後にはプラス式でなければならずといふに進み、近頃では更らに進んでイート式、即ち零式でなければならぬとなつた如く、又實際上の進歩として、普通の窓の上に、更らに廻轉窓を設けることが大に行はれて來たが、これは衛生上非常に有益なるものである。が、余は更らに冬期に於ける衛生に關し、左の二箇條の注意を促すのである。

(一)咽、喉、の、保、護、これは東北地方とか、甲信飛等の山國とか、其他の地方でも寒い時には、教室から直ちに兒童を屋外運動場に出さぬといふことであつて、屋外の空氣が甚だ寒冷なる時、教室内では火鉢ストーブなどを用ひて温めてある、又火鉢などが全然無いとしても、人體温度といふのが有つて、普通に各教室では、數十人から絶えず此熱を發射し、隨つて教室の温度は自然高くなつてをるのである。故に教室から直ちに屋外運動場に出づれば、其温度の差が非常に大なる爲に、兒童は容易く呼吸病に罹るのであつて、まだ正確に其數を統計しては見ないが、余の見込ではそれが甚だ多いやうに思ふ。然らばドウすれば善いかといふに、教

室から中廊下を経て屋内體操場に至り、此所にて解散すること。而して縦令中廊下を通つても若しそれに外氣が自由に通じてをつて、屋外の空氣と同様ではダメである、故に中廊下のある學校では、これを外廊下同様に、拙用せぬことに注意せねばならぬ。然るに多くの學校中には時間の節約の爲に、教室から直に、屋外運動場に出でる様にしてをるものもある、これは温暖の季節なれば名法であらうけれ共、寒い時には不良の法であつて、然かも前述の各地方の學校では、餘程注意せねばならぬ。人或はこれに反對して、兒童は嚴寒中に屋外で、風を揚げたり或は雪達磨を拵へて平氣で遊んでをる、されば彼等の咽喉は其様な些々たる變化の爲めに、害を受けるもので無いといふものもある。勿論平常咽喉を虐待してをる兒童には、左程の害が無いかも知れぬ、要するに程度問題たるはいふまでも無いことである。乍併此に尙ほ注意せねばならぬ事が有る、自由に遊んでをる時と教室で學んでをる時とは同一で無いといふことであつて、身體をノンキに保つてをる時には、餘程の變化に堪へ得るのであるが、教室で一生懸命に學んでをる時などには、精神も疲れ、かつ呼吸も盛になつてをるから、氣樂快活な時

程抵抗力が強くない。加之余はこの教室と、屋外とに於ける氣温の激變についていふのであつて、若し一二分の時間を以て、漸次に氣温を變化せしめれば、咽喉がこれに順應するからして、決して害を受ける様なことは無い、故に風揚げや雪達摩の例は、此の場の反證とならぬのである。

蒸發臭氣

(二)蒸發臭氣。今日の教育家たちは炭酸瓦斯の有害なることを知つて、これが排除に注意してをるのは喜ばしいことであるが、蒸發臭氣の更らに恐るべきものたることに心付かない様である。故に教室の換氣に際しても、此位にすれば炭酸瓦斯は無くなるといつて、單に炭酸瓦斯のみを以て、換氣の目當てとしてをるのであるが、炭酸瓦斯が火鉢又は呼氣中から出た際には、熱度が高いからして自然に發散せんとするの傾を有し、随つてこれが排除は比較的容易である。加之炭酸瓦斯はこれを吸へば有害だといふに止まるのであるが、蒸發臭氣の方は其名の如く、惡臭が有つて不快感を起させる、次に呼吸機を害する、第三に頭痛眩暈等を起させる、第四に屢々恐るべきバクテリアを含んでをる、即ち傳染病者が兒童中にあれば、其病氣のバクテリアがこの臭氣と共に發散して、空氣中に浮遊

し、以て他の兒童に傳染するのであつて、學校に於ては如此徑路に依つてする病氣の傳染が、決して少くないことと思ふ。

然らば蒸發臭氣といふものは一體何所から出るのかといへば、人體の皮膚の全面から發するのであつて、彼の通氣の宜しく無い室に多人數集合する場合には、前より其室内に居る人は何とも感せぬけれ共、他より其室に入れば直ちに嗅覺を襲ふ氣がそれである。故に久しく如此室内にをる人が、頭痛眩暈等を起すのは、即ち此臭氣の害を受けたのである。而してベルツ博士の所説に依れば、羅紗はこの臭氣を發散するけれ共、木綿はこれを吸收するといふことである、されば木綿衣服國たる我國、殊に多數の兒童生徒の集合する學校では、實に恐るべき惡瓦斯なりといはねばならぬのである。故に余は全國の教育家に對し、切にこれが排除に就いて、深かき注意を促すのである云々。

左に大分縣に於て實施せる呼吸器病豫防法の大要を記さん。

一、教場、廊下及寄宿舎等には唾壺を備へ、中央は水を入れ置き、咯痰及唾痰は必ず唾壺に咯出せしめ、毎日清潔法を行ふべし。

呼吸器病  
の豫防法

- 二、書籍及器具の貸借を禁すべし。
- 三、筆、鉛筆、器具、貨幣、其他紙幣等の如き病毒媒介の虞ある物品は之を口にし、又は書籍を繻くに當り指に唾することを避くべし。
- 四、咳嗽咯痰ある生徒は、學校醫の診断を受けしめ、其傳染性のもの、又は重症なる時は、登校せざるやう注意し、尙登校する時も、亦學校醫の診察を受けしむべし。
- 五、體操、遊戯、修學旅行、運動會は勿論、沐浴、海水浴、冷水浴、及薄着の類は、可成之を奨勵し、襟巻は病氣の場合を除く外、之を嚴禁すべし。
- 六、家庭に於ては特に左の諸件に注意せしむべし。
- A、傳染性疾患ある家には近づかざるを要す。
- B、自家に於て咯痰ある患者を生せしときは、尖は水を入れたる唾壺を備へ之を略出せしめ、交換の際は石灰又は熱灰を十分混和し、地中に深く埋むべし。但し井と十分の距離を存するを要す。
- C、紙又は布片にて咯痰を取りたる時は、唾壺又は蓋物に入れ、又は散亂せざる様、戶外の地上に集め置き焼却すべし。

D、傳染性疾患ある患者の飲食器、什器及衣服等は健康者の物と區別すべし。

E、衣服毎に皮膚に接觸する物は、洗濯の上に乾燥せる物と時々交換すべし。

呼吸器の保護につきて、以上すでに述べたのであるが、愛媛縣立松山中學校の村井祿氏が曾て小學衛生資料、感冒のシーズンと題して教育時論紙上に述べられたるものは又大に實際家の参考となるものである、多少重複の虞もあるが左に轉載する。

感冒のシーズン

毎冬歳末から二月頃迄は感冒の季(シーズン)である原因は云迄もなく温度の低下する事と湿度の減少する事との二ツに基くので有つて、之が爲吾人の身體は調和を害せられるのである。其一つには體温の損失に依て皮膚機能は妨げられる即ち全身の汗腺—氣孔の發散作用の不調及鼻腔喉頭の粘膜は分泌を障害せられる爲各々充血發熱を惹起し來る、則、醫者の炎症カタルと云ふは該状態を指すのである。又二ツには空氣の乾燥が前述の場合皮膚分泌を阻害する爲である。夫であるから感冒の始りは體温の損失が動機で其手當さへ全ければ豫防し得る理屈である、然ば其手當と云ふは如何といへば、體温の失はれる場合

から述べるとすれば一、雪催の折悪寒を生ずるは衣服の不完全なるが一因で、二、雨天にお粗末な靴で出て終日濡れたまゝに居る事三、温い場所から寒い戸外へ急に出て居る場合又入浴の後も當然冷易いもので是等の場合に注意しきへすれば良いのである。

西洋人が日本の兒供はよく鼻汁を垂らす癖があるといふは尤だ夫は西洋人は入浴の稀な事で我々は三日と缺かさすには居らぬ。日本人が海外で頻繁(比較的に)入浴するを觀て、貴君は此頃に結婚なさるのですか」と問はれる(左様すると彼等は結婚でも爲なければ入浴を行らないと云ふ論法になる呵々)兎に角お互に入浴後はお粗末な紙障子の家屋で有る故體温の放散は一向氣を付けぬ是が小兒の鼻カタルの因で、鼻垂れ、小僧の成、因で、ある。

## 豫防の手當

閑話休題直に本論に入らう第一衣服は空氣を含み、身體に熱の不導體の一層を作り置く物なれば洗滌を繁く爲し、ふつくりしたるものたる事、綿も不導體とは云へ古く堅くなつたは空隙少なく従て不完全である、又木綿は有機物を吸収し

易く皮膚から發散した汗を含む故晝夜着通す様な無精は感冒の素地を作るのだ冬だから汚染せぬものゝ様に思ひ洗滌を怠るは非常識の甚しい事である、洋服は防寒には不完全である事は一般の知らるゝ通りで即空氣層の少きが其理由である是は歐羅巴の家屋で始て用を爲すので即彼には煖爐あり硝子障子あり室内は充分防寒の手當が行届いてゐる處で用ふる衣服である夫故我では下着に充分注意を要する處だ。次に肉衫に就ての注意を云へばスコッチ、フランネルの毛織は棉衣よりは吸収し難いから汚染は甚しくない併し夫だけ皮膚自身は清潔を保つ事が出來ぬから矢張り棉衣を度々更へる方が經濟的にも衛生的にも適つてゐる。

第二雨天の靴は價を吝まざれ、まして晴天用は孔が明いて居ても却て其方が衛生的である事を記憶せられよ、序に云て置くが靴は皮膚を弱くする、夫も穿き通すなら關はぬが通勤路だけに用ひ(温まつた足部を)屋内で急に冷却せしむる坏野蠻極まる方法でも洋服と同等で生活狀態の統一(一致)を破る事である。雨天に濕た靴や足袋の儘終日過すは求めて體温を捨るので之は必ず履代へを備

へなければならぬ。

第三湯上り(入浴後)或は火爐温室等にて温まりし皮膚を急に冷氣中に曝露すると云ふは無謀な話で其場合は充分防寒の準備して外出すべきで襟巻手套は斯ふいふ時に利用するのである。

第四には根本的準備であつて則皮膚の弾力を具備する事で之が凡ての方法に勝る事は今更ら繰返す迄もない。脂肪分を含む食物冷水摩擦等夫に就ては既に筆した通りである(前號)。皮膚中粘膜は抵抗力が弱い故之をして強からしむるには一の練習を加ふるが佳い、夫は毎朝洗面の折鹽水を鼻腔、咽喉頭に加へて洗ふのである濃度は三%即海水程で之を掌に受け強く鼻に吸込むので甚爽快を感じるものである單に冷水を吸入する事は甚劇しき刺戟を加へるから宜しくない。

霜燒(凍傷)も低溫の爲に惹起せらるゝ炎症であつて生理的に云へば減溫の爲皮膚毛細血管は收縮し其に由り血液の運行阻害せられ、自然物質の交換が滯滞する夫を急に温暖な場所へ持來した爲充血發熱を呈したに外ならないもので

あるから此理由にさへ氣を付くれば自然豫防は出来る譯である。

典書といふのは我家屋の内外の溫度が同一であるから襟巻を家に入りて脱した場合其室内で感冒に罹かる譯であるのだ、夫故平素としては我紙障子生活では用ぬが却て宜いのである事を附言する。

#### 罹病の手當

以上は豫防法であるが然らば一旦感冒となつたならば如何に所置をして可なるかと云ふならば則體溫の恢復を最初の手段とせねばならぬ、其保温法としては室内を温むるが第一、併し是れには從來の仕方では効果が見えない、何故ならば一重の紙障子で以て外界と隔離しようとする様な盲目一方な爲り方では何で甲斐があらう。で紙障子は其儘では悪いから之の内外から新聞紙等をピンで押付ける、特に庭に面した方が必要である次に建付けに注意し柱、障子襖間等を密閉せしむるのだ、或は紙片を折込み又は糸で障子骨同士を括るもよし底で火鉢に炭火を加ふるのである。次の注意は濕氣の充満を要する事で空氣に水分を含むが多い程肺の氣胞や粘膜からの分泌を容易ならしめて其處に最良に



恢復の機能を促し得るのであるから金盃に水を満てたるを火上に加へ沸騰せしむるのである而て又室内に紐繩を張渡しタオルでも布片でも水に濕して懸垂する即ち人體をして全く水蒸氣の飽和中に埋没せしむるのだ斯くして二晝夜も経過すれば咳嗽ぐらゐは何ともなく消滅してしまふ進では肺尖カタル氣管支カタル等に極く妙である此點に於て關西に行はるゝ蒸し風呂即蒸氣浴は最も進歩した方法である、以上は實驗上より得たのである。小兒の百日咳は其邊の病氣であるに由り始に注意しさへすれば十日咳位で癒してしまふ咳の療法では人手が足るならば濕布法が奏効顯著である即ち溫湯へ手拭等を浸し強搾したるを胸から脊肩へ捲き其外部を桐油紙で押へ置き衣を着け臥蓐するのである之は二時間毎に換へ二三日間晝夜連續するのである、過熱のものを當てぬ様注意せよ發熱には適した方法である。

體内の保溫 前述のは體の外部からの體溫恢復法であるが今度は體內からの保溫を述べる、則藥物例のアスピリン——ニグラム。夫から橙汁夏密柑汁に砂糖を加へ沸湯を注ぎし(ボンス)等を服用して體內の酸化燃焼作用を増大せしめ

體溫を補ふのである世の發汗劑の目的は夫であるで衣又は寢具は常より厚くして此處に小なる暖室を造るのである、之に室内に濕ひたる布片を垂るゝも更に良い。次は半淡法である腰湯と云ふ頭痛が伴ふ感冒は流行性である、且一家中に傳染する恐がある是杯も傳染病扱ひにして居室や使用器具をも隔離する必要があるのだ(特に嬰兒は)で初期に發熱の強くない時には半法が最適してゐる夫には肉衫二枚位を重ね臍より上に扼し寒くない場所にて稍熱き湯に十五分間位腰部以下を浴す汗ばみたらんには少時休み又汗を發する迄浴し、終らば其衣を臥蓐するのである。下宿生活など人手なき折の攝生法として最適良したる方法である(風呂屋を利用せよ)

最終に輕き咳嗽に對する手當を記す(病氣は輕症を放任する事位愚なるはない)之は教室に起つ方々は必要な事柄である御承知の通り其處は塵埃の氣圍氣であつて肺の氣胞に故障が起り易い、で手當の第一は職員の休憩室には平素湯を沸し置くべき事、休憩毎に湯一椀を採り椀の椽唇に水平に接し強く吸氣する、其要點は液體を飲むのではない即水蒸氣を吸入するのが主眼で濕潤に依りて塵

埃を洗ふのである。此事は誰にも爲さしめた實驗の結果である。彼のリモナーデ(例稀鹽酸一二滴に單舍利別を加へ水溶とす)にて度々喉を濕めすも可いが飲用のつもりならば間違である事を一寸申添へて置く。(本編に示す藥物は普通藥なり)

南日本就中東京の如き秩父嵐の吹すさぶ地の冬湿度の減少と温度の低下は實に恐るべきものである。感冒は萬病の基と昔から云ふ位であるから大に警戒して其最初に斯る簡易な方法で最速かに治療せしむる事が出來得る事を知らせ度く是も此煩多なる世に處する緊切な一方便であると思ひし由て、余の一點張なる保健法を述べた次第である。

(六)消化不良及腹痛胸痛 よく小學校兒童に起る病氣である、つい一時間ばかり前にはピン／＼と元氣よく飛び廻はつてゐた兒童が、急に腹が痛いとか、胸が痛むとかいひて弱つて仕舞ふ、或は俄に腹が痛いと吐瀉する兒童杯もある。是らは飲食物の關係が少からずあるので、家庭及學校共注意せねばならぬが、學校にては食物をよく咀嚼する習慣を附けたり、又生水をば濫りに飲まぬやう注意を與ふる

消化不良  
腹痛胸痛

がよい。其他運動の不足、姿勢の不良等よりして、この種病氣を醸すことがある、或は兒童等の中には、家庭に於ける飲食物の質が粗悪なるより起るもあり、或は寒中薄着のために病氣を起すこともあり、學校の設備非衛生的なるよりしてこゝに至れるものもある、この種兒童に對しては、其病狀によりては、醫師の來診を乞ふこともあり、家庭に通知することもあるが、教師は一時應急の手當をなすべきである、この種兒童を放任するが如きは酷である、而も性質の不明なる藥を飲ましむるが如きは危険である、注意せねばならぬ。

(七)神經衰弱 課業の過重、學習過度の結果、漸次食慾の減少、身體の倦怠を來し、小事にも心痛し、執着し、ついには不眠症に陥ることがある、これ神經衰弱の症である、小學校兒童中にもこれに罹るものがある、而し中等學校の生徒には、多くある。

左に記せるは、神經性兒童と題してペー、ホツヘ氏の述べたるものを兒童研究紙上より轉載せるものである、教育家たるものは、細讀注意すべきことと思ふ。

神經衰弱は實に二十世紀の疾患と謂ふを得べく、其流布廣くして其弊害の及ばす所大なり。世事に關與する大人は勿論、可憐の兒童の既に本症に悩むを見る。

神經衰弱

是れ或は遺傳的素因の存するものあらんも亦當今文化の弊或は誤られたる教育法に依り其原因をなす。就中兒童に來る症狀の甚だ興奮性なるは教育者にとりて多大の注意を要す。

兒童の一度本症に犯さるゝや其身體殊に腦髓は甚しく興奮さるゝを以て他の兒童に比し活潑となり、時に聰明或は精神早熟として現はれ、従つて記憶力強く、質問に答案に伶俐機敏を示す。又各種の感情著しく、興進し、想像力増進し、妄想となることあり。故に斯る兒童は感情に走り易く、何等の理由なくして涕泣し、夜間悪夢に襲はる。學校に於ては喧嘩を試み、成績概して不同となり、褒賞を受くることあれども又譴責さるゝ事多し。又斯る兒童は身體孱弱にして顔色蒼白、一見疾病の急なるを思はしむ。

以上は兒童に於ける興奮性神經衰弱の主徴にして、吾人は茲に其治療の途を講ずるに先だち、該疾患の誘因を追究せんと欲す。

現時の幼稚なる智識にては未だ全く精神開發を望むべからずとは屢々唱へらるゝ所なり。而して當今の學校教育を見るに、多くは學問所又は鑑別所の如き

觀を呈し、生徒は及第する爲め許多の材料を腦裡に詰込まざるべからず。斯る課程に、生徒の精神修養となり、將來を裨益するもの果して幾許ぞや。加ふるに教室の不備なる益々以て神經衰弱の猖獗を促すものなり。

學力に従ひ生徒の席次を定むるは非教育的と云ふべく、徒らに學生をして表面の成績を得るに務めしめ、精神過勞の結果遂に病魔の襲ふ所となる。又所謂専門教授の如きも其弊害大なるものあり、各専門教師は自己の教授する學課に生徒の全精力を注がしめんとするを以て、勢ひ生徒は家庭に於て他の學課を勉學せざるべからず。斯の如き精神過勞は纏て身心衰弱を惹起するは數の免がれざる所なり。

兒童の就學年齢に關しても熟慮を要することにして、現時の課程に堪ゆるには尙學齡を一年間延長せざるべからず。従て五歳乃至六歳の兒童を入學せしむるは不可なりといふべし。

又日常の學課を多様になすも宜しからず。是れ兒童と雖も學課以外に學ぶべきこと多く、殊に少女の如きは放課後音樂を學び手藝に務め、且尙家事に携はる

を要すればなり。

刺激性香料、贅澤なる肉食、酒精を含有するもの等は、神経及び血管を興奮せしむるを以て、児童の食料として適當なるものにあらず。

其他芝居、演武場、活動寫眞等の興業物を觀覽せしむるは、徒らに児童の精神を興奮せしめ、想像を過敏となし、些の利する所なし。又各種の小供會、小兒野球等も同様にして奢侈に流れ、風習上並びに健康上より見るも決して獎勵すべきものにあらず。又児童を大人の會合に參與せしむべからず、是れ大人により誘惑せられ絶えず興奮され、心身不安となるを以てなり。

児童の精神の完全なる發達を遂ぐるには、一定の休養と愛惜を要するは經驗の明示する所にして、爾他の生活力と同じく過度の興奮を受くれば消費せらるゝこと益々多く遂に其衰弱を來たすに至るものなり。今都會の児童と地方のものとは比較するに、刺激性及び興奮性感化の下に生長せる都會の児童は、閑靜なる田園に發育せるものに比し遙かに神経衰弱に罹り易きを見る。

又児童の讀書も大に注意すべきことにして、卑猥文學の如き感動的書物は児童

の感情を刺戟し、思想を病的たらしむるに與つて力あるものなり。故に書物は父兄の監督の下に撰擇せざるべからず。神経を強壯にするは是を體育に俟たざるべからず、然るに現時の學校教育は智育に執著し、體育を輕視する傾向あり。故に家庭は此缺陷を補ふ爲め二重の責任を要す。戶外運動は身體強壯に缺くべからざる光線、空氣、運動を與ふるを以て最も適當なる健康法なり。又游泳、驅走、跳躍、徒歩競争等も決して等閑に附すべきものにあらず。天候悪しき時と雖も児童は郊外に滞在せしむべく、又家内體操の如きは一日も缺くことなく勵行せしむべし。又睡眠は精神恢復に必要なものなれば充分安靜に熟睡せしむるを要す。寢室は廣く溫度と通氣に注意すべし。即ち溫暖なる日は終日窓を開放し夕景に至りて是を閉じ、冬季に於ては暖室法により約攝氏十五度の溫を保たしめ、二十分乃至三十分宛換氣を行なふ。

現今吾國民間に健康會なるもの組織せられ、定刊物を發行し大に體育獎勵に務めつゝあり。其範圍及び目的に於ては缺くる所なければども、其主なる事業は家庭に存するを以て、各人益々體育に留意し、近き將來に於て健全なる國民の現出